様式１－表紙

令和６年度　認証評価

群馬医療福祉大学
短期大学部
自己点検・評価報告書

令和６年６月

様式 2－目次

目次

自己点検・評価報告書.....1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....14

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】.....22
［テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神］.....23
［テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果］.....32
［テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証］.....42

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】.....60
［テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程］.....60
［テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援］.....82

【基準Ⅲ 教育課程と学習支援】.....104
［テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源］.....104
［テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源］.....116
［テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］.....121
［テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源］.....123

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】.....131
［テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］.....131
［テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］.....134
［テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス］.....136

【資料】
［様式 9］提出資料一覧
［様式 10］備付資料一覧
［様式 11～22］基礎データ
［様式 23］法令遵守状況一覧

様式 3－自己点検・評価報告書

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、群馬医療福祉大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 25 日

理事長
鈴木　利定
学長
鈴木　利定
ALO
土屋　昭雄
認証評価統括準備室　室長
橋本　広信

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4－自己点検・評価の基礎資料

（1）学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

宝徳元年	長尾昌賢が学問所を開設（本学の発祥） 長尾昌賢は本学園の祖にして現理事長・学長の遠祖
文化８年	正誼堂を開き、校舎を建つ。山崎闇齋の垂加流の国学（正直の二字を主張）を継承
慶応元年	昌賢学堂を設立
大正８年	昌賢学堂を昌賢中学（旧制）と改める。鈴蘭少女学園を設立
昭和 21 年	前橋女子商業高等学校を設立
昭和 23 年	前橋栄養高等学校を設立 鈴蘭少女学園を鈴蘭幼稚園と改称
昭和 26 年	財団法人昌賢学園を学校法人昌賢学園に組織変更、認可を受ける
昭和 35 年	前橋市元総社に新園舎を落成し移転
平成元年	群馬社会福祉専門学校（介護福祉学科）を前橋市元総社町に開校
平成３年	群馬社会福祉専門学校（社会福祉学科）設置
平成８年	群馬社会福祉専門学校（福祉保育学科）設置 群馬社会福祉短期大学 社会福祉学科（介護福祉専攻・社会福祉専攻）を前橋市川曲町に開学
平成 10 年	群馬社会福祉専門学校（介護福祉専攻科）を開設
平成 11 年	群馬社会福祉短期大学に陽明学研究所を開設
平成 14 年	群馬社会福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科（社会福祉専攻・児童福祉専攻）を開学 群馬社会福祉短期大学（介護福祉専攻）を群馬社会福祉大学短期大学部 介護福祉学科と改称
平成 15 年	群馬社会福祉専門学校 社会福祉士通信課程設置 鈴蘭幼稚園を、群馬社会福祉大学附属鈴蘭幼稚園と改称
平成 19 年	群馬社会福祉大学大学院 社会福祉学研究科（社会福祉経営専攻）設置
平成 20 年	群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校を開校
平成 22 年	群馬社会福祉大学を群馬医療福祉大学に名称変更 群馬社会福祉大学大学院を群馬医療福祉大学大学院に名称変更 群馬社会福祉大学短期大学部を群馬医療福祉大学短期大学部に名称変更 群馬医療福祉大学 看護学部設置

	群馬社会福祉大学附属鈴蘭幼稚園を群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園に名称変更 群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校を群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校に名称変更
平成 24 年	群馬医療福祉大学 リハビリテーション学部設置
平成 27 年	群馬医療福祉大学短期大学部介護福祉学科を群馬医療福祉大学短期大学部医療福祉学科に名称変更
平成 29 年	群馬社会福祉専門学校　精神保健福祉士短期養成通信課程開設 群馬社会福祉専門学校　両毛サテライトキャンパス設置 群馬医療福祉大学附属鈴蘭幼稚園を群馬医療福祉大学附属認定こども園鈴蘭幼稚園に改称
令和元年	短期大学部に専攻科（診療情報管理士教育）を設置
令和３年	群馬医療福祉大学　医療技術学部（臨床検査学専攻・臨床工学専攻）設置
令和６年	群馬医療福祉大学大学院　社会福祉研究科（社会福祉経営専攻心理臨床コース）設置

＜短期大学の沿革＞

平成８年	群馬社会福祉短期大学 社会福祉学科（介護福祉専攻・社会福祉専攻）を前橋市川曲町に開学
平成 11 年	群馬社会福祉短期大学に陽明学研究所を開設
平成 14 年	群馬社会福祉短期大学（介護福祉専攻）を群馬社会福祉大学短期大学部 介護福祉学科と改称
平成 22 年	群馬社会福祉大学短期大学部を群馬医療福祉大学短期大学部に名称変更
平成 27 年	群馬医療福祉大学短期大学部介護福祉学科を群馬医療福祉大学短期大学部医療福祉学科に名称変更
令和元年	短期大学部に専攻科（診療情報管理士教育）を設置

（２）学校法人の概要

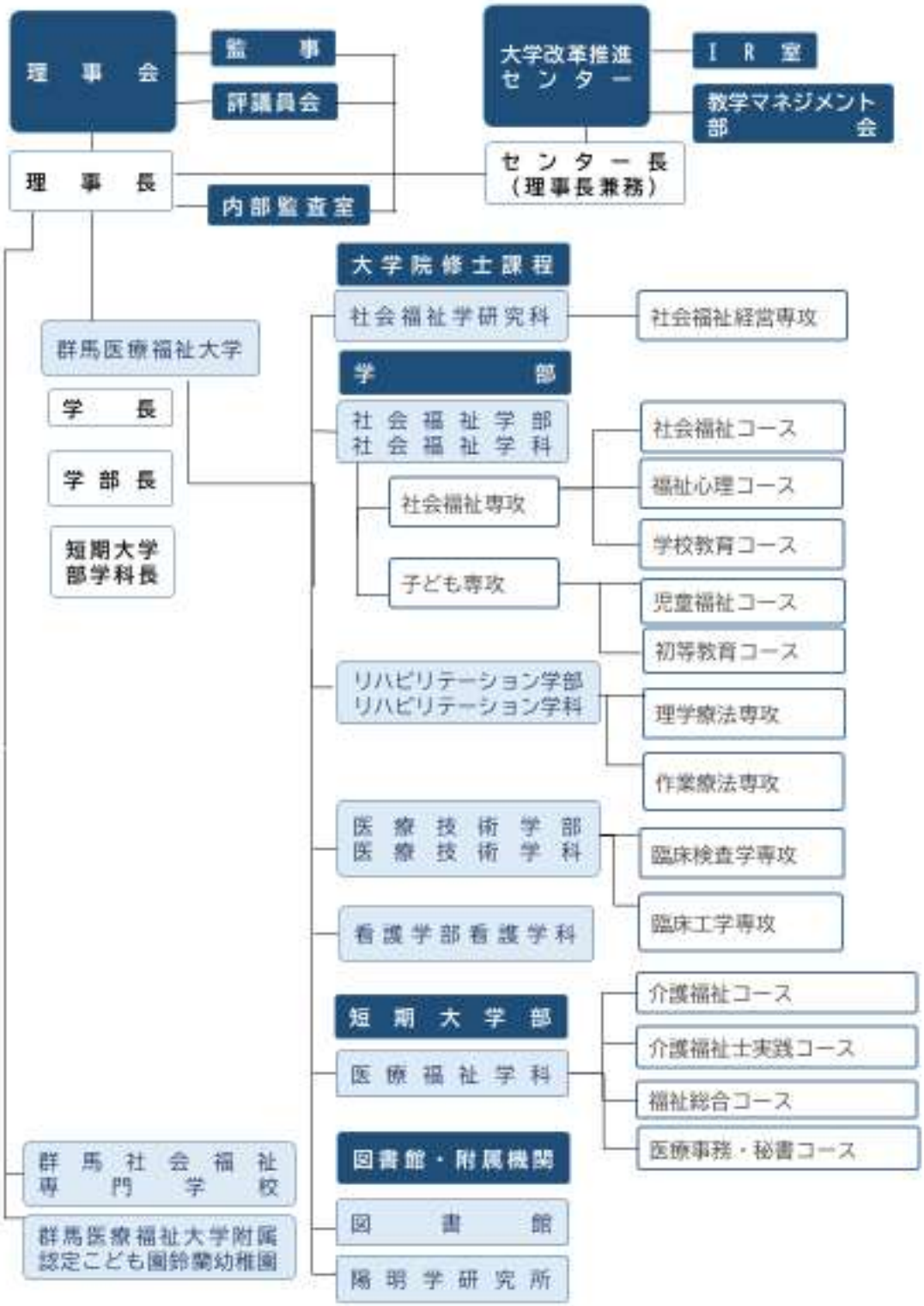
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- ※大学は三キャンパス分散体制のため住所を三つ記載した
- 令和６（2024）年５月１日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
群馬医療福祉大学	【前橋キャンパス】（社会福祉学部・医療技術学部） 群馬県前橋市川曲町 191-1 【藤岡キャンパス】（看護学部） 群馬県藤岡市藤岡 787-2 【本町キャンパス】（リハビリテーション学部） 群馬県前橋市本町 2-12-1 前橋プラザ元気 21 内（6・7Ｆ）	320 ※社会福祉学部３・４年次編入枠各 40 は除く	1360 ※社会福祉学部３・４年次編入収容定員含む	1156
群馬医療福祉大学短期大学部	【前橋キャンパス】 群馬県前橋市川曲町 191-1	40 （令和 6 年度変更。 5 年度は 80）	120	60
群馬医療福祉大学大学院	【前橋キャンパス】 群馬県前橋市川曲町 191-1	10	20	7
群馬医療福祉大学附属認定こども園鈴蘭	群馬県前橋市元総社町 152 番地	35	95	72
群馬社会福祉専門学校	群馬県前橋市元総社町 152 番地	※令和 7 年度募集停止	140	71

（３）学校法人・短期大学の組織図

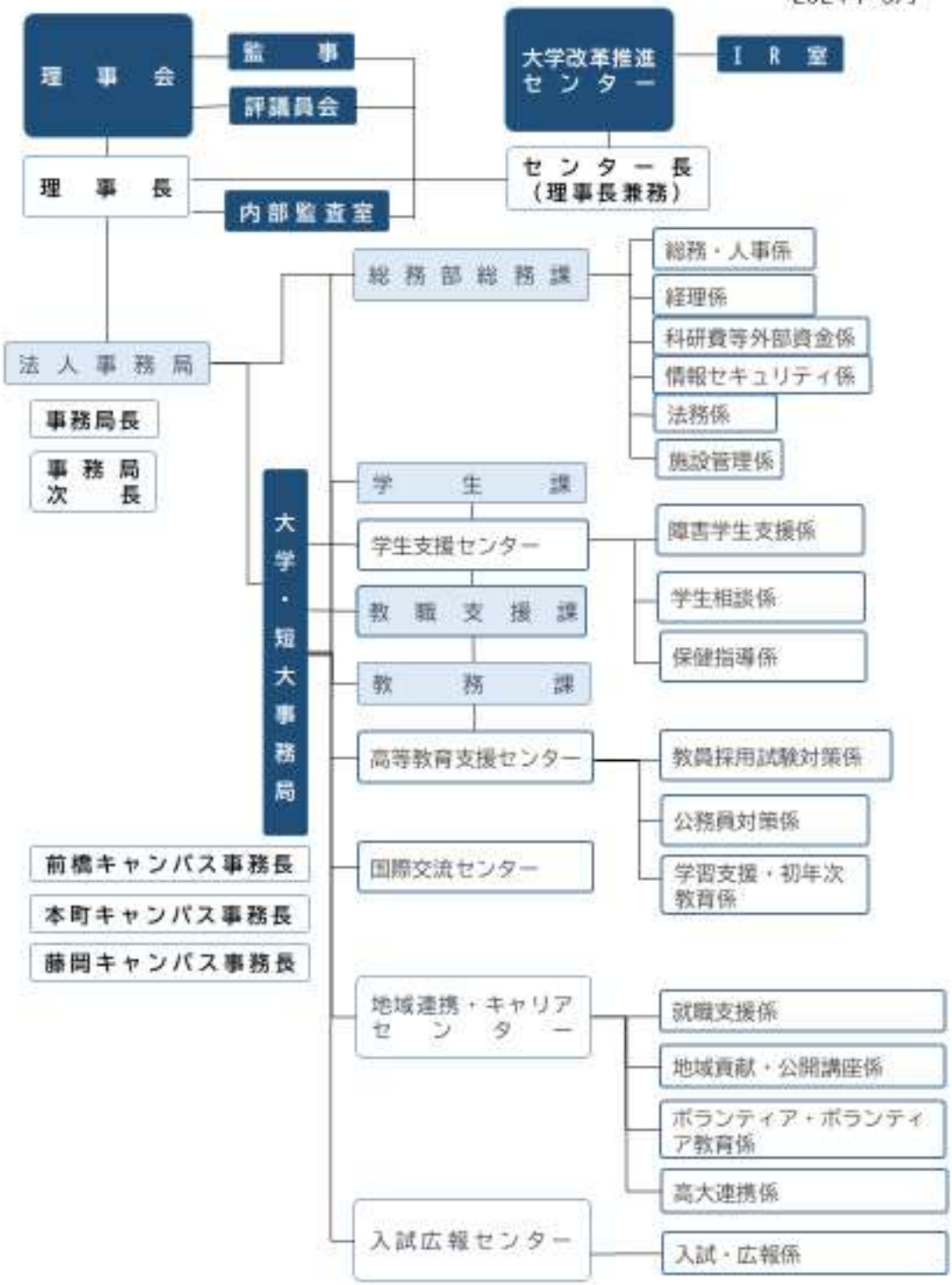
- 組織図　（教学部門・事務部門）
- 令和６（2024）年５月１日現在

学校法人昌賢学園 組織図（教学部門）　2024年 5月



学校法人 昌賢学園（大学・短期大学部）組織図（事務部門）

2024年 5月



（４）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■　立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

・本学が立地する前橋市（前橋キャンパス）の趨勢

前橋市が令和２（2020）年に策定した「第２期県都まえばし創成プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）」によれば、昭和 40（1965） 年には 254,595 人であった人口は、高度経済成長期を経ながら増加を続け、平成 12（2000）年には 341,738 人となった。総人口は、平成 17（2005）年以降、減少局面へと突入しており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、現状のまま人口減少 が進んだ場合、令和 27（2045）年には 275,657 人、令和 47（2065）年には 215,841 人となると推計されている。

出生数は緩やかな現象傾向が続いており、平成 16（2004）年に 3,000 人を下回って以降、2,300 人から 3,000 人の間で推移している。一方、死亡数は平成 19（2007）年に 3,000 人を上回り、増加傾向となっている。自然増減数については、平成 19 年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減が続いている。

平成 28～30（2016～2018）年の３か年平均で年齢階級別純移動数を見てみると、男女ともに若い世代（15～29 歳）の転出が顕著となっており、大学には若者の移動を和らげ、他地域から吸収し、定着をする役割が期待されているといえる。

なお、上記以外の年代では概ね転入超過となっており、特に、子育て世帯と想定される０～14 歳及び 30～39 歳の転入が多い傾向があることは、将来的な人口増につながることが期待される。

・出典【2020 年（令和２年）３月　前橋市政策部政策推進課　「第２期県都まえばし創生プラン （前橋版人口ビジョン・総合戦略）」】

■　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元年（2019）年度		令和２（2020）年度		令和３（2021）年度		令和４（2022）年度		令和５（2023）年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
岩手県	1	2.1								
福島県	1	2.1			1	1.9			1	2.9
茨城県			1	1.9	1	1.9				
栃木県					3	5.8			2	5.9
群馬県	40	83.3	40	75.4	35	67.3	29	91.0	26	76.5
埼玉県	2	4.2	1	1.9			1	3.0		
千葉県					1	1.9	1	3.0	1	2.9
神奈川県			1	1.9						

新潟県	1	2.1	1	1.9	3	5.8			1	2.9
長野県	3	6.2	6	11.3	7	13.5	1	3.0	3	8.9
山梨県					1	1.9				
愛媛県			1	1.9						
その他			2	3.8						
合　計	48	100.0	53	100.0	52	100.0	32	100.0	34	100.0

■　地域社会のニーズ

本学は併設大学を含めると３つのキャンパスがある。（前橋市：前橋キャンパス、本町キャンパス、藤岡市：藤岡キャンパス）それぞれのキャンパスが位置する前橋市と藤岡市には人口減少と若者の転出という課題がある。さらに併設大学の本町キャンパス（前橋市）がある前橋市の市街地中心部は、深刻な高齢化や事業承継の問題も抱え、現在再開発の課題に取り組んでいる途上にある。こうした中、大学が地域の中で若者が集まる拠点となり、地域の住民との交流や地域貢献を通して、活性化や人口増加などにおいて役割を発揮することが期待されているといえる。

■　地域社会の産業の状況

前橋市は、その「第七次総合計画」（2018 年策定 2021 年改訂）の中で、少子高齢化の進展と、これまで経験したことのない人口減少が目前に迫るとう危機感のなか、低成長時代を前提とした自治体経営が求められているとしている。こうしたな厳しい時代の中でも、市民がまちに愛着や誇りを持ち、多様な価値観のもと、それぞれの自己実現が図られ、繋がり合うことを目指して、「前橋らしさ」を発揮しながら持続可能なまちづくりを進めることが大切だとした。

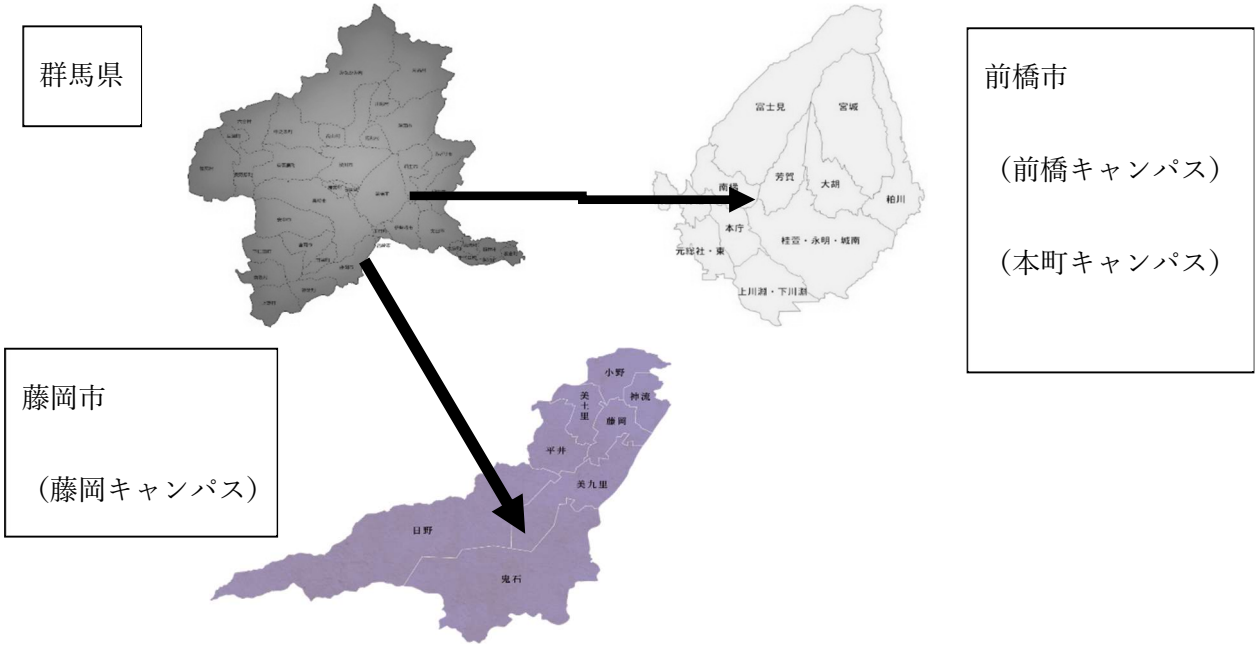
第七次前橋市総合計画における基本構想は、まちづくりの基本理念を表す「ビジョン」と、まちづくりを推進するための「政策方針」から構成されている。その「政策方針」では、まちづくりの目標（将来都市像）を掲げ、それを実現するために市民が取るべき姿勢（行動指針）や、展開すべき政策別の指針（まちづくりの６つの柱）などが示されている。

①　教育・人づくり
②　結婚・出産・子育て
③　健康・福祉
④　産業振興
⑤　シティプロモーション
⑥　都市基盤

という６つの目標いずれにおいても、直接間接に、大学と学生の存在が、そこに貢献を果たすということが期待されているといってよい。

・出典２．【令和３年　第７次前橋市総合計画 2021 改訂版】

■　短期大学所在の市区町村の全体図



※本町キャンパス及び藤岡キャンパスは併設大学のキャンパス。

（５）課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

①　前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
（１）学位授与の方針と学習成果が混同されているので、学習成果を明確にする必要がある。 （２）自己点検・評価報告書の基礎資料「課題に対する向上・充実の状況」について、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付されていたが、留意事項及びその履行状況にその記載がない。また、提出された自己点検・評価への組織的な取組が望まれる。 （３）シラバスにおいて、評価方法に出席点を明示している科目が散見されるので、改善が望まれる。 （４）短期大学の収容定員充足率が低いことから、充足率を改善することが望まれる。
(b) 対策
（１）、（２）、（３）については、後述する本文中に記載。 （４）について、入学定員充足率については、令和元年度 60%、令和２年度 66%、令和３年度 65%、令和４年度 40%、令和５年度 43%と推移している。また、収容定員充足率においては、令和元年度 66%、令和２年度 62%、令和３年度 64%、令和４年度 51%、令和５年度 41%となっており、「定員充足率の平均が 0.7 倍未満」となっている。。

直近の令和５年度の入学者は前年比３％増とはなったものの入学定員充足率は令和４年度、令和５年度とも 40%台といった状況にある。

こうした状況下において、短期大学部では従来通りの入試広報センター及び入試広報委員による学生募集活動に加え、短期大学部教員による独自の募集活動を実施している。

令和３年度及び令和４年度で計３回、〈ナイトオープンキャンパス〉を開催している。これは、部活動や仕事により通常の時間帯でのオープンキャンパスへの参加が困難な高校生、付き添いの保護者向けに、学校帰りや仕事帰りなどに、気軽に足を運んでもらうことを目的に企画をし、実施しているものである。

さらに、令和４年度には、県内にあるプロスポーツチーム・実業団チームに対し、選手のセカンドキャリアという視点から、本学介護系コースの紹介や説明を行っている。これは、選手生命が短めのスポーツ選手の多くが引退後の仕事探しに困惑している状況に対応できるのではないという考えに基づく試みである。短期大学部が業界との間の橋渡しをすることで、体力やコミュニケーションに恵まれたスポーツ経験者のキャリアを、常に人材が不足しがちな介護業界で活かすルートが作れるのではないかと考えている。当然、こうしたルートにより入学する社会人が増えれば、短期大学部の新たな学生募集の流れを作ることができる。これについては、今後も継続的に関連団体などへの訪問を繰り返しながら、理解を広げていきたい。

また、入試広報センターの職員とは別に、令和５年７月 19 日～８月 23 日の間で、県内の 70 の高校に対し、短期大学部教員による高校訪問を実施している。教員による訪問と教育内容の説明を通して、より専門的な話や学科コースの特徴、さらには日頃関わっている在学生、短期大学部卒業生の近況などを事細かに高等学校教員に伝えることが、短大進学への理解や生徒への後押しにつながると考えている。この試みについても、今後も継続して行っていく予定である。

そのほか、令和５年度に医療秘書の役割・必要性、さらには本学が「日本医師会認定 医療秘書」の養成校であることを周知するためのポスター2000 枚を用意し、群馬県医師会協力のもと、県内医療機関に発送、掲示依頼をしている。

県内でも少子化が深刻化する中、即効性のある改善策はなかなか実現できてはいないものの、上記に挙げたような、地道で息の長い募集活動を展開し続けることに努力を注いでいる。こうした種をまくような活動が、次の年度に向けた学生募集の改善ということのみならず、将来的に緩やかな増加傾向を実現するための契機となるよう、今後も短期大学部教員一丸となって、定員確保に向けて取り組んでいく決意である。

さらには、①生涯学習機関としての役割を重視する。生涯学習という視点で考え、「介護は若い世代が担うもの」という固定概念を払拭し、高年齢者が新たに活躍できる就労の場を考えていくことも、今後は必要である。このことから、介護施設と連携を図り高年齢者が介護福祉士として就労可能なモデルケースを構築していくことも介護福祉士養成施設の使命と考える。実際に、本学で行っている公開講座や市委託で行っている「訪問型サービス A 従事者養成研修」の受講者をみても需要が見込まれる。このことを推進することで社会人の入学者増を図っていく。介護現場で働く資格未取得者を対象としたカリキュラムを検討し、「介護福祉士実践コース」の入学者獲得にも努めたい。

②「日本語学校との連携により外国人入学を推進する。検討事項として、受け入れ後の支援体制、学費関係、留学生の収入源、などが挙げられた。令和元（2019）年４月より学内に「国際交流センター」を設け、外国語（英語、中国語）に長けた教職員を配置し、受け入れ体制を整えた。「介護福祉士実践コース」に所属することで、学業とアルバイトの両立が可能となり、留学生にも適していると考えられる。この点を日本語学校などに情報提供し、入学につなげていく。
(c) 成果
（1）、（2）、（3）については、後述する本文中に記載。 （4）について、令和６（2023）年５月時点では、特に改善の兆候は見られず、入試広報センターとも協働しながら、年間を通して、継続して募集活動に取り組んでいくものとする。 ①については、厚生労働省の離職者訓練事業の委託訓練先として訓練生を受け入れ、さらに、「介護福祉士実践コース」を設け、（介護福祉士実践コースとは、特別養護老人ホーム等で介護業務の補助としてアルバイトをしながら介護の実践で技術などを身につけることができるコース）新卒者だけでなく、社会人も含めた募集を強化していく。同時に、介護福祉士を目指す人材発掘のため、公開講座等を通じて介護福祉業務の重要性と魅力について地域へ向けて発信している。 学生のニーズ・社会のニーズに適した教育内容の充実に取り組み、その情報をガイダンスやオープンキャンパス等を通じて情報発信を継続することにより定員の充足に努めていきたいと考えている。 ②の方針に関しては、複数の日本語学校に対して募集活動を行ったが、日本語の習得度の問題が大きいこと、また、本学内の留学生受け入れ体制上の制約があり、直近５年間は３名の留学生入学にとどまっている。 今後はさらに強化するため、日本語学校等と連携を強化していく。 また、社会人入試を見直し、生涯学習機関としての役割もさらに重視するとともに、日本語学校との提携により外国人入学の制度化を進める方針である。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
３年間において研究業績が皆無の教員が一部存在することについては対策が必要である。また、外部研究費の獲得については平成 21 年度の科学研究費補助金への申請１件のみであるため、鋭意努力が望まれる。
(b) 対策
指摘事項について、一部の教員が関連学会で研究発表するなど、研究活動に注力した。また、介護福祉士の養成教育の教員の集団として、介護福祉士養成に関わる研究課題を挙げ、チームで研究活動に取り組んだ。
(c) 成果
介護福祉養成校協会関東ブロック大会にて代表者が研究発表を行った。 さらには、医療事務・秘書コースを設置したことにより、医療事務・秘書養成に関わる

研究課題を挙げ、チームで研究活動に取り組む予定である。高等教育機関に籍を置く者として研究活動を命題とし、成果を出したいと考えている。

③　前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a) 欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
（１）評価の過程で、監事が出席していない評議員会が複数回開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監督業務が行われていないという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後はより一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれたい。 （２）評価の過程で、学校教育法施行規則の規定に基づく教育研究活動等の状況についての情報公表について、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」の公表が不十分であるという問題が認められた。 当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は法令順守の下、より一層自己点検・評価活動を充実し、適切な学校法人運営に取り組まれたい。
(b)履行状況
（１）監事は、寄附行為第 15 条（監事の職務）に定められた監査に関する職務を遂行している。すなわち、業務の監査、財産の状況の監査（会計監査)、理事の業務執行の状況の監査（業務監査）等である。監事は規定に基づき、本学の内部監査室や総務課とも連携をしながら情報を共有し、適宜監査を行っている。 監事は、毎会計年度の監査報告書を公認会計士と連携して作成し、評議員会や理事会へ当該会計年度終了後３か月以内に提出している。監査報告書は毎年度公式ホームページ上の「基本情報公開」にて公表し、学内外問わず閲覧することができる状態となっている。 （２）本学は、学校教育法施行規則第 172 条の２の規定に基づく「教育情報」及び私立学校法第 63 条の２の規定に基づく「財務情報」について、ホームページにおいて公表・公開している。

④　評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

〇併設大学の医療技術学部　大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査における指摘事項「是正」について

(a) 指摘事項　※是正
・「定員充足が極めて低いことから、学生確保の個々の取組と入学者数との関連を十分に調査・分析し、必要に応じて収容定員を見直すなど、定員充足の不断の改善に取り組むこと」と是正が付された。
(b) 履行状況
・前述の通り、定員確保への取組を行っている。同時にこれまでの状況を踏まえ、定員をこれまでの 80 名から 40 名に減らし、教職協働で定員確保へ向け取り組んでいくものとする。 　また、18 歳人口減少に伴い、社会人の学び直し（リカレント教育）の取組を新たに試みることとした。この取組は前橋市との連携（包括連携協定）によるもので、昨今の介護離れに歯止めがかからない状況もあり、地域の方々（社会人等々）に介護を身近に感じてもらい、自分事として捉え、リカレント教育の充実を図り、学び直すことの魅力を発信し、定員確保に向け継続的に取組むものとする。

（６）公的資金の適正管理の状況（令和５（2023）年度）

■　公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金の適正管理については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に応じ、規程等の整備がなされている（提出資料『諸規程集』）。
これに関連する規程等には以下のものがある。（提出 - 規程集）（以下、規程名を挙げたものには規程集の番号を付すこととする）。
「群馬医療福祉大学　研究倫理規程」（同『規程集』D-31）、「群馬医療福祉大学　研究活動における不正行為の防止等に関する規程」（同『規程集』D-32）、「群馬医療福祉大学　研究者行動規範」（同『規程集』D-30.2）、「群馬医療福祉大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」（同『規程集』D-37）、「群馬医療福祉大学　コンプライアンスの推進に関する規程」（同『規程集』D-38）、「群馬医療福祉大学資金適正執行規程」（同『規程集』D-39）、「群馬医療福祉大学　競争的資金等の取扱いに関する規程」（同『規程集』D-41）、「群馬医療福祉大学　公益通報等に関する規程」（同『規程集』D-46）。

これらにおいて公的資金の適正管理のあり方について定め、適正に管理している。（上記の規程等は対象に同短期大学部を含んでいる）
上記の規程等は内部監査室により整備・改訂が随時行われ、本学の公的資金の獲得状況に応じて適正な資金管理ができるよう、見直しを図る体制ができている。
また、「研究活動（備付資料－『規程集』－「研究活動における不正行為の防止等に関する規程」』に記載されている通り、研究には研究責任者（競争的資金による研究では、研究代表者又は研究分担者）を置き、研究倫理の遵守、研究の適正な遂行、研究に関わる研究者の指導監督、研究費の管理及び執行、物品管理等について、管理監督している。

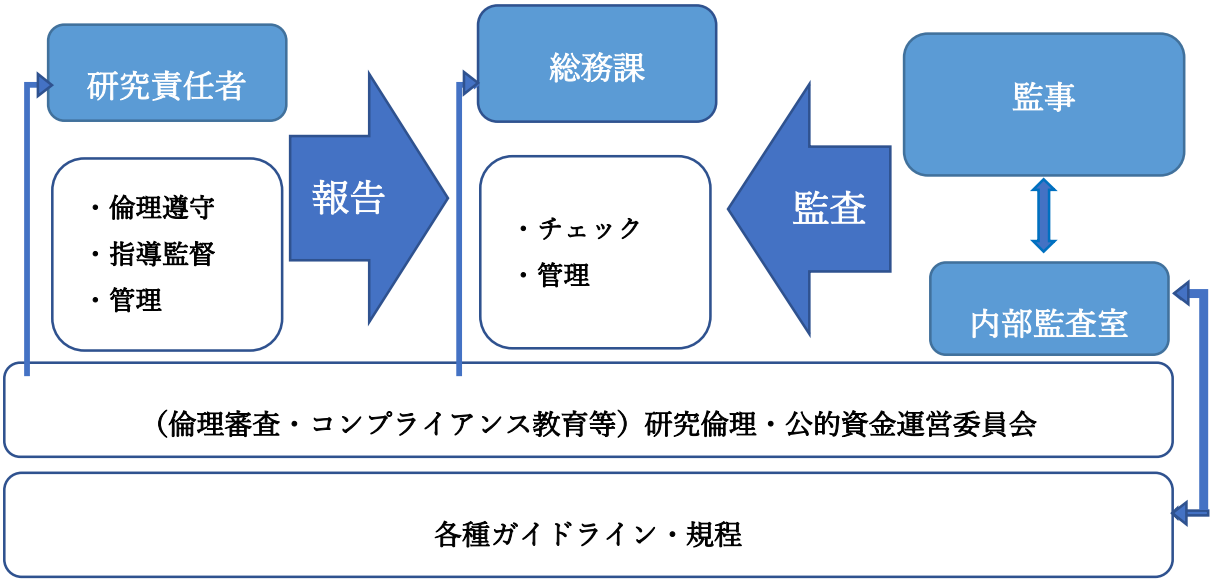
総務課担当者は研究責任者と協同しながら適切な資金管理を行っている。

また、研究者と事務職員に対しては倫理面の研修として、毎年１度、コンプライアンス教育を年度末の２月に定期的に FD・SD 研修として実施し、法令・社会的規範の遵守が研究遂行上重要である事を解説している。それとともに、令和６年度からは全専任教員に一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）提供による「研究倫理教育 e ラーニング」の受講を義務づけ、研究不正等の防止に努めている。

なお、研究倫理面においては「研究倫理・公的資金運営委員会」により、研究の申請時に倫理面での厳格な審査が行われている。その際、倫理審査の書類はクラウド（大学の共有ドライブ）にて保管し、承認書はファイルにて適正に保管されている。

公的資金の適正な運営・管理及び不正行為の防止を徹底するため、総務課を中心に資金の適正な扱いについてはチェックがなされ、外部資金については内部監査室による監査も年に１回実施している。また、公認会計士による期中監査（１月～２月）及び年度末の期末監査（５月）にてその書類を適切に報告している。監査の結果は期末監査終了後、監事による監査報告書にもまとめられている。また、年度内に数回行われる理事会に監事が出席する際は、都度書類を監事に報告している。これらの定期的な監査によって不正を防止する体制が整備されている。

【公的資金管理運営チェック体制図】



2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和５（2023）年度を中心に）

1）　自己点検・評価の組織・委員会等：全学的な自己点検・評価に関するアセスメントのための部署とアセスメントモデル

本学では、自己点検・評価を主な任務とする「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」はもちろん、それ以外のセンターや全学および学部単位の委員会により年度当初に作成される「事業計画」と、年度末に活動を総括する「活動報告書」の作成による通常の自己点検・評価活動が行われている。これらは大学改革推進センターによって集約され、特に課題があるものについては大学改革推進センター会議で議題として取り上げたり教授会での報告を求めたりすることで、改善を促すサイクルを動かしている。

こうした教職員の全員が参画するセンターや委員会などの自己点検・評価活動以外に、大学・短期大学部合同の自己点検・評価に関わる組織が主に八つある。その一つ一つが、学長の指示の下に役割を分担しながら連携することにより、大学運営や教育活動の質を保証し改善をするシステムが稼働している。

上部組織として、自己点検・評価に関わる全体のプランを検討し方針としてまとめ、指示を出す部署としては①「大学改革推進センター」が設置されている。センター長である学長が会議のテーマや方向性を主導し、②「IR 室」の室長を兼務する学長補佐が企画立案の中心者となり、毎月１回をめどに改革改善に向けた課題について議論をリードしている。ここには学部長、部課長、事務長等、管理職及び教学マネジメントに関する部門の代表者が参加をし、全学的な体制で、内部質保証システムの改善などに関する大方針を話し合い、その結果を教授会等で審議の上、全学に周知を図る仕組みができている。

大学改革推進センターで課題として取り上げられた教学上の問題の方針を検討するための専門部会として組織されているのが、③「教学マネジメント部会」である。いわゆる３ポリシーと教育課程との整合性の検討・見直しや、内部質保証に関する仕組み、また関連する取組全般に関わる問題を検討する専門部会として、令和５年度は様々な問題について話し合った。

日常の教育活動や大学の運営全般を、外部機関による認証評価の取組みと連動させつつ行っているのが、④「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」である。内部質保証の仕組みが機能することを目的に、委員長を中心にしながら、授業評価アンケートなど各種の調査結果をもとに、より効果的かつ実効性のあるPDCAサイクルを設計し動かすことを目指し、鋭意努力をしている。

こうした自己点検・評価結果に基づき、学長の指示を仰ぎながら毎年計画的・継続的に研修を企画・運営しているのが、⑤「FD・SD 委員会」である。また、監事や評議員と連携を図りながら、学長の意図を汲んで独自に各種の調査や評価及び報告を行うのが、⑥「内部監査室」である。理事会や評議員会での審議や議論の動向を踏まえながら、大学全体の健全な運営が果たされるよう、教員の雇用状態や活動および研究、事務職員の業務の円滑な遂行などに関して、諸環境の改善を目指した提言・提案を行っている。

これらの組織の他に、外部機関による認証評価のタイミングに合わせて、全学的に組織されるのが、⑦「認証評価統括準備室」である（活動の記録は後に記載）。今回の認証評価の準備もおよそ２年前から計画を立てつつ、認証評価に係る資料の収集計画や情報共有を図りな

がら、自己点検・評価報告書の作成を担ってきた。この準備室の指示により認証評価のために臨時に組織される⑧「全学認証評価準備委員会」には、学長をはじめ、学部長、事務局部課長、委員会委員長のほぼすべてが参加をしている。ここで自己点検・評価に関わる全学的な方針や情報や認識を共有し、認証評価の具体的な準備の指示や検討も図られる。このように、本学においては、全学を挙げて自己点検・評価および認証評価に取り組む体制が組織される形になっている。

2）　自己点検・評価の組織・委員会等に関する主な担当者一覧

群馬医療福祉大学・同大学短期大学部自己点検・評価組織・委員会	役　職	中心者氏名
大学改革推進センター	センター長	鈴木　利定（学長・理事長）
大学改革推進センター	副センター長 ※学長補佐	田口　敦彦（社会福祉学部教授） ※センター内業務に関する学長補佐
IR 室	室　長	田口　敦彦（同上）
内部監査室	室　長	平形　和久
同上	大学 ALO	森田　隆夫（リハビリテーション学部教授）
同上	短大 ALO	土屋　昭雄（短期大学部教授）
認証評価統括準備室	室　長	橋本　広信（リハビリテーション学部准教授）
自己点検・評価・コンプライアンス委員会	委員長	橋本　広信（同上）
FD・SD 委員会	委員長	大久保　圭介（社会福祉学部助教）
同上	副室長	鈴木　靖弘（短期大学部学科長）
同上	副室長	中越　信一（本町キャンパス事務長）
同上	室　員	辻　志帆（短期大学部講師）
同上	室　員	植田　裕太朗（短期大学部講師）
同上	室　員	木田　茂樹（短期大学部講師）
同上	室　員	山口　智晴（リハビリテーション学部教授・副学部長）
同上	室　員	劔持　貴史（看護学部講師）
同上	室　員	曽我部将太（医療技術学部助手）
同上	室　員	菅波　謙司（看護学部教務課員）

3）　自己点検・評価の組織図

【自己点検・評価の組織図】（規定は「提出資料―規程集」）令和５年（2023年）度



４）組織が機能していることの記述

学校教育法第 109 条で定められた認証評価に対応するため、具体的に令和６年(2024 年)度の受審を想定し、その２年前の令和４年（2022 年）７月、認証評価に向けた準備をとりまとめ実施するための組織である、「認証評価統括準備室」を開設する準備が進められた。指名を受けた室長と学長の判断により、令和６年度の受審においては大学の認証評価機関の変更を行い、大学・短期大学部共に同じ機関において受審をすることとなった。

この機会に新たに認証評価の基準や観点を参考に様々な改革を行いながら準備を進めるため、学長のリーダーシップのもと役職や肩書に捕らわれずに ALO や準備室の室員の人選が進められ、大学改革推進センター会議にて人選が承認された（大学改革推進センター会議議事録)。立ち上げ当時のメンバーとその後の活動については後に示す「活動記録」にある通りである。なお、令和４年度のＳＤ研修として９月 14 日にマクロレベルでの研修「認証評価適合を見据えた共通認識の形成」を実施し、全学の教職員の 93.4%が参加した。また、令和５年度のＳＤ研修（令和６年１月５日）においても、認証評価に関する研修として「「大学の質保証強化に関する研修」（大学設置基準改正を中心に）を行い、80.5%の教職員が参加をした。なお不参加の場合にも映像で見られるように対応し、教職員全員が認証評価を意識して教育活動や大学運営に参画できる体制作りに努めた。

準備室では室長を中心に認証評価に関する資料を収集しながら、対応や準備の構想を練り、自己点検・評価に関する部署に、事前の準備に入るよう指示がなされた。また、同時に認証評価とは別に行われている多くの本学の自己点検・評価活動と認証評価の活動を対応させることも意識した。なお、多くの関係者を招集して行う全体的な会議については議事録を作成し、活動の確認を行っている。また、通常の打ち合わせ等や個別の活動については、なるべく活動記録として残すようにした。

以下、基準Ⅰ-C-１に示すような詳細かつ具体的な自己点検・評価の活動とは別に、ここでは、本学における自己点検・評価の組織が機能していることを示すため、認証評価の直接的な準備というより、今回の認証評価に合わせて行われた、大学の評価や改善の動きについて、令和５年度中に行われた取り組みのうち主なものを『令和５年度　センター・委員会活動報告書』などから抜粋し、簡潔に記載する。

※内容欄に報告・議題提案などの部局名の記載のないものは「大学改革推進センター」の案件。

年　月	自己点検・評価の組織	内　容
令和５年４月	年度初めの会	「年度初めの会」で学長および認証評価統括準備室長より、全教職員に令和６年度に認証評価を受けることを説明し、委員会の活動計画を含め、全教職員で共通した意識を持つよう促した。
令和５年４月	大学改革推進センター第１回会議	・ＤＰの見直し、カリキュラムの改善構想（教学マネジメント部会） ・授業評価アンケート（現状把握と改善に向けて）（自己点検・評価・コンプライアンス委員会） ・令和４年度国家試験結果について（高等教育支援センター） ・ＧＰＡ経年比較（ＩＲ室）
令和５年５月	大学改革推進セン	・全学教養プログラム構想について（教学マネジメント

	ター第２回会議	部会） ・定員未充足学部の対応検討 ・2023年度ＦＤ・ＳＤ研修について（ＦＤ・ＳＤ委員会）
令和５年６月	大学改革推進センター第３回会議	・大学改革・教育内容等の充実、改善に向けての意見聴取 ・2022年度　学習実態調査（ＩＲ室）
令和５年７月	大学改革推進センター第４回会議	・令和4年度事業報告書（内部監査室） ・学生の意見聴取の会について
令和５年９月	ＦＤ・ＳＤ委員会	・（ＦＤ）マクロレベル研修「chatＧＰＴ等生成ＡＩへの理解と学内での対応」 ・（ＳＤ）マクロレベル研修「本学における教育理念の再確認と展開」
令和５年10月	大学改革推進センター第５回会議	・ポリシー見直しについて（教学マネジメント部会） ・学生満足度調査・改善に向けた取り組み（学生委員会） ・社会人基礎力について（ＩＲ室） ・私立大学等改革総合支援事業等について
令和５年11月	大学改革推進センター第６回会議	・学生の意見を聴取する会　改善事項検討 ・高大連携　「情報交換会」について（地域連携・キャリアセンター）
令和５年12月	大学改革推進センター第７回会議	・今後の対策と検討「各学部でどのような取組が必要なのかについて（各学部長） ・リハ養成校における現状と課題（リハビリテーション学部副学部長）
令和６年１月	ＦＤ・ＳＤ委員会	マクロレベル研修「大学の質保証強化に関する研修」（大学設置基準改正を中心に）
令和６年２月	ＦＤ・ＳＤ委員会	マクロレベル研修「障害を持つ学生への学修支援」
令和６年２月	大学改革推進センター第８回会議	・令和５年度まとめと改善事項点検 ・令和６年度会議運営の見直し、確認 ・特待生規定、学生満足度調査の進め方（学生課・学生委員会）
令和６年３月	認証評価統括準備室	・認証評価統括準備室　会議（現状報告と今後の準備状況の確認、役割分担等）
令和６年４月	認証評価統括準備室	・全学・認証評価準備委員会
令和６年５月	認証評価統括準備室	・自己点検・評価報告書資料収取と作成作業
令和６年６月	認証評価統括準備室	・自己点検・評価報告書の完了と提出・備付資料等の作成、発送完了　認証評価第一次準備完了予定

５）　自己点検・評価報告書完成までの活動記録（令和５年度を中心に）

開催年月日	内　容
令和４年 ７月13日	学長指示により、大学改革推進センター会議にて承認を受け、認証評価統括準備室を立ち上げ。室員の顔合わせをし、役割分担打ち合わせ。 ○ALO（大学）：森田　隆夫（リハビリテーション学部　教授） ○ALO（短大）：土屋　昭雄（短期大学部　教授） ○室　長：橋本　広信（高等教育支援センター員、リハビリテーション学部　准教授）

	○副室長：鈴木　靖弘（秘書室長、前橋キャンパス事務長（当時）・令和5年度より短大学科長） ○副室長：細野　悟（教務課員）　※令和５年11月退職により、菅波謙司（看護学部教務課員）氏に交代（令和６年１月交代） ○副室長：中越　信一（リハビリテーション学部事務長、地域連携センター長（当時）） ○室　員：劔持　貴史（看護学部　講師） ○室　員：曽我部　将太（医療技術学部　助手） ○室　員：山口　智晴（リハビリテーション学部　副学部長・教授） ○室　員：佐藤　清智佳（総務課） ○室　員：桑原　誠（令和５年６月末退職）
令和５年 ２月15日	「令和４～６年度短期大学認証評価に関する評価員候補者推薦書」（辻志帆分）を発送。
令和５年 ２月20日	ALO変更届およびALO連絡先等一覧を発送。
令和５年 ２月20日	認証評価に関する〈アセスメント・プラン〉（案）の作成依頼を、メールにて自己点検・評価・コンプライアンス委員会メンバー、および認証関連部局長に郵送。
令和５年 ２月22日	（公益財団法人）日本高等教育評価機構への退会書類、及び（一般財団法人）大学・短期大学基準協会への入会書類を郵送。
令和５年 ３月１日	自己点検・評価・コンプライアンス委員会で「アセスメント・プラン作成説明会」を開催した。➡完全なものは現状では完成が難しかったので、一部で作成を遂行した。
令和５年 ３月７日	日本高等教育評価機構から、退会受理の書類到着。
令和５年 ３月14日	大学・短期大学基準協会（JACA)から、令和５年３月13日付けで短基協総第306号「入会の承認について（通知）」を理事長・学長宛に送付の連絡があった。
令和５年 ３月25日	大学・短期大学基準協会（JACA)から、「入会後の手続き等のお知らせ」が到着。１．ALOの配置及び登録、２．評価員候補者の推薦及び登録 ※以上2つの書類は、令和５年４月18日（火）までに返送した。
令和５年 ４月１日	「年度初めの会」で学長および認証評価統括準備室長より、全教職員に令和６年度に認証評価を受けることを説明し、委員会の活動計画を含め、全教職員で共通した意識を持つよう促した。
令和５年 ４月11日	大学・短期大学基準協会へALO登録書等を送付した。
令和５年 ４月14日	【学修】と【学習】の使用法確認。【学習成果】など、「学習」に統一するという方針を大学・短期大学基準協会に確認をした。室長・副室長・ALOで共有し、後に教授会で大学改革推進センターの田口が全学に周知をした。
令和５年 ４月24日	「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」および「認証評価統括準備室」合同会議を開催した。①おおまかなスケジュール確認と②点検マニュアルに沿った、領域別のPDCAサイクルの点検役割分担決めをした。
令和５年 ４月26日	認証評価の領域担当員に、４月24日の合同会議の「議事録」をメールにて送信。９月中には「領域別自己点検報告書」としてまとめる予定とした。 ➡新しい基準やマニュアルですべて統一をして「報告書」を出す予定であったが、内部質保証に関する道具作りや点検体制を作ることまでで終わり、残念ながら年度内にまとめられなかった。

	➡令和６年度６月までに作成する、認証評価用の「自己点検・評価報告書」の提出版を新たな点検体制の出発・オリジナルとする方針を固め、以後は毎年度末までには担当を決めて点検をするということにした（令和６年度４月「自己点検・評価・コンプライアンス委員会　第１回統括会議」にて）。
令和５年 ６月14日	㈶大学・短期大学基準協会より、令和６年度の認証評価の審査申し込みに関する書類が到着。ALOの土屋・森田が書類を作成し、学長に確認。７月31日が締め切りとのこと。７月15日には提出完了をする旨確認。
令和５年 ７月10日	大学・短大ともに、認証評価の申し込み書類が整い郵送した。
令和５年 ７月19日	「令和６年度短期大学認証評価ALO対象説明会」への参加申し込み（鈴木靖弘学科長、評価員・辻、ALO土屋）。
令和５年 ８月23日	「令和６年度短期大学認証評価ALO対象説明会」※上記３名zoom参加
令和５年 ８月25日	「令和６年度大学認証評価ALO対象説明会」参加　ALO森田、学長：鈴木利定、認証評価統括準備室長：橋本、他、本学認証評価関係者多数参加（zoom参加）
令和５年 ９月13日	第２回自己点検・評価・コンプライアンス委員会統括会議開催。認証評価に関する現状の課題等について情報共有をした。
令和５年 ９月19日	第１回「認証評価に係る課題洗い出し　（拡大）認証評価統括準備室会議」を４限と５限帯にて開催。認証評価に関する基準やマニュアル、点検の観点をもとに、「本学として認証評価上整理すべき課題」を洗い出すことを狙いとして、意見を交換した。準備室・曽我部が議事録を担当。
令和５年 ９月21日	群馬医療福祉大学短期大学部が令和６年度短期大学認証評価校になった、正式な通知書類が到着。
令和５年 ９月22日	【関係部署へ依頼】（ミッションと連動をした学位プログラムごとの）「学習成果」を定めるため、GPAの目標値を決めることとし、認証評価統括準備室長から関係部署へ依頼。 ① 書類で挙げた他に「学習成果」に関する可視化に用いられるものがあるかを確認・検討し、申告すること。 ② ②各学部別に、「学習成果が認められる」とするGPAの到達度の目標値、目安となる指標を案として数値化してみた。数値を確認の上「そのまま」か「変更有り」のいずれかを決めて報告をすることとした。
令和５年 ９月22日	群馬医療福祉大学が令和６年度大学認証評価校になった、正式な通知書類が到着。
令和５年 10月６日	準備室長の橋本よりALOの森田及び土屋へ第1回認証評価準備委員会の開催の調整を依頼。また、3つのファイルを送付した。①課題の洗い出し（Word）、②課題の洗い出しを表にまとめた資料（Excel）、③学習成果の指標設定について（Word）。
令和５年 10月７日	大学と短大の評価を合わせて、3日間で設定することが可能か確認をした。回答として、「評価員の数からして難しい」とのこと。大学・短大それぞれ２日を用意する前提で日程を検討し調整することとした。
令和５年 10月７日	認証評価関係教職員へ第1回認証評価準備委員会の参加依頼をした。 また、4つのファイルを送付した。①課題の洗い出し（Word）、②課題の洗い出しを表にまとめた（Excel）、③学習成果の指標設定について（Word）、④アセスメント・モデル（例）
令和５年 10月26日	令和５年度　第１回（全学）認証評価準備委員会（学長、各学部長、部課長、主な委員会委員長招集）を開催した。

令和５年 10月17日	認証評価準備委員会にて評価マニュアルに基づき洗い出された課題に関する「改善計画」の立案、改善の推進を、関係部署の長に依頼した。「担当一覧」の右担当者欄に名前のある方は担当責任者。関係部署とも連携しながら、改善の計画を立案するよう依頼。
令和６年 ２月16日	認証評価統括準備室打ち合わせ ① 大学と短大のマニュアルの全項目確認 ② おおまかな今後の評価準備のスケジュール確認 ③ 「備付資料」等の作成担当者について調整を図った。
令和６年 ２月22日	認証評価用アドレスの開設。PC設置依頼、「備付資料」・「提出資料」担当者割振りと収集資料に関する確認作業。
令和６年 ２月24日	専用メールアドレス開設 大学の認証評価関連　D-ninsho@shoken-gakuen.ac.jp 短大の認証評価関連　T-ninsho@shoken-gakuen.ac.jp 上記アドレスに送信されたメールは橋本、土屋、森田に届く設定とした。
令和６年 ３月７日	認証評価準備室会議(橋本、森田、土屋、中越、佐藤、菅波、劔持) ・準備の進捗状況および認証評価準備期日について確認。 ・教員調書および研究環境の整備について　→菅波まで集約 ・規程集の確認について→村上学部長・曽我部により第１次文言修正、→中越事務長により第２次の修正をかけて文言や形式の統一を完成させることとした。他、「私立学校法の改正」、自己点検報告書の作成手順、認証評価統括準備室の物品について、話し合った。
令和６年 ３月７日	・橋本室長より、メールにて進捗状況の情報共有、資料整理の作業協力の依頼がなされた。以後、個別に資料提出状況によって、関係部局や担当者に、断続的に依頼を継続。
令和６年 ４月24日	２号館会議室にて、令和６年度の（全学）認証評価準備員会・第１回会議を開催。全学部長、関係部局長、関係委員会委員長等出席（詳細は議事録参照）。 ・これまでの資料提出状況の確認、今後の準備の予定、㈶大学・短大基準協会から出された「令和５年度（大学・短大）認証評価結果」報告書から、本学にも関係するような内容をピックアップした資料をもとに、重点項目の情報を共有。改善可能なものは改善に努めることとした。
令和６年 ５月１日	認証評価統括準備室に応援として短期大学部所属教員の木田、植田、辻が追加加入。主に、備付資料・提出資料の確認と整備を担当。 ・基礎データ集約係を劔持にする。
令和６年 ５月８日	個人調書・研究業績書提出完了。学部長、学長により内容確認作業に入る。その他、備付資料、提出資料、基礎データ部分の提出督促。
令和６年 ５月17日	授業改善のための報告書・全キャンパス分再点検（準備室内）
令和６年 ５月31日	自己点検・評価報告書分担執筆依頼（メール）配信。法令順守一覧部分。
令和６年 ６月５日	自己点検・評価報告書　とりまとめ・校正作業開始。提出資料等根拠資料などの一覧作成と確認作業の開始。
令和６年 ６月15日	規程集文言見直し終了（担当：中越）、整理作業、資料整理（劔持・森田）

様式５－基準Ⅰ

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］

＜根拠資料＞

提出資料

30　GUIDE BOOK　2024

1　「公式ホームページ：学長あいさつ・理念」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/message.html

3　群馬医療福祉大学短期大学部学則

2　学生生活 HAND BOOK　2023

8　ファクトブック 2024　内部質保証に向けて点検・改善資料：入学から就職までの可視化データ

備付資料

50　基礎演習　成果資料

48　令和５年度　後期オリエンテーション 学部・学年別スケジュール

49　令和５年度　新春オリエンテーション 学部・学年別スケジュール

130　各種委員会等議事録

14　令和５年度　群馬医療福祉大学　公開講座案内

16　令和５年度　群馬医療福祉大学　公開講座　参加者数一覧

17　令和５年度　夏季論語の学堂開催のお知らせ

18　令和５年度　冬季論語の学堂開催のお知らせ

19　令和５年度　論語の学堂 受講者人数一覧

5　「公式ホームページ:出前講座概要」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/admission/guidance/demae.html

13　藤岡市　まちなかキャンパス　報告書

7　出前授業　職業理解講座　shingaku アクセスオンライン　記録

20　「公式ホームページ: 読書の愉しみ」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/reading/）

21　「明窓浄机」　第３巻）

3　「公式ホームページ：社会連携・地域連携」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/cooperation/#gakushu

4　「公式ホームページ：連携協定締結の状況」
https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/extension/cooperation_list.pdf）

8　「学校法人昌賢学園　群馬医療福祉大学と群馬ヤクルト販売株式会社における産学連携に関する連携協定書」:（「産学官連携に関する協定書」）

9　群馬医療福祉大学と東地区地域づくり協議会との連携協力に関する包括協定書

11　CCRC 基本計画書　CCRC 事業連携証明書

12　ふじおか地域大学連携会議要綱　議事録

22　情報誌ふじおか　第３号

23　地域連携センター運営規程

24　令和３年・令和４年度　地域貢献活動報告書

26　令和５年度　高大連携協定締結校　一覧
10　群馬医療福祉大学　高大連携教育事業に関する協定書
25　令和５年度　高大連携事業のご案内
57　令和５年度　依頼ボランティア実施報告書
55　ボランティア活動記録簿
47　学習支援ボランティア実施のお願いについて
56　令和５（2023）年度　ボランティア活動ハンドブック　改訂版

［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］
＜現状＞

□（１）建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
＜現状＞
群馬医療福祉大学･同短期大学部の建学の精神は、本学の創立者である鈴木利定現理事長･学長の遠祖である長尾影仲（昌賢）が、宝徳元（1449）年に上州白井（群馬県北群馬郡子持村）に設立した「学問所」の建学の精神「仁」を伝承している。それらは現在、建学の精神と教育理念、教育目標という三つの次元で整理され、各種資料等で明快に示している。
（提出 - 30 pp.2-3）（提出 - 1）

【建学の精神】

○建学の精神　「仁」
本学におけるすべての教育活動は、建学の精神である「仁」を根本精神として行うものとする。「仁」の精神とは、真心をもって人の道を行い、世の中の役に立とうとする志を指す。

【教育理念・教育目標】

○教育理念　「知行合一」
本学はその教育理念を「知行合一」とする。心に抱いた仁の精神を、高度な専門技術と医療・福祉・教育の実践として現実社会に展開するべく日々の教育活動を展開する。

○教育目標　「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」
本学の教育理念に基づく教育目標は「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」とする。「質実剛健」とは、飾らない質朴・誠実さと健やかでたくましい精神であり、「敬愛」とは互いに敬い慈しみあう心である。「至誠」とはこの上もない真心であり、「忠恕」とは真心から発した思いやりのことである。

改めて本学の成り立ちに即して大学の教育理念・理想を示せば、以下のようになる。学校法人昌賢学園は、群馬県前橋市において、平成元年に群馬社会福祉専門学校を設立した。そ

の後、現在の前橋キャンパスの地に群馬社会福祉短期大学（現・群馬医療福祉大学短期大学部）を平成８年に設立。平成 14 年には群馬社会福祉大学（現・群馬医療福祉大学）社会福祉学部を同地に設立し、更に大学院（現・群馬医療福祉大学大学院）を平成 19 年に設立。関東圏において社会福祉の人材育成を先導する大学としての基盤を整備した。

その後、平成 20 年に前橋市街地にある現在の本町キャンパスに群馬社会福祉大学附属医療福祉専門学校（その後「群馬医療福祉大学附属リハビリ専門学校」と名称変更し、平成 24 年４月に大学学部へ改組したため平成 28 年３月に専門学校は閉校）を開校し、医療系の学部を有する大学へと発展した。

平成 22 年には看護学部、平成 24 年にはリハビリテーション学部を設立。これにより、社会福祉や教育の人材育成のみならず、医療従事者の育成にも力を入れる学園として発展を遂げ、令和２年には臨床検査学専攻と臨床工学専攻を擁する医療技術学部を前橋キャンパスに開設し、新たな船出を遂げた。

歴史の流れの中で学園の体制も大きく変化を遂げてきたが、建学の精神である「仁」の思想のもと、基本的に人に貢献する専門職を養成するために必要な人材育成を目指す学園として、一つひとつの知識及び技術の修得は当然ながら、そこに、人間としての力を養う全人教育と、より深い徳の涵養を重視する姿勢に変わりはない。

本学園の教育の射程は、何処であっても尊厳をもった人間に向けられている。本学園から、愛情と信頼関係を持って一人ひとりの人と人生に対峙し、持てる知と人間力を全力で発揮し、人を支え、勇気づけ、社会の隅々に光を届かせる人材を輩出し続けることが使命である。そのために、教育理念である「知行合一」の言葉通り、学びを社会貢献や知の実践へと昇華させるうえで重要な、資格取得を柱とした教育課程を編成している。また、学びを単なる資格取得に終わらせず、自らの居場所をよりよくし社会を変革できる力と心を持った人材育成を目指すべく、教育目標としては「質実剛健」「敬愛」「至誠」「忠恕」を掲げ、日々の教育に臨んでいる。

□（２）建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

＜現状＞

教育基本法第１条に、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない」とある。この崇高な目的に沿う形で、本学の学則第１条では、大学の目的を以下のように定めている。

「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉・教育を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊かな人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。」

このように、本学は教育基本法等の法令を遵守し、学術・研究の発展に寄与する人材育成を目指すのみならず、公共の福利と地域社会の発展に貢献することを目指しており、その理念的な土台である建学の精神等は高い公共性を有している。

（提出 - 3）

□（３）建学の精神を学内外に表明している。

□（４）建学の精神を学内において共有している。

＜現状＞

本学では、建学の精神等の大学としての基本的な考え方を、学外に対しては、主に本学の「GUIDE BOOK　2025　（pp.2-3）（※本学学生・教職員間では「パンフレット」という呼称で通常呼ばれるため、資料名ではなく本文中の記載については以下「パンフレット」と統一して表記する）及び公式ホームページにて表明している。また学内的には、公式ホームページはもちろん、入学時に新入生に配布される「学生生活 HAND BOOK」において「大学理念図」とともに明快に提示・公表されている。なお、全学共通に１年次全員が履修をする「基礎演習」においては、建学の精神に関する講習のプログラムが組まれ、入学早期に本学の建学の精神等に関する理解が行き渡るようにしている。（備付－50）」

また、本学では全学部で学期や一年間の節目に合わせて学年単位で集合をし、「オリエンテーション」を行っている。そこで、学長自らが各会場を巡回し、あいさつや指導を直接することを開学以来継続している。（備付 - 48）（備付 - 49）

開学以来続くこうした取り組みは本学の全体的な一体感を高め、短期大学のミッションやポリシーを確認する場ともなっているが、近年は慣習的に一斉に情報伝達をしたり大学生活上の指導をしたりする機会としての意味合いが強くなり、だんだん形骸化をしてきたところでもあった。そこで令和４年度の「大学改革推進センター会議」（備付－〇〇）において、回数の検討（６回から４回に整理統合：４月・前期オリエンテーション、９月・後期オリエンテーション、１月・新春オリエンテーション、２月・年度末オリエンテーション）と合わせて内容の検討が行われた。この際、短期大学の気風・校風を作っていくための重要な機会としてオリエンテーションを再認識し、学長自らが建学の精神や根本的な教育理念などを語り伝える機会として意義付けていくことが確認された。

今後も、本学においてはオリエンテーションを定期的な建学の精神等の共有の機会として活用し、学内における重要な伝統の引継ぎの機会としていく。

（提出 - 30　pp. 2-3）（備付 - 48）（備付 - 49）（備付 - 50）

（備付 - 130　第５回大学改革推進センター会議議事録）

□（５）建学の精神を定期的に確認している。

＜現状＞

本学の建学の精神や基本理念、使命・目的は開学以来重視されるべき精神として、本学の教育活動全体を導く灯台のように、その進むべき方向を指し示してきたといってよい。これら建学の精神等は、理事長・学長によって折に触れ※教授会等での指導でも取り上げられる。全学のリーダーによって、時代に合わせて折に触れて新たな息を吹き込まれ続けることで、直接の指導を受ける教職員全員による、確認の作業が定期的に行われているといえる。

また本学で行われる各種行事においては、様々な形で学内外に本学の教育理念が表明され、その理解が広がる場になっているが、改めて本学の存在意義を確認する機会ともなっている。例えば、教職員向けには毎年度実施される、「年度初めの会」、「年始の会」、「入学式・学位記授与式」、「各期オリエンテーション」などの機会があるが、理事長・学長が直接建学の精神を繰り返し解説している。

本学には学園歌があり、「学生生活 HAND BOOK」には楽譜とともに歌詞が掲載されてい

る。そこでは４つの「教育目標」が謳われており、入学式や学位記授与式、親睦スポーツ大会などの大きな行事の際には学園歌を唱和することで、学生とともに、教職員全員が本学の教育目標を確認するよい機会となっている。

本学教職員並びに本学学生は、パンフレットにある「宣言」にあるように、建学の精神、教育理念、教育目標を深く理解し、日々力を尽くして学業に励み、世の中の光となる人材を創出する医療・福祉・教育の殿堂を築くことを目指す。（提出 - 30　p. 3）

変化の激しい時代にあっても、ここに示した大学の教育理念や理想を見失わず、思いやりと熱い心を醸成しながら、さらに優れた知識や技術を貪欲に追い求め、成長し続ける人材を輩出し、社会に貢献したいと考えている。

なお、建学の精神の公表にあたっては、伝統的には儒学を重んじ漢学を学んだ学長の学問系統に即した昔ながらの表現のものがかつて公に用いられてきた。現在も一部学内の文書や研修資料等ではこの表現が用いられているものもある。しかし、本学への進学を考える高校生や保護者などのステークホルダーや在学生、近隣の方々などにもわかりやすい表現で建学の精神等を伝える必要性が増しているとの判断から、内容的には同様であるが、一般の方や学生向けに資料に挙げた案内文を作成し、現在はこちらを公には採用することとしている。

※「教授会」呼称について…本学では後に触れるように一部の役職の高い教員（教授・准教授）以外の教員や一部職員も教授会に参加をする。この独自性を強調し、伝統的に学内では「教授会」は「教授会・教員会」と呼称されることが多かった。学則では「教授会」とあるが、この呼称が教授会の運用規定を作った時に残り「教授会・教員会」規程となっていたのを、今回の認証評価に合わせて「教授会」で統一することとした。各種議事録などにおいて「教授会」ではなく「教授会・教員会」とあるものは、すべて「教授会」を意味する。
（提出 - 2　p.5）

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

□（１）地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

＜現状＞

本学は北関東地域において、高い志と豊かな人格、そして優れた力量をもった福祉・医療・教育分野を支える専門職人材を多く輩出してきた大学である。高等教育機関として、研究はもちろん多くの青年たちの教育及び資格取得などに尽力する一方、地域社会に大学の資源を公開し、生涯学習の場を提供することにも努めてきた。子どもに関する資格を取得するコースから高齢者の介護や医療に関わる分野を扱う学部まで、幅広い人生の諸問題を研究する教員が所属しているのが本学の一つの特色でもある。そのため、全世代の発達や社会の問題、健康・福利に関する問題等、幅広いテーマに関して、地域のあらゆる年齢層の方々に対して学びの機会を提供することが可能となっている。以下、いくつかの項目に分けながら、地域社会に関する教育貢献活動について報告する。

①　【群馬医療福祉大学 公開講座】　毎年計画に基づき、本学教員（併設大学含む）を主体とする講師陣による広く県民・市民に開かれた、無料の「公開講座」を企画・実施している。

令和５年度に関しては「医療・福祉・教育の風を地域に」をテーマに掲げ、全７回の講座を企画・実施した。なお、うち１回は、学園祭のタイミングで外部講師を招聘し、本学学生も含め、多くの方に受講できるような体制で行っている。

なお、令和５年度の公開講座参加者延べ人数は、381 名であった。

※【群馬医療福祉大学　公開講座】は短期大学部も含み開講している。

（備付‐14）（備付‐16）

② 【論語の学堂】 本学の特色を生かした無料の公開講座の一つである。本学の沿革にもあるように、本学の源流である昌賢学堂においては漢学を広く民衆に普及をしていた。この伝統を引き継ぐ理事長・学長である鈴木利定は、漢学の神髄ともいえる論語を学び生活に生かす機会を地域市民の方に提供すべく「論語の学堂」を平成 24（2012）年に企画・実施。以降、本学教員の主担当者が中心となり、毎年定期的に継続開催を続けている。令和５年度の日程や講師は一覧のようになっており、全部 14 回の講座参加者数の延べ人数は、101 名となっている。

（備付‐17）（備付‐18）（備付‐19）

③ 【出前授業・出前講座】 本学の専任教員（併設大学含む）は、自分が一般市民や企業・団体、初等中等教育の子どもたちなどに提供できる「出前授業」もしくは「出前講座」（名称の違いは特に高校等で行うか地域の団体で行うか等の違いに応じている）を考え公式ホームページ上で公開している。いずれも無料で申し込みができ、要請があれば交通費も含めてすべて大学側の負担によって受講可能になっている。高校などでの進路探索に役立てられたり、各種団体や地域社会での勉強会や研修会、また相談の機会などに活用をされたりしている。なお、パンフレット（p.５）にある、「すくすくおやこスクール」「まちなかキャンパス（令和５年度は藤岡市で実施。前橋市での取り組みはコロナ禍により令和５年度まで休止）」もこうした知的財産の公開と生涯学習の支援の一環で行っているものである。

毎年約 150 程度の講座のメニューが用意され、希望にはできるだけ沿う形で、教員が県内外に出張をし、講座を開講している。

令和５年度に限っていえば「出前講座」として区分されるものは 61 件。参加者の延べ人数は、2,240 名となっている。また、「shingaku アクセスオンライン」というサイトを仲介にした「出前授業」は 47 件（広報活動としてのガイダンス含む）あり、内 10 件は、大学教員が高校に出向いて実際に授業を行う形で実施した。この 10 件の出前授業の参加者の延べ人数は、215 名であった。

（備付‐5）（備付‐7）（備付‐12）（提出‐30　p.5）

④ 【正課授業の開放：長期履修制度・履修証明プログラム】 社会人のための学びなおしのプログラム（リカレント教育）の機会として、本学では「科目等履修生・履修証明プログラム」を用意している。教養を高めることや自己啓発などを希望する方を想定し、医療・福祉・教育分野に関するスキルアップ研修としても役立つ内容となっている。

各学部・研究科の科目の中で興味のあるものを正規の学生と同様に受講することができ、学期末試験等の結果、一定以上の成績を修めた場合には、本学の正規の単位を認定する制度である。

さらに本学で用意されたプログラム（科目群の中から興味のあるもの）を履修して、総時間数 60 時間 以上を修了した場合、学校教育法に基づく「履修証明書（Certificate）」の発行を受けることができるとともに、厚生労働省が定めるジョブ・カードにその旨を記載することができるようになっている。

充実した内容になるよう企画がなされたが、これまでに履修生の応募がないのが現状である。原因は幾つかあると思われるが、広報面ではホームページ内の見やすさに改善が可能と思われるため、情報の周知のあり方について検討しているところである。また募集の仕方やプログラムの参加しやすさなどについても改善が加えられないか、今後検討を加えていきたいと考えている。

⑤ 【明窓浄机】 本学では理事長・学長の発案によって、本に親しみ読書の喜びを多くの若者たちが味わえるよう、その羅針盤となるような案内文を「読書の愉しみ」として公式ホームページ上に掲載している。その執筆陣は本学の全専任教員である。持ち回りで担当をしたり、読んでもらいたい本を強く推薦したい教員であったり、自分の専門に関係する図書を広めたい教員など、様々な思いによって書かれた簡潔な案内文には、それぞれの学びや人生への思いが、図書の推薦文という形で表現されている。

これを冊子として令和３（2021）年より毎年一巻ずつ 200 部印刷・発刊しているが、令和５年度には第３巻が発刊された。中国古典から『明窓浄机』と名付けられたこの読書案内は、無料で高校訪問時に高校の先生方に配布されたり、オープンキャンパス時に活用をされている。今後も、本学独自の、特に若者たちへの生涯学習事業として、継続をしていきたいと考えている。

（備付－20）（備付－21）

□（２）地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関、研究機関、文化団体等と協定を締結するなど連携している。

＜現状＞

地方公共団体、企業及び教育機関等との連携については、平成 26（2014）に「2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会大学連携協定」を結んだところから公式ホームページに「連携協定締結の状況」を報告している。平成 28（2016）年には前橋市と前橋市教育委員会との間で「包括協定」を締結するなど、行政との間でも連携協定の締結が進み、以来、12 機関・団体、３企業、２大学、高等学校 99 校とそれぞれ協定を締結している。また、本報告書を執筆している令和６年６月時点で本学前橋キャンパスが位置する、前橋市東（あずま）地区協議会（15 の町から構成）など、身近な地域社会との連携協力に関する包括協定書を交わす準備も進んでいる。

産学連携例を具体的に挙げる。令和５年 10 月 12 日に産学連携協定が本学と群馬ヤクルト販売株式会社との間で締結された。「ポールウォーキング」を通じた医学検証を主とする活動の推進で連携・協力し、健康寿命の延伸やＱＯＬ（生活の質）向上等における高齢者福祉・介護分野に貢献することを目的として、大学側は、「ポールウォーキング」を活用した医学的効果検証に係る調査・分析、及びエビデンスの作成を担当することとした。また、群馬ヤクルト販売は、実施の指導を行うこととなっている。

前橋市とは包括連携協定を締結したことから、2017 年に「健康医療講演会 健康長寿のま

ちづくり ～ 100 歳でも元気に活躍できるまち・まえばし ～」をテーマにシンポジウムを開催した。2021 年度からは市が策定した第 2 期県都前橋創生プランに基づき、「日赤跡地生涯活躍の街　CCRC 事業」における「まちづくりクラブに関する介護予防対策プログラム」について、協定に基づき連携した取り組みを実施している。具体的には本学のリハビリテーション学部や社会福祉学部の教員など数名の教職員が調査研究に参画し、フレイル予防や健康づくりをテーマに、市と大学が連携して地域の課題解決を目指す取り組みの研究・開発を行っている。

併設大学の看護学部がある藤岡市とは「ふじおか地域大学連携会議」を組織している。この会議の場において、自治体、地元産業界、小中高 PTA 連合会などから大学教育に対する意見を聴取することで、その意見を大学看護学部のカリキュラム（教育課程）編成に活用する仕組みを作っている。今のところは直接教育課程編成に関する取り組みを実現するには至っていないが、藤岡市との連携会議で事業の報告がされているように、活発な学生との連携事業が展開されている。具体的には以下のようなものである。

①「ひまわりでつなぐ市民の絆活動への参加」（ひまわりの苗の植え付け：学生 15 名参加）
②「SNS 発信事業（学生レポーター）」（学生８名による 24 件の投稿）
③「大学生の特別授業」（熱中症予防の講師として市内小中学校４校で学生が授業）
④「御巣鷹山慰霊登山関連事業」（地域づくりセンター藤岡の石碑清掃等学生 15 名参加）
⑤「まちなかキャンパス」（看護学部教員による市民講座・４回開催・市民 50 名参加）
⑥「情報誌作成事業」（藤岡情報誌第３号。学生９名がレポーターとして参加・協力）

教育機関との連携では、県内外の高等学校と連携協定を締結している。令和６年６月時点では 99（統廃合により 101 校から２校減）校締結をしているが、年々その数は増えている。（提出 - 8　p. 22）

協定校の生徒は希望すれば毎年８月に５日間実施する高大連携授業「医療・福祉・教育の基礎」を受講することが可能である。大学の専任教員が日替わりで講師を担当し、本学で扱う教育内容に即した授業を開講し、医療や福祉・教育の基礎的な知識を学ぶ科目である。

１週間、本学の３つのキャンパスを会場としながら、大学での授業に近い形で講義や演習などを経験することができる。このことにより、本学で行っている専門職養成系統の授業を短期間ではあるが実際に体感することができるため、入学後のミスマッチを防ぐ機会となることが期待されている。なお、この授業を受講した生徒が本学へ入学した場合、実際に「医療・福祉・教育の基礎」を大学の授業として受講した扱いとし、入学後に２単位が与えられる。

他の大学とは平成 24 年（2012 年）に前橋工科大学と、また令和４年(2022 年)に育英大学・育英短期大学と連携協定を締結した。いずれの大学も相互に更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学連携、国際交流、教職員の資質向上等、各方面にわたって広く協力をする機会を広げていくことで、地域の発展及び人材の育成に寄与することを目的としている。

海外の大学等との連携協定は、現在７つの大学との間で結ばれている。コロナ禍などもあったため、現在も具体的な学生や教職員の交流に至っているのは、そのうち３校となっている。中でもカナダのレジャイナ大学とフィリピンのアレリアノ大学との間では、短期ではあるが実際に本学学生が参加する海外研修が実現し、希望する学生にとって語学を実践的に磨いたり海外の医療の実際を見学したりするなどの機会を得ている。

大学の基本情報公開ページに公表されている「海外研修参加者数」の合計人数は、コロナ禍前の平成 30（2018）年度は 50 名まで増えたが、令和２年度には開催を見送らざるを得なくなった。コロナ禍が世界的に収束してきたことで、令和５年度からはアレリアノ大学との交流が回復し、併設大学学部生を含め 36 名の学生を実際に海外の大学に派遣することができた。

（備付‐3）（備付‐4）（備付‐8）（備付‐9）（備付‐11）（備付‐12）（備付‐22）
（備付‐23）（備付‐24）（備付‐26）（備付‐10）（備付‐25）

□（３）教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜現状＞

本学は建学の精神や教育理念、教育目標にあるように、人への思いやりの心と、それを発揮し実践に移すための行動力を磨くため、伝統的に、環境美化活動やボランティア活動、また礼の実践を重視してきた（提出‐30　p.4-9）。こうした実践活動の中でこそ鍛えられる英知と人間性こそが、将来、人の支援の現場で働く学生たちを支えていくという信念に基づくものである。

開学以来、クラス担任である教職員や学生に限って言えば、ボランティア活動に対しては「活動参加率 100%」というのは大げさな表現ではなく、むしろ通常の状態ともいえる。ボランティア活動は正式な単位としてカリキュラム上の必修科目に位置づけられ、年間を通して、クラス担任も関わりながら継続的に多様な形で活動に取り組んでいる。

学生たちは担当教員によって資料の「2023　ボランティア活動ハンドブック　改訂版」などを通して、まず知識の上でボランティアとは何かを学ぶ。そして、資料の「令和５年度依頼ボランティア実施報告書」（備付‐57）にあるように、「継続ボランティア」「依頼ボランティア」「学校行事ボランティア」「地域・国際貢献ボランティア」の４種に分けて取り扱われるボランティア活動に積極的に参加をし、多くの実践と体験を通して漠然としていた社会やボランティアの知識を、生きた知恵として昇華させていく。こうした活動は記憶にとどめるのみならず、「ボランティア活動記録簿」（備付‐55）などに記録され、大学生活における貴重な実践活動記録となって残される。

行政や団体からの依頼による大型の学校行事ボランティアには、学年単位で教職員も参加をして地域の要請に応えている。例えば、群馬県主催の「障害者スポーツ大会」などは本学の学生ボランティアによって運営が支えられているといってよい。また、行政機関との提携を結び、行政主催の大型イベント（あかぎ大沼白樺マラソン・まえばし赤城山ヒルクライム大会・藤岡市障害者スポーツ大会など）にも多くの学生がボランティアとして携わっている。

また数多くの施設や団体からの「依頼ボランティア」も積極的に引き受けている。本学の地域連携・キャリアセンターの前身である「ボランティアセンター」は、すでに平成 16（2004）には開設されていたが、同センターがコーディネータとなり、依頼主と学生を安全につなぐ役割を担っている。かつてはＦＡＸなど紙でのやりとりが主体であったが、現在は学生には掲示板や WEB ポータルサイト（本学の学習管理システム（LMS）の呼称、以下「WEB ポータルサイト」で統一する）でボランティア情報の提供や申し込みができる体制となっている。

なお、種別のボランティア活動数と参加人数は以下のとおりである。
□「継続ボランティア」　　（依頼数７件　　参加人数 27 名）
□「依頼ボランティア」　　（依頼数 72 件　　参加人数 577 名）
□「学校行事ボランティア」　（依頼数６件　　参加人数 625 名）
※ボランティアの依頼件数及び参加人数は併設大学学部生と合同の数となっている。
□「地域・国際貢献ボランティア」
（災害地域の活動と海外での活動実績に該当する活動がなかったため　０件０人）

こうした伝統ある本学のボランティアへの取組であるが、令和２（2020）年４月からは新しい形への展開を試みている。学外での貴重な社会体験・実践が、単に活動をして終わり、ということに終わらないために、企画から報告まで、学生自身が全体的に参画しながら「主体的な学び」が得られる形を目指しての試みである。名称も、変更に対応しやすい学びの側面を重視した「サービス・ラーニングⅠ・Ⅱ」とした。今後も高等教育機関として短期大学の知的財産の提供の機会とするとともに、学生にとっては、実践的に人格を磨き人生経験を積む場となるよう、今後も積極的にボランティア活動に取り組み、地域・社会に貢献を重ねていきたい。
（備付－55）（備付－56）（備付－57）（備付－47）

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞
特になし

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞
「区分 基準Ⅰ-A-1 ＜現状＞」において述べたとおり、建学の精神、教育理念、教育目標の三本柱については継続的に学内外へ公表・周知がなされており、特に学内の教職員や学生に対しては日頃から理事長・学長のリーダーシップのもと、理解を深めるための取り組みが定期的に行われるようになっている。また、教育理念である「知行合一」を体現した伝統のボランティア活動の多様な展開に見られるように、全学の教育・運営全般を貫く根本的な理念を、様々な契機に認識しあう仕組みや体制が確立されている点については、「内部質保証ルーブリック 項目１－LevelⅣ」を充足しているものと判断する。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

＜根拠資料＞
提出資料
3　群馬医療福祉大学短期大学部学則
5　「公式ホームページ：大学の教育研究上の目的に関すること」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec01
30　GUIDE BOOK　2024

2　学生生活 HAND BOOK　2023
6　「公式ホームページ：大学の特色」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/faculty/feature/feature01.html
9　令和５年度　アンケート調査報告書「卒業時調査」
10　令和５年度　アンケート調査報告書「卒業生調査」
8　ファクトブック 2024 : 内部質保証に向けて点検・改善資料 - 入学から就職までの可視化データ
67　規程集
67　D－6　教授会規程
7　大学改革・教育の質保証に関する成果報告
11　「公式ホームページ：退学者数及び退学者率・除籍者数及び除籍者率」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec6
12　「公式ホームページ：学位記授与数、卒業・終了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況、国家試験の状況」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec7
65　寄附行為
18　３つのポリシー見直し　改訂について
25　令和５年度シラバス集
36　令和６（2024）年度　学生募集要項
70　令和５年度　教授会・教員会会議録

備付資料
45　鈴木利定・中田勝（2024）『咸有一徳 - 昌賢学園の全人教育 - 』（中央法規出版）
50　基礎演習　成果資料
28　令和５年度　高大連携協定締結高等学校等情報交換会：議事録
32　「人生 100 年時代の社会人基礎力」説明資料
29　令和５年度　高等学校教諭対象説明会・情報交換会　実施報告書
71　2023 年度　履修の手引き
130　各種委員会等議事録
46　学生支援ガイド

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

□（１）学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
□（２）学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
＜現状＞
本学では建学の精神である「仁」、教育理念である「知行合一」に則り学則が定められている。その第１条（目的）には、「本学は、教育基本法、学校教育法、建学の精神及び教育理念に従い、保健・医療・福祉・教育を学術的に教授・研究し、高度な専門知識・技術と豊か

な人間性を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成し、医療福祉の発展に寄与することを目的とする。」としている。（提出 - 3）

有為な人材としての証の一つともいえる、保健・医療・福祉・教育に関する様々な資格取得を柱としつつ、上記目的にあるように、実社会で通用する力を身につけることを教育目的とし、人の幸福と健康、生活の安定、充足に貢献する人材を養成することが本学の重要な使命ととらえている。

全学のあらゆるレベルの教育目的・目標は、建学の精神に基づき確立をされ、それらはまず《全学共通ポリシー》として表現されている。そして、学科の独自性も考慮した《コース別ポリシー》によって、それぞれの学位プログラムでは何を達成目標として重視しているかが具体的な形で整理されている。これらのポリシーは、学生・教職員及び保護者、その他受験生や外部の方等のステークホルダー対して、公式ホームページを通して学内外に公表・周知をされており、学内行事や授業はもちろん、様々な機会に確認をし、理解を深める環境が整えられている。（提出 - 5）

なお、全学部の１・２年次に必修科目として設定されている「基礎演習」及び「総合演習」では、テキストとして本学理事長・学長自らが執筆者となり著された『咸有一徳 - 昌賢学園の全人教育 - 』（中央法規出版）（備付 - 45）が用いられている。同書には本学において重視する教育目的や目標について、中国古典などに基づき様々に解説がなされており、本学の教育目的・目標を学ぶ上での重要な共通テキストとなっている。

本書でも言及される本学の人格教育の側面について、その目標を標語風に端的に表現すると、＜奉仕の精神＞＜環境の美化＞＜礼儀正しい人になる＞の三つとなり、これが伝統的に教育面で重視してきた行動目標ともなっており、基礎演習などで重点的に指導がなされている。（備付 - 50）

このうち、＜奉仕の精神＞とは学生の日常の取組で言えば、ボランティア活動に直結する。これについては、基準Ⅰ - A - ２ - （２）で詳しく述べた。

本学は短期大学としては珍しく、自らの生活や学習環境を自らが清掃することで快適なものとするため、環境美化活動を日常的に行っている。＜環境の美化＞は自分磨きの時間であり、将来の専門職としての仕事にも直結する一種の「技術」習得の機会ともとらえられる。共に学ぶ仲間とコミュニケーションをとりながら、環境を快適な場にしていくために必要な「気づき」の力を育成するための活動でもある。（提出 - 30）

学生は一日の終わりに合わせてクラスごとに分担された箇所について清掃活動を行ってから帰宅することとなっている。また、学期や年度の節目、行事で学外の来訪者を迎える機会などの前日には、全教職員も学生と共に大掃除を実施し、短期大学の教育目的や目標を確認するよい機会ともなっている。

＜礼儀正しい人になる＞ということにおいての基本は、挨拶である。本学の教育の行きつく先には、支援を必要とする人たちがいる。互いに尊重し合える人と人としての関係づくりの第一歩があいさつであり、日常的に教職員から積極的に学生にあいさつの声掛けの実践を行っている。この実践の延長線上には、人としての美しい振る舞いや身だしなみなど、マナーを尊重する精神の習得も目指される。

本学では公的・儀礼的な場面や、講演者等に敬意を表すべき行事等においては、指定のスーツ（「昌賢スーツ」）（提出 - 30，p.6）を着用して臨むこととしている。このように＜礼儀

正しい人になる＞ために、日常の大学生活はもちろん、「基礎演習」「総合演習」（提出 - ○○「）などの授業、またオリエンテーションの機会など、全生活場面において継続的な教育的指導がなされているといってよい。

（提出 - 3）（提出 - 5）（提出 - 6）（提出 - 30　p.6）
（備付 - 50）（備付－45）

□（３）学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）
＜現状＞
本学の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかどうかについては、毎月定期的に開催される教授会、学科会議の中で行われる様々な形の報告や議題において適宜確認や点検がなされている。
本学では教授会は学則第８条にある通り、月に一度定期的に開催されている。そこでは毎月多くの報告がなされ議題も提出されるが、「教授会規程」（提出 - 67　D-6）第２条にある通り、教授、准教授はもちろん、講師、助教などの専任教員、また各部長職、各室長職、各課長職までの職員も一堂に会しての協議の場となっており、ほぼ全員参加の場で本学に生じる課題の情報共有が行われ、行事やアンケート結果、種々の学習成果の報告が行われ、点検される機会となっている。（例：令和５（2023）年度）第１回教授会においては、議題として学生の退学や入試日程や選抜方法の議論の他、「報告」として「2022 年度成績分布　GPA 経年比較」が IR 室長からなされ、「令和４年度国家試験等合格者一覧および第３回各種試験対策研修会議事録」、「令和５年度入学前準備教育成績一覧表から見た弱点分野」等の報告が高等教育視線センター長からなされている。）
同様に、学科レベルでの「学科会議」も月に１度のペースで定期的に開催するサイクルとなっている。会議が多くなり教員の負担が増える面もあるが、様々なレベルにおいて、IR 室や高等教育支援センターなどから出される資料なども参考にしながら、一人一人の学生の状況にまで目を配る仕組みができていることは、本学の強みの一つだといえる。こうした取り組みによって、本学内部において、地域社会に貢献できる人材に学生たちが育っていけるよう、定期的な確認作業を重ねている。
また、本学の教育目的・目標に基づく人材養成が実際に地域の期待に応えうるものになっているかについて、学外者の視点からも情報を収集し、定期的な点検を行うように努めている。例えば、ボランティアや公開講座、就職全般の活動の企画や指導を扱う地域連携・キャリアセンターでは、毎年卒業生に対して二つの調査を実施している。一つは卒業時（学位記授与式の前の最後のオリエンテーション時）に行う「卒業時調査」である。これは、卒業年度末の３月に２年生を対象に行うもので、令和５年度の調査では 31 名に実施をし、29 名（回答率 93.5%）から回答を得ている。また、卒業・就職後１年を経過した本学卒業生に対してのアンケート調査が「卒業生調査」である。
１年を経た時点で大学時代を振り返ったとき、本学の教育が役立っていると感じるかなど、その他の観点も含めて４つの領域について調査を行うものである。（調査項目：「大学での教育が役立っているか」「どのような授業で身に付いたか」「本学卒業直後・現在の職業につい

て」「大学教育に関する要望」）（提出 - 9）（提出 - 10）。

さらに、本学との間で連携協定を結んでいる高校の教員との意見交換の場（「高大連携協定締結高等学校等情報交換会」）も年１回定期的に設けている。令和５年度に向けては、新年度が始まる前の３月に実施したが、zoom も活用し、対面参加 19 校、オンライン参加 19 校、県内外の高校 38 校の高校教員との意見交換ができた（備付 - 28）。

こうした機会の他にも、本学の教育に対する見方や要望を確認し、大学の運営などに生かすため、大学改革推進センター及び IR 室による量的、質的なアンケート調査も実施している。（提出 - 8）

以上のようなことから、本学においては、学科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかを定期的に点検する仕組みが機能しているといえる。

（提出 - 67）（提出 - 8）（提出 - 9）（提出－10）（提出 - 70　第１回）（備付 - 28）

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）　短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

＜現状＞

学習成果については、先にあげた本学の建学の精神を反映した学則第１条の教育の目的を達成すべく、全学的な学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）が定められており、大学における学習の総合的な目標を明示している。具体的には以下のようになっている。

【全学共通ディプロマ・ポリシー】

１.豊かな人間性（知識・理解）

真心（思いやり・いつくしむ心）を育て、人の道を行う（正しい行い）「仁」を建学の精神とし、人格的な資質を育むとともに、社会的常識、およびそれらに支えられた豊かな教養により醸成された人間性を身につける。

２.専門性の探求（態度・志向性）

専門性を高めるための研究･探求の重要性を理解するとともに、その専門性を生涯にわたり高めるための自己研鑽に努める資質が備わる。

３.専門的実践力（知識・理解、汎用的技能）

社会生活・地域課題に対して、心身機能や疾患特性、個人の考え、地域の特性、人的･物理的･制度的環境等に配慮し、全人的な評価と支援の視点で専門職としての実践ができる。

４.多職種協働（態度・志向性）

対象者や家族、保健・医療・福祉・教育に関わるそれぞれの専門職と良好な人間関係を構築･維持し、必要な情報収集･提供を適切に実践するためのコミュニケーションがとれる。またその多職種と信頼と尊敬をもって、対象者中心の多職種協業の実践ができる。

５.地域実践（総合的な学習経験と創造的思考力）

地域貢献するための社会性を備えた能力を有し、多様な地域課題を把握し、マネージメン

トを含めた地域実践が行える。
（提出 - 5）

□（２）学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
＜現状＞
本学において、学則第１条に「目的」を定め、「学生生活 HAND BOOK」で学生も容易に確認できるようになっている。(提出 - 3) (提出 - 2　p.95) 具体的には以下のとおりである。
「本学は、教育基本法及び建学の精神の理念とするところに従い、社会福祉を科学的に教授・研究し、高い知識と優れた技能を併せ備えた有能にして社会的に有為な人材を育成することを目的とし、社会福祉の発展に直接寄与することを使命とする。」
本学におけるこのような目的・目標を掲げ、医療・福祉等に関する各種資格取得を目指す教育課程ごとにコースを分岐している。後述するように、学科のディプロマ・ポリシーとつながる形で教育目的・目標（レベルの別ポリシー）が定められている。また同時に、最大の学習成果の指標としても設定される資格の取得が目指されている。
以上のように、本学の学科・専攻課程の学習成果は、学科の教育目的・目標に基づき定めているといえる。

（提出 - 5）（提出 - 67）

□（３） 学習成果を学内外に表明している。
＜現状＞
本学の大学教育における学習成果は様々な形でとらえることができるものといえる。あえてそれらを大きく分けるなら、学則第１条の言葉を借りれば「高い知識と優れた技能」に象徴されるような、知的・技術的・学術的なアカデミックな学習成果と、「社会的に有為な人材」として捉えられるような、人としてのあり方・生き方、人生観など、人格的な側面での学習成果とに分けられると考える。
人格的な側面での学習成果の把握とその学内外への表明の現状についてまず報告する。
経済産業省は、平成 18(2006)年に発表した「社会人基礎力」という概念を、平成 29(2017)年に開催した「我が国産業における人材力強化に向けた研究会」において、職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくために必要な基礎的な力として新たに定義をしている（(備付 - 32)。
この「社会人基礎力」とは、１）アクション（主体性・働きかけ・実行力)、２）シンキング（課題発見力・計画力・想像力)、３）チームワーク（発信力・傾聴力・柔軟性・状況把握力・規律性・ストレスコントロール） の形で分類された、３つの能力と 12 の能力要素で構成されている。この考え方を踏襲し、本学においては「ボランティア活動」、「環境美化活動」、「大学理念の浸透」などの特色ある教育活動が、「社会人基礎力」の強化及び学習成果につながるものと考え、これらの取組への達成度などを問うことで、本学として設定した「社会人基礎力」の学習成果を可視化するシステムを整備した。
学生は年度末オリエンテーション時などの時間を使って、設定された質問に WEB ポータルサイト上で自らを振り返りながら回答をする。サイト上では回答が入力されると結果がレ

ーダーチャートや棒グラフとして可視化され、学生自身が自分の学習状況を把握できるようになっている。さらに参加したボランティアや地域の活動体験、サークルや検定試験その他委員会活動などを記録することもでき、自分自身の積み上げてきた大学生活の足跡を様々な形で振り返ることができる。この点検システム全体を、「修学ポートフォリオ」（いわゆる「e-ポートフォリオ」）として呼称し、学生自身はもちろん、クラス担任や指導に関わる教職員が確認できるシステムとして、令和２（2020）年度から運用している。
（提出 - 7）

これらの学習成果の獲得状況について、学生は自分のディプロマ・サプリメントを確認できることに加え、オリエンテーションにおいてクラス担任等から報告をされ、指導の資料となっている。また、教職員へは教授会で IR 室長より報告され、チームワークには適応力が高いもののストレスに弱い傾向があるなど、本学学生の人格的な特を前提とした指導の在り方やＦＤ・ＳＤ研修のテーマの検討に反映されるなど、改善活動上重要な資料となっている。
（提出－70　第 7 回）

一方、アカデミックな学習成果の側面に関しては、詳細については「**基準Ⅰ-C-2**」（１）「学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。」の部分で述べるが、令和２（2020）年度から、自己点検・評価・コンプライアンス委員会で「アセスメント・プラン」の作成を検討し、全学的な体系的な学習成果の点検活動を試みようとしているところである。

膨大な量の教育・大学運営活動などのすべてを網羅して点検する体制やシステムづくりはなかなか難しく、未だ完成形とはいえないが、現状で大半の項目については点検することができている。そのため公表を要するものについては、「公式ホームページ」の「基本情報公開」部分で公表をしている。

例えば学位記授与数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況、国家試験の状況、試験合格率、休退学率、卒業率等の学習成果はマクロ・ミドルにまたがる内容になるが、これらの情報は公式ホームページ上で外部にも公開されている。（提出 - 11）（提出 - 12）

また、保護者には入学式直後に行う「保護者説明会」や後援会で、県内外の高校関係者には、令和２年から毎年５月頃に開催されている「高等学校教諭対象説明会校教員対象説明会」（令和５年５月開催・40 校参加（zoom 参加２校含む））において、ディプロマ・サプリメントをはじめ、各種学生へのアンケート結果や国家試験合格率などの学習成果に関する情報が公表され、ステークホルダーへも情報が共有されている。（提出 - 7）（備付 - 29）

マクロレベル及びミドルレベルで収集された様々なデータ、例えば学部単位で調査された卒業要件の達成状況（単位取得状況、GPA 分布）、また資格・免許の取得状況などは授業評価アンケートなどの平均値推移などとともにＩＲ室によって『ファクトブック』としてまとめられ、特にそのⅡ「教育に関するデータ（在学中）」とそのⅢ「就職に関するデータ（卒業）」部分で、膨大なデータが学内での教授会等の会議で公表されている。

また、授業に関する満足度を確認する上で最重要な「学生による授業評価アンケート」の全体的な平均値などについても教授会で報告され、改善に役立てられている。（提出 - 70　第２回」（備付 - 70　第６回）

こうした様々なデータは学内的には大学改革推進センター会議や教授会で随時関係部署

から報告がなされ、その具体的な対策などについて、学科会議、また関係する委員会などのレベルで検討する体制となっている。こうしたサイクルを通して、全学的な教学マネジメントに活かされる情報が、学内外に提供される仕組みが確立している。
（備付 - 32）（提出 - 7）

※【注】資料中見本として出しているのは、併設大学のリハビリテーション学部作業療法４年生（３年生まで結果が出ているもの）のもので、左側が優秀学生・右側が努力を要する学生の比較として提示。13 のスライドは 12 のスライドの優秀学生を拡大したもの。優秀学生ではあるが、1 年次はバランス良く成績を修めていたものの 2 年次になって DP の１と DP の５に対する科目で成績を下げてしまっているのがわかる。3 年次には本人がそのことを認識し、1 年次のときのようにバランス良く学習に取組み、それぞれの DP の項目（達成度）で成果が向上した取組みの一例である。
（備付 - 29）（提出－70　第 7 回）（提出 - 8）

□（４） 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。
＜現状＞

法令への適合と定期的な点検の実施に関連する本学の定めとしては、学校法人昌賢学園寄附行為第３条に、「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」（提出 - 65）と明示している。また、本学学則第１条に、「本学は、教育基本法及び建学の精神の理念とするところに従い、…」とあり、教育基本法等に従うことを明記している。（提出 - 3）

学校教育法第 83 条第１項の大学の規定に「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とある。

これまでにも述べたように、こうした大学の規定にも照らして、本学が短期大学として十分に機能しているかについて、人格面での学習成果、アカデミックな学習成果という大きな枠組みで点検が行える資料が十分に学内外に公表され、定期的に点検がなされる体制ができている。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
□（２）三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
＜現状＞

群馬医療福祉大学短期大学部におけるいわゆる「三つの方針」（ＤＰ、ＣＰ、ＡＰ）については、第２回の外部機関による認証評価（平成 29（2017）年度）に合わせ、当時の教務・カリキュラム委員会が中心となり、平成 26（2014 年）年度に一体的に連続性や一貫性を持つことを意識して策定された。それまでは様々な表現型でポリシー的なものが表明されてはいたが、ここで一度現在使われている形で整備がされている。この後の平成 29 年に、文言

の修正や言い回し面などのために改訂が一度なされ、今日に至っている。

これら三つのポリシーについてであるが、当時は様々な高等教育関連の用語が次々と打ち出される中で、率直に言えば文部科学省からの要請に後追い的に応えていた面が強く、一言でいうと簡潔性や分かりやすさ、覚えやすさなどの点で洗練がなされているとは言い難い面もあるといえる。変化の激しい時代に合わせながらも、本学としての独自の教育方針を損なわない形で、さらに簡潔明瞭に記憶と心に残る表現になるように、現在は大学改革推進センターに設けられた「教学マネジメント部会」で、改訂に向けた議論を重ねているところである。（提出 - 18）

もちろん現状のものに本質的な問題があるわけではないので、現在もこのポリシーについて、大学行事及び各期オリエンテーション等にて公表し学生に周知をしている。また、パンフレット、学生生活 HAND BOOK、公式ホームページ等にも掲載し、学生、受験生、保護者、高校関係者等のステークホルダーに表明するとともに、学内外に広く公表している。（提出 - 30　p.3）（提出 - 2　p.5）（提出 - 5）

□（３）三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
□（４）三つの方針を学内外に表明している。
＜現状＞

本学では、ディプロマ・ポリシー（DP）に定めた学習目標を具体的に達成することを目標として、教育課程編成の方針が構想され、カリキュラム・ポリシー（CP）として公表されている。これに基づいて教育課程が編成され、学生が受講する一つ一つの各授業科目が設定されている。

本学で想定している資格取得のプログラムを中心に、ディプロマ・ポリシーも作成されており、カリキュラム・マップも作成されている。これらは公式ホームページ上でも公開されているが、学生たちに配布される「学生生活 HAND BOOK」と履修指導資料にはこれらが詳しく掲載されており、それぞれの学生の希望に応じて、自らが履修すべき授業や授業間のつながりが視覚的に理解できるような工夫がなされている。（備付 - 71）

教育活動の核となる授業については、すべての科目でシラバスの作成と公表がなされており、シラバスに基づいて日々様々な授業が展開されている。学生は WEB ポータルサイトでそれらを確認しながら履修の参考にしたり、授業準備や復習、試験準備に役立てることができるようになっている。シラバスはまた公式ホームページ上で公開しており、関連する他の教員の科目の進め方や扱う内容・用語について確認できるようになっている。また、各教員のシラバスは作成・提出時点で教務課によるチェックを受けており、出欠席の単純な評価算入など、問題となる授業や偏った評価などを未然に防ぐ体制ができている。

シラバスには、冒頭部に学位プログラムレベルの DP（学部 DP）との関連性が記号で表記されており、授業が DP 内のどの項目とつながりがあるかを視覚的に理解できる工夫もなされている。

こうした DP・CP に基づいて実施される実際の授業などの教育活動が、入学時の受け入れに関するアドミッション・ポリシーとうまくかみ合っているかについては、IR 室から報告される様々なデータ（例ファクトブック 2024 より：「志願者実数・入学者推移状況」「退

学者数・退学率」「学年毎　GPA 値割合平均値（学部別）」「学生満足度調査満足度」「国家試験合格者数・合格率」等）などを参考に、入試広報センターや入試広報委員会を中心に検討がなされている。その結果は教授会や大学改革推進センター会議などでも報告され、学生募集や入試の改善に役立てられることはもちろん、三つの方針が調和的に学生の教育・育成に役立つものとなっているかを、確認する重要な資料となっている。
（提出 - 25）（提出 - 8）

このように、本学の教育活動の骨格を定める三つの方針については、受験生向けには「学生募集要項」冒頭に、また在学生向けには「学生生活 HAND BOOK」（pp.6-8）でも最初の方に掲載し、目につくように配慮をしたうえで公表している。また公式ホームページ上では「基本情報公開」部分にて、すべてのレベルの DP や CP、AP が掲載され、保護者や高校の教員など外部のステークホルダーなどに限らず、一般に広く公表をしている。
（提出 - 36　冒頭部）（提出 - 2　pp.6-8）（提出 - 5）

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

本学のような医療・福祉等に関する専門職を養成する短期大学においても、専門的な知識や技術のみの習得では対応できない難しい社会状況が到来していると認識している。多様化・流動化に象徴されるような、変化の激しい時代を卒業生が生き抜いていくためには、「主体的に学ぶ力」や、複雑な問題に「挑戦する姿勢」、また困難に負けずに問題に取り組み続ける人間的な「精神力」なども、より強く求められる。こうした、資格を取得する課程で目指す以外の基礎的な教養や人間的な力、前向きに生きる態度を身につけられるよう、より体系的にデザインされた、教養科目群の整備が必要になってきたと考えている。

現在構想中ではあるが、「全学共通教養教育プログラム」としてそれらを整備し、他の教養科目プログラムも同時に策定し実施できないか、現在、教学マネジメント部会にて議論を重ねているところである。
（備付 - 130　教学マネジメント部会）

今後、三つのポリシーの見直しも図りながら、学習成果の獲得状況を確認する「アセスメント・ポリシー」や「アセスメント・プラン」も洗練をし、定期的に、丁寧な点検・ 評価を行う定点観測の基準や指標をさらに確定させていく必要があると考えている。また、そうした点検を全学的に円滑に進めるためにも、各種データの収集・分析を行う IR 室の機能の強化が課題であるとも考えている。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

本学では学生に対し、令和２（2020）年度在学生から学習成果を可視化でき、短期大学での学びの実情が把握できる「ディプロマ・サプリメント」を WEB ポータルサイト上で確認できる体制を整えた。学生は、継続的かつ定期的に学びを振り返ることを通じて、短期大学生としての学習成果や DP の到達度を確認し、自分の中の課題を発見することができる。また、教員から個別指導を受ける際に、より適切な学習支援を獲得するための資料としても生かすことができる。

ディプロマ・サプリメントによる学習成果の可視化は、就職活動を行う際には学生自身も有効に活用することもできる。またそれにとどまらず、学生を採用する側の就職先にとって

も、有用な情報を得る道具となるものであるとも考えている。また、本学の人材育成の適切さなどについて、ディプロマ・サプリメントにある項目などを参考にすれば、職場の方の意見を定点的に聴取することも可能となる。本学では、令和 5 年（2023）度年度卒業生に対し、卒業時到達レポートとしてディプロマ・サプリメントの発行を開始したところであり、今後もその活用を図っていきたい。

本学では全学生が「クラス」に所属し、「クラス担任」の定期的な指導を受ける「クラス担任制」を開学以来とっている。クラス担任には、基本的に学生たちが目指す資格に関連する専門知識を有する専任教員が配置され、「学生支援ガイド - クラス担任必携 - 」などを資料として研修も受けることになっている。このクラス担任制により、学生たちは教務課や学生課などに行かなくても、身近なクラス担任に履修や卒業に至るまでの学習面など、基本的な相談がしやすい環境を整えている。また、クラス担任は学生たちにとって一番身近な教員として、短期大学生活上の指導や悩み相談、進路や人間関係のアドバイスなども引き受けていく。こうした体制も、学生たち一人一人を DP に示されたような本学の目指す教育目標に近づかせるための、重要な仕組みの一環となっている。

また、本学では短期大学の教育活動への学生の参画を促す仕組みとして、三つのポリシーの点検、教育プログラム設計、大学運営や自己点検評価などに関して、代表学生に意見を聴取する会を、年に 1 回設けている。学生からの率直な意見も反映させながら、ポリシーの見直しや全学の教学マネジメントのあり方の改善作業を継続的に進めていく仕組みとして、今後さらにこうした機会を拡大していきたい。

（備付 - 46）（備付 - 130　第 6 回大学改革推進センター会議）

以上、ここまでに報告をしたとおり、本学においてはまだ粗削りな面もあるものの、学習成果を様々な形で定めて定点観測をした上で、教員や学生、また大学執行部にもフィードバックする仕組みが定められ、運用されている点を鑑み、「内部質保証ルーブリック　項目 2 - Level Ⅳ」を充足していると判断する。

また、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表されているという「内部質保証ルーブリック 項目 3」におけるの要件の一つは、確実に充足できると判断する。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

＜根拠資料＞

提出書類

67　B-1　大学改革推進センター規程

67　C-10　自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程

67　B-1.1　教学マネジメント部会内規

67　C-11　FD・SD 委員会規程

67　A-34　内部監査室規程

67　B-10　認証評価統括準備室　規程

8　ファクトブック 2024 : 内部質保証に向けて点検・改善資料 ; 入学から就職までの可視化

データ
36　令和 6（2024）年度　学生募集要項
70　令和 5 年度　教授会・教員会議録

備付書類
130　各種委員会等議事録
43　「公式ホームページ：「基本情報公開：IR 情報」」
　https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/ir.html）
67　入学前準備教育資料
85　令和５（2023）年度　後期授業評価アンケート　集計データ一覧
84　令和５（2023）年度　前期・後期　授業改善のための報告書
103　FD 研修一覧（令和３年度～令和５年度）
　FD 研修実施報告書（令和３年度～令和５年度）
　SD 研修一覧（令和３年度～令和５年度）
　SD 研修実施報告書（令和３年度～令和５年度）

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
＜現状＞
本報告書の「様式４の 2. **自己点検・評価の組織と活動」、「**自己点検・評価委員会（担当者、構成員）」、「自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）」部分で、すでに本学における自己点検・評価のための組織体制については報告されている。そこで述べた通り、基本的には本学においては、８つの点検に関する組織があるが、それら一つ一つに規程が整備されている。組織の概要は重複を避けるが、関係する規程との関連を以下に示しておく。

①「大学改革推進センター」（センター長である学長が会議のテーマや方向性を主導）
【関連規定】「規程名」「大学改革推進センター　規程」（提出－67　B-1）
②「IR 室」（各種調査の企画と実施、データの分析と公表を通して学長の決定を補佐）
【関連規定】「規程名」「自己点検・評価・コンプライアンス委員会　規程」（提出-67　C-10）
③「教学マネジメント部会」（３ポリシーと教育課程との整合性の検討・見直しや、内部質保証に関する仕組み、また関連する取組全般に関わる問題を検討する専門部会）
【関連規定】「教学マネジメント部会　内規」（提出－67　B-1.1）
④「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」（各種の自己点検の実施と結果の分析、改善案の提示等による内部質保証の PDCA サイクルの設計と運用・改善を担う）
【関連規定】「自己点検・評価・コンプライアンス委員会　規程」（提出-67　C-10）
④　「FD・SD 委員会」（年間を通しての各レベルでの FD や SD 研修の企画と運営）

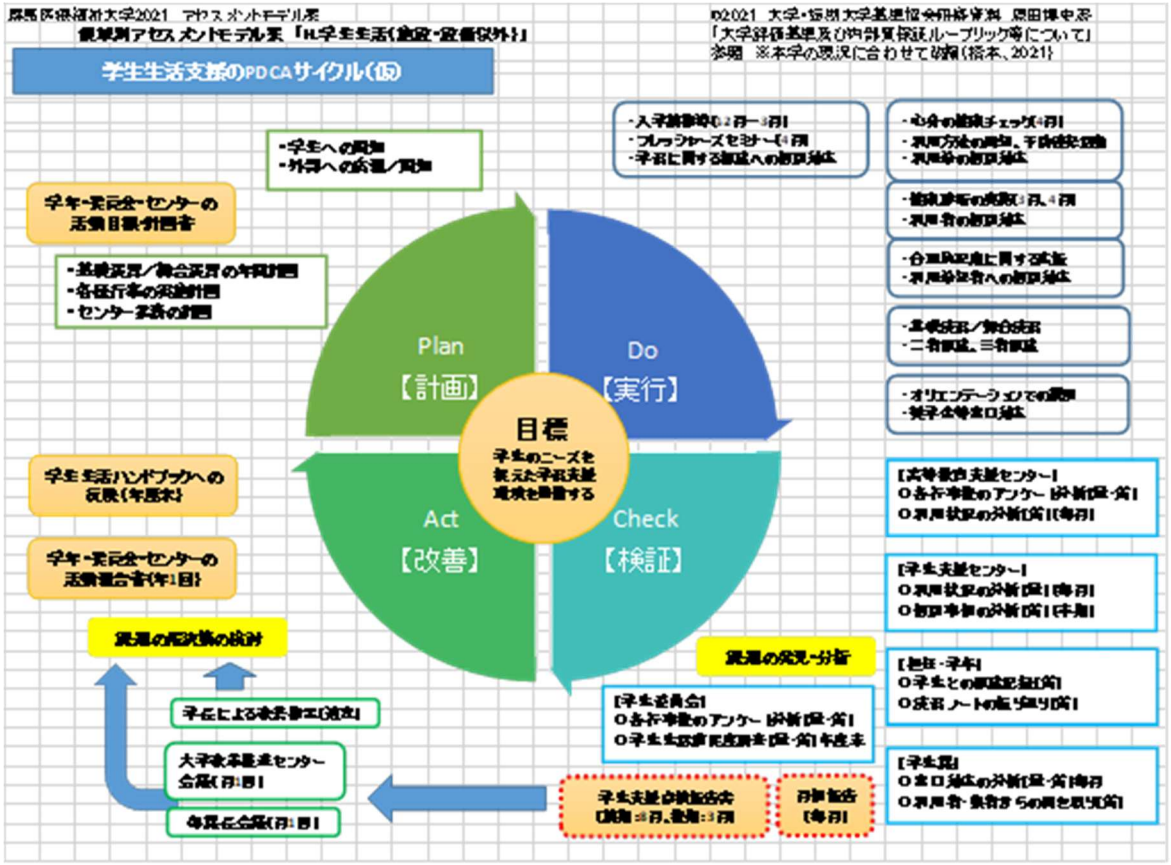
【関連規定】「FD・SD 委員会規程」（提出-67　C-11）
⑥「内部監査室」（監事や理事会、評議員会と連携をしながら学長の指示の下での調査や評価及び報告）
【関連規定】「内部監査室　規程」（提出-67　A-34）
⑦「認証評価統括準備室」（外部機関による認証評価時に組織。認証評価準備・対応）
【関連規定】「認証評価統括準備室　規程」（提出-67　B-10）
⑧「全学認証評価準備委員会」（認証評価統括準備室の準備状況と要請に応じて学長をはじめ、学部長、事務局部課長、委員会委員長のほぼすべてが参加し、自己点検・評価に関わる全学的な方針や情報や認識を共有。認証評価の具体的な準備の指示や検討も行う。）
【関連規定】「認証評価準備委員会　規程」（提出-67　B-10）

これらの組織のうち、年間を通しての自己点検活動において中心的な役割を担うのが「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」である。本学は、大学に関しては平成 29（2017）年度に２回目の一般財団法人短期大学基準協会（現、一般財団法人大学・短期大学基準協会以下、「基準協会」）による認証評価を受審し、「短期大学評価基準に適合している」と認定を受けている。そのため、その時点での活動内容を継続することも可能であったが、本学の外部の認証評価機関が令和６年度に併設大学（群馬医療福祉大学）も㈶大学・短期大学基準協会に一本化する方針が検討され始めた令和４年度の段階から、同委員会で基準協会での評価基準と観点に合わせた自己点検・評価の活動ができる体制づくりを目指した。主に目指したのは、短期大学の教育や運営の領域を独自に区切り、それぞれの活動領域ごとに内部質保証に関する PDCA サイクルが動くような、新しい体系的な点検の設計である。

これに役立つものとして、同委員会では〈アセスメント・ポリシー〉の案を作成し全学に提示を行い、学内の教学部門や運営について、どのような指標と方法を用いれば、健全な教育活動や運営が行なわれていると捉えられるかについて検討をしてきた（「委員会活動報告書」－「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」報告 pp.30-32）。

そこで、本学における教学および大学運営面を活動領域別に分類し、可能な限り領域ごとのアセスメント・プランを考え、それを図示したアセスメント・モデルを作成することも計画した。

専門知識をもつ教職員や人的資源の少なさなどの課題もあり、すべての側面において独自のアセスメント・プランを考えることは不可能であったが、授業の改善に関する領域や学生の生活指導面など一部については、内部質保証を担保する PDCA サイクルについて図示化したアセスメント・モデルを作成することができた。これにより、教職員がアセスメントの



手段と改善に向けた活動の流れを一望できるようになることを期待しており、全体的にまとまった段階で、全学的な公表とアセスメント・モデルに基づく本学の内部質保証システムの在り方について研修を行いたいと考えている。

（図．アセスメント・モデルの例：学生生活支援のＰＤＣＡサイクル）

（参考資料：「アセスメント・ポリシー」及び「アセスメント・プラン」　自己点検・評価・コンプライアンス委員会作成）

群馬医療福祉大学・同短期大学部

アセスメント・ポリシー（2024 案）

群馬医療福祉大学・同短期大学部は、建学の精神および教育理念・教育目標の達成を目指し、機関・学位プログラム・授業の各レベルおよび課外活動において定期的・継続的に学生の学習成果のアセスメントを実施し、大学教育や大学運営の改善に活用していきます。

□　機関（大学全体）レベルにおいては、特に以下の評価指標を重要項目として活用します。その他、個々の詳細な学習成果の査定については、アセスメント・プランに定めた項目に基づき

アセスメントを実施し、教育改善を図ります。

【他者評価指標】

① 〈GPA〉の推移、〈累積 GPA〉のスコア

②〈各種国家資格、民間資格の取得状況〉

③〈就職決定状況〉

④〈ディプロマ・サプリメント〉(学位授与方針に基づき 4 年間で身につけた資質のチャート)

【自己評価指標】

① 学生満足度調査

②〈社会人基礎力〉 修学ポートフォリオ「目標と振り返り」による

③ ボランティア活動記録簿(ボランティアノート)など

・本学においては、機関レベルや学位プログラムごとに以下のようなアセスメントの指標を設定し学生の学習成果を査定することとします。これをアセスメント・プランと呼称し、これを学内外に公表することとします。(※2024 年６月時点では公表は未定)

・学生個々においては、これらの指標において十分な成果を出せるよう、学業や資格取得、ボランティアなどの実践活動等に取り組み、卒業時には教育目標を達成できるよう心掛けてください。

アセスメント項目 (ディプロマ・ポリシー等)	アセスメント指標及びアセスメント実施時期
1　知識・理解 保健・医療・福祉、教育に関する確かな知識と技術を修得している。 LG S=４、A=３、B=２ C=１、D=０	• GPA の推移（前期・後期）、累積ＧＰＡ（卒業時） • （指標となる数値：学位プログラム別） • 【社会福祉学部】　（1.6 以上） • 【看護学部】　（1.8 以上） • 【リハビリテーション学部】　（1.8 以上） • 【医療技術学部】　（1.5 以上） • 【短期大学部】　（1.5 以上） • GPA 分布（年度末時点の GPA を次年度５月までには教授会等で報告；IR 室）
2　汎用的技能 様々な人々と良好な人間関係を構築･維持するためのコミュニケーション能力を身につけている。そして、論理的思考力に基づき数量的スキルやリテラシーを的確に用いて問題を解決する力を身につけている。	• 基礎演習･総合演習アンケート（科目履修学年後期） • 【総合学力確認テスト（仮）】（未実施） • （入学時の学力基盤確認テストと連動させたテストとして想定）数量的スキルやリテラシーおよび学術文章作法を参考とした、各学部（分野）に応じた文章・論文作法を踏まえたルーブリックによる年次比較（各年度）　…外部のテストを実施する案 • ボランティアノート（ボランティア活動記録簿）（クラス担任：４月と２月）
3　態度・志向性	• サービス・ラーニング・ボランティア活動　単位取

専門性を高めるため持続的に探究し、生涯にわたり自己研鑽に励む資質が備わっている。	得状況 • 〈社会人基礎力〉（修学ポートフォリオによる「目標と振り返り」状況（４月と２月） • サークルおよび行事役員経験（４月・２月） • 短期海外研修参加者（研修出発前と帰国後）
４　総合的な学習経験と創造的思考力 それぞれの専門分野の知識・技能を用いて、地域社会の多様な課題を把握し解決に導き、さらに専門領域におけるマネジメント能力を身につけている。	• WEB ポータルサイト上で扱う「ディプロマ・サプリメント」にて「学位授与方針に基づき４年間で身につけた資質」の獲得状況の確認 • （平均値との比較　４月と２月） • 各種国家資格受験資格取得状況（在籍者に対する割合：後期末） • 各種国家資格　合格率（受験者における合格者の割合：４月）
プログラムレベルでの全学的な取り組み	• 基礎演習・総合演習アンケート（科目履修学年・後期末） • 入学前準備教育結果（入学時４月） • 入学前指導アンケート（入学前の３月末）
授業レベルでの全学的な取り組み	• 学生による授業評価アンケートによる達成度、授業外学習時間など（前期・後期末） • 教員によるティーチング・ポートフォリオの提出・更新（３年に１回以上）※今後改訂予定
その他の全学的な取組み	• 学力基盤確認テスト（入学時４月） • 就職・進学決定率（卒業直後の５月） • 卒業時調査（年１回 • 卒業生調査（年１回） • 学生生活満足度調査（１～２年次）

【査定項目別査定主体・指標一覧】

査定項目	査定主体	指標
□GPA の推移（前期・後期） □累積 GPA（卒業時） □GPA 分布（年度末３月時点の GPA を次年度５月に公表）	・ミクロレベル（個別指導面）：クラス担任 ・IR 室（GPA 推移、分布図、データ分析面） ・教務・カリキュラム委員会（カリキュラム改善）	【社会福祉学部】　（1.6 以上） 【看護学部】　（1.8 以上） 【リハビリテーション学部】（1.8 以上） 【医療技術学部】　（1.5 以上） 【短期大学部】　（1.5 以上）
□基礎演習・総合演習アンケート	・学年主任・クラス担任	・（5 件法：3.0 以上を「良好な項目」とする）
□「卒業時総合学力確認	・高等教育支援センター	数量的スキルやリテラシーおよび

テスト（仮）」（入学時の学力基盤確認テストと連動させたテスト） ※構想のみ		学術文章作法を参考とした、各学部（分野）に応じた文章・論文作法を踏まえたルーブリックによる年次比較（各年度）・平均値を基準
□ボランティアノート（ボランティア活動記録簿）	・サービス・ラーニング、指導担当者及びクラス担任	・活動の量と質を確認
□サービスラーニング・ボランティア活動　単位取得状況	・サービス・ラーニング担当者およびクラス担任	・単位が取得できている
□〈社会人基礎力〉（修学ポートフォリオによる「目標と振り返り」状況	・クラス担任	・強みと弱みの確認と、成長の度合いを確認
□サークルおよび行事役員経験（4 月・2 月）	・クラス担任	・参加・活動状況確認
□短期海外研修参加者（研修出発前と帰国後）	・国際交流センター	・参加・活動状況とアンケートによる満足度の確認
□WEB ポータルサイト上での「ディプロマ・サプリメント」	・クラス担任 ・IR 室（量的調査）	・「学位授与方針に基づき 2 年間で身につけた資質」の獲得状況（平均値との比較　4 月と 2 月）
□各種国家資格（民間資格）受験資格取得状況	・国家試験対策委員会	・在籍者に対する割合　経年比較
□各種国家資格（民間資格）等合格率	・国家試験対策委員会	・受験者における合格者の割合の全国平均との比較
□入学前準備教育結果	・高等教育支援センター（提携業者）	・実施状況・プレ・アフターテスト・アンケート状況等
□入学前指導アンケート（ルーブリック）	・高等教育支援センター	・入学前の 3 月（高群 : 10 点満点の 7 点以上の割合確認）
□入学生調査	・IR 室	・4 月～5 月アンケート（入学志望動機や大学への適応状況等）
□学生による授業評価アンケートによる達成度、授業外学習時間など	・自己点検・評価・コンプライアンス委員会	・前期末および後期末　各授業の評価平均値 3.6 以上の科目数、3.0 以下科目数等の経年比較（新様式に変わるまで）
□教員によるティーチング・ポートフォリオの提出・更新（3 年に 1 回以上）	・自己点検・評価・コンプライア ンス委員会	・点検指標に基づく査定

□学力基盤確認テスト	・高等教育支援センター	・入学時の 4 月（経年比較）
□フレッシャーズ・アンケート	・高等教育支援センター	・令和６年度より実施（５月）。１年生の学習状況を中心にした調査
□就職・進学決定率	・地域連携・キャリアセンター	・卒業直後の 5 月（経年比較）
□卒業生調査	・地域連携・キャリアセンター	・卒業後１年後（年１回）（職員による訪問・アンケート用紙使用）
□卒業時調査	・地域連携・キャリアセンター	・卒業前の 3 月（年１回 4 年次）（経年比較）
□学生生活満足度調査	・学生委員会（実施）・改善策提案（大学改革推進センター）	・年度末 2 月実施（年１回 1～４年次）（経年比較）

□（２）定期的に自己点検・評価を行っている。
□（３）定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
□（４）自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
□（５）自己点検・評価活動に高等学校の関係者の意見聴取を取り入れている。
□（６）自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。
＜現状＞

アセスメント・プランの通りに自己点検活動が機能しているとは言えないが、本学の現状としては、かなりの面で自己点検・評価活動は活発に行われていると言ってよい。

教学マネジメントに関連するマクロレベルの定点観測的な自己点検については、IR 室及び大学改革推進センターが主に担っている。ここでの自己点検・評価活動によって収集されたデータや分析の報告は、最終的に「ファクトブック」をはじめ、様々な資料（例：「新入生調査」「群馬医療福祉大学イメージ調査」「成績分布・GPA 経年比較」等（短期大学も含む））としてまとめられ、活用しやすい形にして大学改革推進センター会議や教授会などで公表されている。

（備付－130　大学改革推進センター会議）（提出－70）（提出－8）

これに関して外部への公表は公式ホームページの「IR 情報」部分で、多くの情報を公表し、外部からの意見や見解を得られるようになっている。（公表情報名：「IR 体制・取組内容」、「学生満足度調査集計結果」「社会人基礎力　成長度調査」「就職　卒業生評価」「授業力・教育力向上のための活動　授業評価アンケート」「GPA 経年比較調査」「学習時間・学習実態調査」「遠隔授業実施状況調査（2021 年度まで）」「新入生調査」「高大連携講座に関するアンケート」：「高大連携講座入学生追跡調査」「群馬医療福祉大学に関するイメージ調査」）（備付－43）

本学の教養科目の柱ともいえる、「基礎演習」「総合演習」の独自アンケート（年度末）、また前期末・後期末に定期的に行うすべての授業科目に対する「学生による授業評価アンケート」の企画・分析・報告については、自己点検・評価・コンプライアンス委員会が担ってい

る。これについては先ほどの IR 室の情報公開部分では、学部など学位プログラム単位で集計して出した評価値の平均と、その経年比較の表の公開にとどめている。しかし、後に詳しく述べるが、学内においては全科目に関する集計データと個別に学生から寄せられた自由記載を合わせた学内用の資料を作成し、学長・学科長などの役職者に提出をし、改善の資料となるようにしている。こうした情報に基づき個別に教員への指導を行うなど、授業改善の重要な資料として役立てている。

いずれも IR 室による情報公開がなされているが、就職や卒業生に関する調査に関しては、地域連携・キャリアセンターが担い、全学生を対象に年度末に行う総合的な満足度調査に関しては、学生委員会が中心となって情報の収集と分析にあたっている。

その他、「親睦スポーツ大会」や「昌賢祭（学園祭）」などの大きな行事、また FD・SD 研修などにおいても終了後は基本的にアンケートを実施し、改善に生かす取り組みを行っており、全学的に年間を通して自己点検を行いながら、情報を公開する体制は整っているといえる。ただし、現状を率直に言うならば、IR 室にこうした情報の大半が集約されているとはいえ、むしろ情報過多の状態に近くなっており、ここから具体的な改善やさらなる点検作業に進むよりも点検自体に時間と労力が割かれることが多くなっている。これらの全情報を一体的に扱うための人員配置や組織作りが今後の課題であるとはいえるが、相当な力をいれて、全学的に自己点検の作業が常時行われていることに間違いはない。

すでに述べたように本学は、平成 29（2017）年度に２回目の基準協会による認証評価を受審し、「短期大学評価基準に適合している」と認定を受けている。本来なら「自己点検・評価・コンプライアンス委員会　規程」に基づき、こうした情報について認証評価を受ける７年サイクルの途中に、総合的な中間報告を作成し公表すべきであった。しかし、これもすでに書いたように、認証評価機関の変更（併設大学「群馬医療福祉大学」が基準協会に変更）にあわせて、この際に総合的・体系的なアセスメント・プランの策定に取り組んだこともあって、中途半端な形になることを恐れ断念した。そこで、令和６年度の「自己点検・評価・コンプライアンス委員会」の活動計画にある通り、まずは認証評価における実際の「自己点検・評価報告書」を作成すること、そしてその認証終了後には、毎年年度末に報告書を更新する、という形にすることとした。今後は、この計画を着実に実行していきたい。

いずれにしても、IR 室による年間を通しての独自のアンケート調査の取り組み、教学に関する多くのデータの収集と分析、自己点検・評価・コンプライアンス委員会による授業評価の報告、その他さまざまな部署の調査報告など、多くのデータが随時大学改革推進センター会議や教授会にて報告され、学科会議などミドルレベルでの改善策の検討や FD・SD 研修で改善を図る上での貴重な資料となるとともに、理事長・学長の意思決定の資料となっている。

そして、自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れているかについてであるが、本学では入学時の保護者説明会や後援会総会や定期的な役員会などで保護者の意見を聴取し、年に２回は高等学校等の関係者の意見を聴取する機会を設けている。聴取した意見は大学運営のあり方に関する貴重な資料とし、地域社会と融合をした教育活動を展開する上で参考にしている。なお、すでに点検区分・基準Ⅰ－B－１「教育目的・目標を確立している」の点検の観点（３）「学部・研究科等の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。」に関する部分、またⅠ-B-2「学習成果

（Student Learning Outcomes）を定めている。」の点検の観点（３）「学習成果を学内外に表明している」の部分でも同様のことを述べているので、詳細は割愛する。

こうした点検や報告から導き出された諸課題について、特に教務的な領域の問題に対応するため、大学改革推進センター会議内に教学マネジメント部会が令和５年度に設置され、本学において重要課題となっている三つの重要方針の見直しや教養課程の改善計画について話し合われ、年間を通して改善に向けた検討も継続されている（(「委員会活動報告書」－「教学マネジメント部会活動報告」pp.5-7)。)。

全学的な内部質保証の取組みについては、まだまだ課題があるが、かつてよりだいぶ前進をしていること「内部質保証ルーブリック」でも確認でき、少なくとも Level Ⅲは十分に満たしていると確認できる。

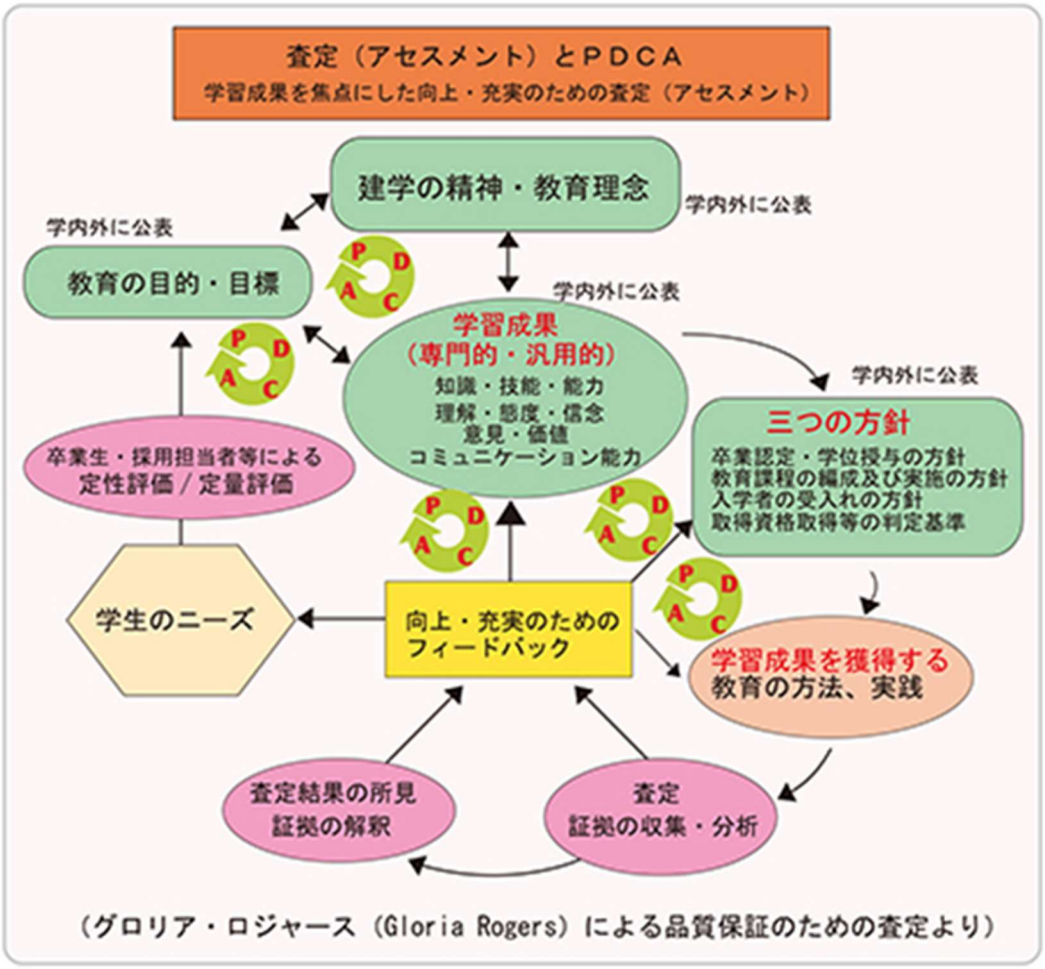
いずれにしても、本学においては、年間を通じて各部署によって定期的に自己点検・評価を行っている。そして、その結果を定期的に公表し、改善活動にもつなげている。さらに、「学生による授業評価アンケート」を代表として、自己点検・評価活動に全教職員が関与して取り組む体制が構築できているといってよい。

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

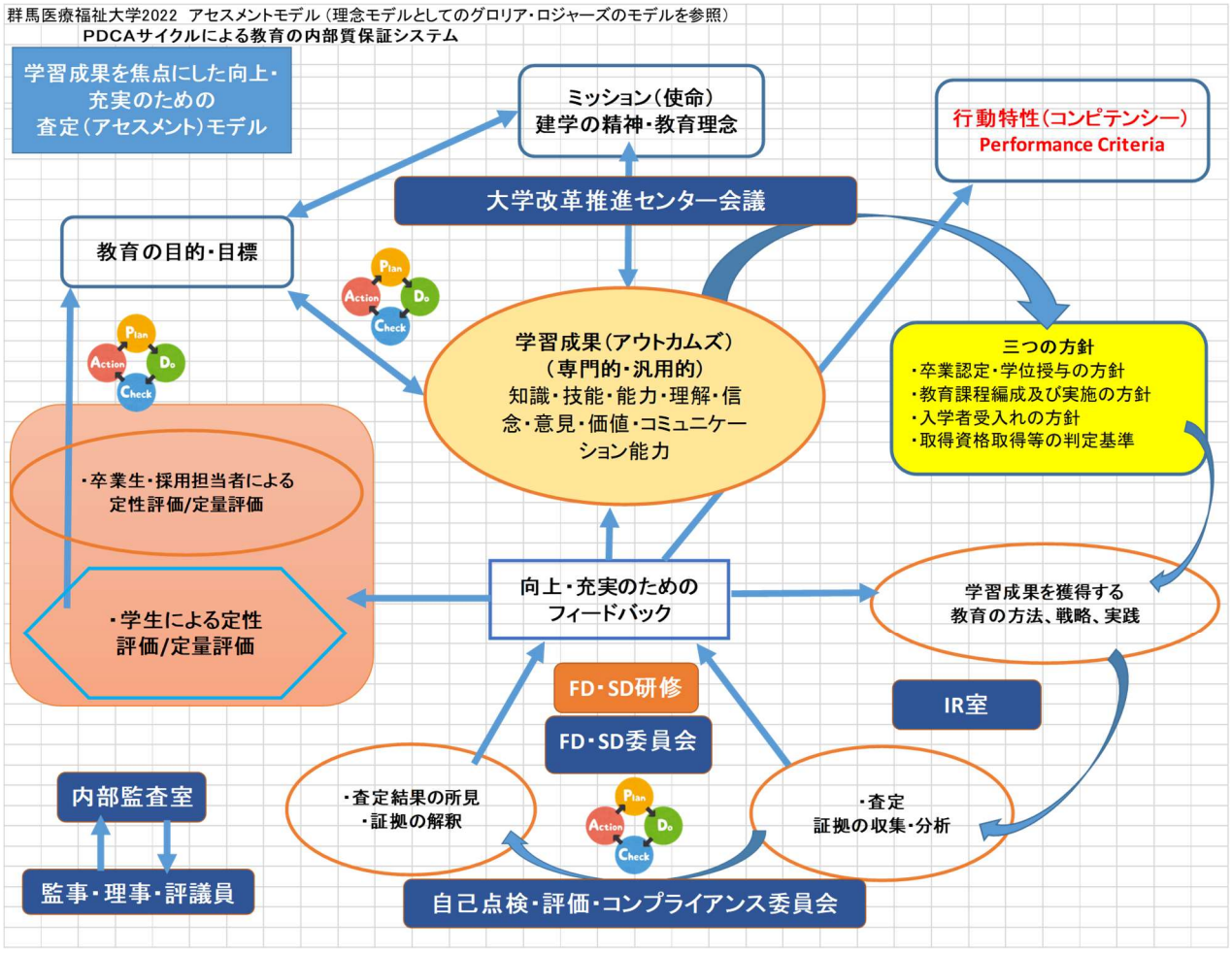
□（１）学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
□（２）査定の手法を定期的に点検している。
＜現状＞

本学では、自己点検・評価・コンプライアンス委員会を中心に、令和４年度にオンライン開催された「令和５年度大学認証評価説明会」において、大学・短期大学基準協会から示された、教育の質を保証するための「査定（アセスメント）と PDCA：学習成果を焦点にした向上・充実のための査定（アセスメント)」のモデルを、本学における大学教育のアセスメントと改善のための理想的なあり方と考え、見本とすることとした。(提出 - ○○「令和６年度大学認証評価説明会「大学評価基準及び内部質保証ルーブリック等について」」p.5)。もちろんこの説明会までにも、多くの自己点検・評価の活動が行われていたが、全体が有機的につながるイメージがなかなか作れず、活動に連関性をもたせることに課題を感じていた。



このモデルを参考に、本学での活動を整理し直すことで、様々な活動と学習成果の獲得、そしてそれらの点検と改善の活動が一つのサイクルとしてつながるイメージができ、本学としての大学教育の質保証のシステムをモデル化することができた。

（次ページの図「群馬医療福祉大学 2022（短期大学も同様）アセスメント・モデル：PDCA サイクルによる教育の内部質保証システム」）



このモデルによって、「建学の精神・教育理念」と「教育の目的・目標」そして「学生の学習成果」の相互関係が視覚的に明確にされた。そして「学生の学習成果」を獲得するための「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」の三つの方針及び（国家試験等の）「取得資格等の判定基準」などが、学習成果を獲得する教育の方法、戦略、実践とかみ合っているかを点検し、結果を様々な指標と照らし合わせながら、改善行動の計画へとつなげていくという基本サイクルが示されている。

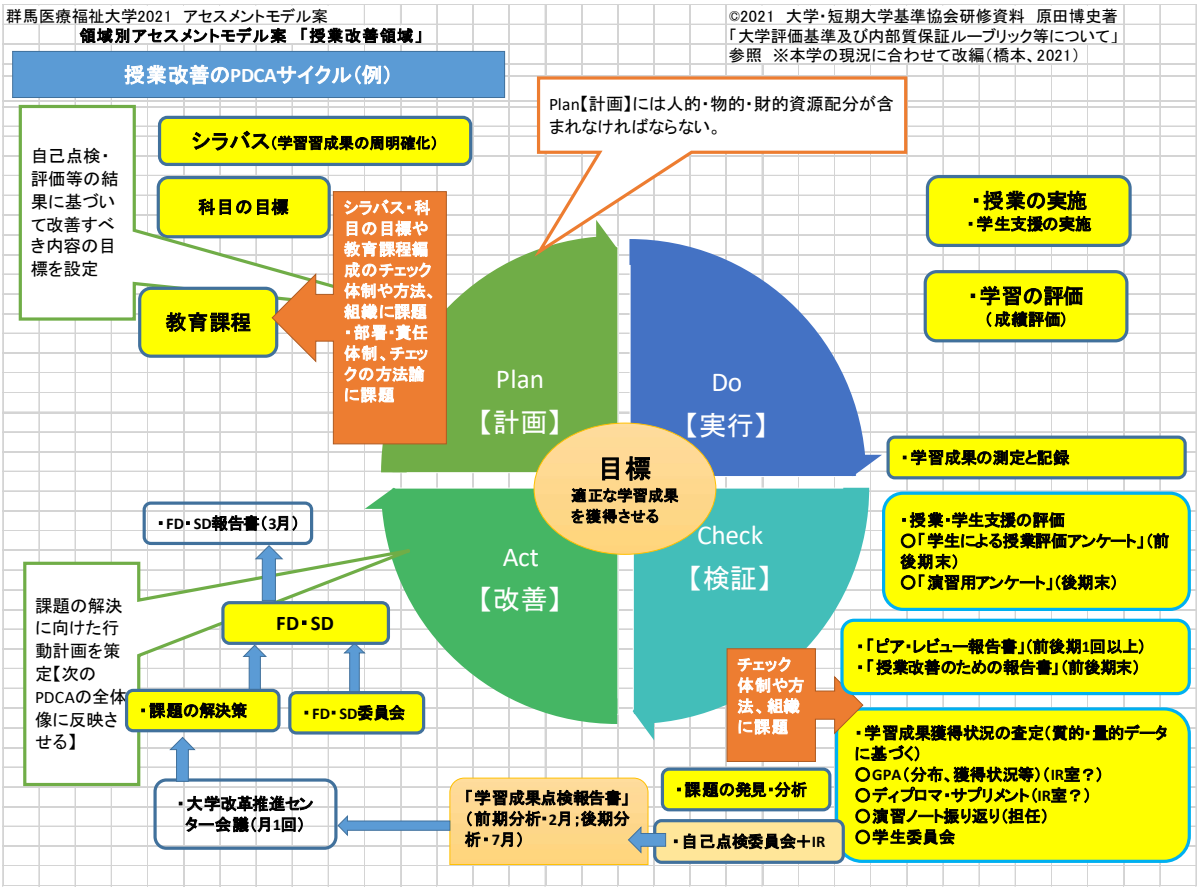
この際、学生たちの学習成果に関する定性的評価と定量的評価の両面を収集し分析を行い、教育の方法、戦略、実践における充実・向上を図るために、研修や改善計画などの企画に生かしていくという流れが明快になっている。

このモデルに基づいて、学習成果を中心としたアセスメントを具現化するために、すでに提示したアセスメント・ポリシーとそれに基づくアセスメント・プランを整理し実行をしている。こうした査定の手法が有効かどうかについては、大学改革推進センターや自己点検・評価・コンプライアンス委員会により検討され、課題などについて、年間の「活動報告書」などまとめられる。現状では、点検活動の量は十分だと考えているが、その一つ一つの点検活動をより有効なものにする工夫とともに、点検から導き出された結果から、いかに有効な改善策を出せる体制を作っていくかという点が、重要な課題になっていると考えている。

□（３）教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
＜現状＞
ここで、「アセスメント・ポリシー」とそれに基づく「アセスメント・プランに」に示された学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法とそれに基づき、教育の向上・充実がいかに図られるか、年間の活動の流れに沿いながら、本学におけるアカデミックな側面における PDCA サイクルの活用について具体的に解説する。

１）【入試・入学段階】　※入試そのものについては学生が本学の教育を受ける以前の問題であることからアセスメント・プランには含んでいない
○アドミッション・ポリシーに基づき本学の学生としてふさわしい学力基盤と人間性をもつ学生が入学するよう、高校修了までに身に着けるべき学習成果を多面的・総合的にとらえ、多様な入試制度（「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「一般選抜」「大学入学共通テスト利用型選抜」）を用意している（提出－36）。そのすべての選抜において、多面的・総合的な評価をする観点から面接試験を実施しているところに、本学の特色がある。なぜなら、医療・福祉分野の仕事においては対人援助が中心となるためである。そこで、コミュニケーション能力、多様な人々と協働して学ぶ態度、姿勢等も一つの学習成果として考えて評価をしている。また、一般選抜の学科試験においては「知識・教養」、「思考力・判断力・表現力」を評価するため、すべての科目において記述式問題を出題している。
○入学前・入学直後
①〔入学時〕年度前の 12 月までに合格した早期合格者は本学が㈱ナガセ（東進ハイスクール）と提携して準備をしている、学部・コース等別にメニューが分かれた「入学前準備教育」を受講することを原則義務付けている。また一般合格者にもなるべく受講を呼び掛けている。この受講をした者については「プレ・アフターテスト結果」が㈱ナガセによってまとめられ、入学後の貴重な指導上の資料となる。
②〔入学前・直後〕本学の専任教職員が準備をして本学のキャンパスにて行う集合研修「入学前指導」を早期合格者は３回、一般選抜合格者は「２回」受け、入学への適応を図る。その際のアンケートは、入学直後につまずかないよう、クラス担任などにとっての貴重な資料となる。また新入生は入学直後の４月には㈱ナガセとの提携によって作問された「学力基盤確認テスト（プレイスメントテスト）」を受ける。これは大学生としてのスタート時点で、学力の弱み強みを確認し、大学での授業や資格取得を目指す学習上の課題を探り、早期に対策を練ることを目的としたものである。現在は文系と理系の問題に分け、学部単位で実施しているが、このテスト結果も㈱ナガセによって集計・グラフ化され、個票も学生本人に返却される。また、担当者による「結果報告会」が zoom で行われることで、主催している高等教育支援センターの職員以外にも１年生のクラス担任など全員が視聴することができ、学生指導の貴重な資料となっている。
（備付－67）

２）【在籍・就学時】　※シラバスについては基準Ⅱ－B－１において詳細を述べる



在籍・就学時においては、上記のような授業改善の PDCA サイクルを核とした教育の向上・充実のための PDCA サイクルに基づき改善活動を行っている。以下、具体的にいくつか活動別に解説をする。

○「学生による授業評価アンケート」　在籍中もっとも重要な学習が日々継続して行われるのは授業をおいてほかにない。この授業をよくするために、本学では 17 項目から成る「学生による授業評価アンケート」を前期・後期末に総括的な形で実施している。なお、「授業評価アンケート」は、〈WEB ポータルサイト〉において学生自身が入力する形式になっており、教員の意図的な介入は出来ない仕組みになっている。

このアンケートは授業を受講する学生の観点や感じ方に基づく満足度などについて把握し、授業の改善を継続して行うために、自己点検・評価・コンプライアンス委員会により行われるものである。非常勤講師を含めた科目担当の全教員に対して実施されている。

結果は瞬時に集計され、個別の入力情報はもちろん出ないが、自由記述欄と各質問項目への回答の平均値がありのままに WEB システム上で閲覧できる仕組みになっており、回答した学生と授業担当教員の双方が閲覧できるようになっている。

このアンケート結果を受けて、科目担当教員は自らの授業実践を振り返り、以後の授業運営や改善に活用することとし、そのためのツールとして、自己点検・評価・コンプライアンス委員会への「授業改善のための報告書」の作成と提出が課せられている。

(備付－85)(備付－84)

上記の定期的な総括的アンケートとは別に、日常の授業においては、「コメントカード」や「シャトルカード」などを本学授業担当者は用いることとしている(すべての授業で行う

よう教務課より案内)。これは学生の意見を毎回聴取し、授業進行中にも双方向性を持たせ、授業の成果が良い形であがっていくために義務付けているものであり、全学的に行っているのは、本学の特色の一つであるといえる。現在はWEBポータルサイトでコメントを収集するシステムも運用できるようになったため、紙の節約も兼ねてWEB上でアンケートのやり取りをする教員も増えている。

なお、膨大な量のカードなどの取り組みの成果について数量化することは困難であるが、自由記載には学生のコメントへの教員の反応が率直に記されていることが多いため、授業評価アンケートにおいて定性的に確認することとしている。特に、学生の理解度や不明な点に対応できていないとみなされるようなコメント、また、問題と思われるような態度や発言をする教員に対するコメントがある場合、授業担当者の指導状況や態度等を確認する重要な資料となる。これに基づき、問題が多いと思われる教員には、問題の深刻さのレベルに応じて、自己点検・評価・コンプライアンス委員会委員長、学科長、学長の順に、状況確認をしたうえで、改善に向けた指導を行うことにしている。

（備付－130　自己点検・評価・コンプライアンス委員会）

なお、この質問項目がより授業の改善活動や学生の学習状況の把握につながるように、改善できないか、自己点検・評価・コンプライアンス委員会にて検討を重ねているところでもある。

また、教員相互の授業参観（ピアレビュー）についても毎年、年1回以上実施することとしており、FD・SD委員会から実施依頼が専任教員に出される。授業参観した教員は同委員会に報告書を提出し、授業改善に活かす仕組みの一つとなっている。

○累積ＧＰＡ　〔指標〕卒業時において、最低限の取得が望まれるラインをアセスメント・プランで定めているが、各学年の前期・後期末の成績確定時にクラス担任がGPAを確認することで、問題が感じられる学生には早期の学習面での指導を行う。特に「1.2」を切る場合は高等教育支援センターに報告をし、「GPA面談」（学習成績に基づく学習指導）を受け、複数名の教員による指導を通して課題を克服できるように支援する制度を運用している。もちろん全員ではないが、この面談で多くの学生の成績が向上に向かうことも高等教育支援センターより報告されている。

（提出－70）

・ちなみに、GPAの分布などはＩＲ室から報告され、また「学生による授業評価アンケート」が自己点検・評価・コンプライアンス委員会から報告されることで、極端な偏りを示す成績評価をつける教員が出ないように、チェックをする体制が整っている。

・なおGPAは直接的には卒業認定の資料となる他、主に特待生の選抜時にも使用される。そのため、学生の学習意欲を高めることなどにも活用されている。

○「社会人基礎力」　すでに述べたように、WEBポータルサイト上に設定されたディプロマ・サプリメントのページにおいて所定の質問に答えることで、本学独自に規定した〈社会人基礎力〉を数値化し、レーダーチャートによる視覚化が行われる。これにより、社会に出ていく上で、どのような側面の力が伸びているか、どこに課題があるかなどを学生自身が把握し、改善に生かすシステムができている。

○「修学ポートフォリオ（成績、履修状況、出欠状況、指導記録等）」WEB ポータルサイトで学生は自分の成績（LG、累積 GPA）はもちろん、履修状況、出欠状況、ディプロマ・サプリメントなどをいつでもどこでも確認することができ、自分の学習状況を振り返ることが可能となっている。また、正課外の自主的な学習やボランティア、サークルなどの活動などの記録を書き込むこともできる。クラス担任は、こうした自分の担当クラスの学生の学習状況を把握するためにもこれらを閲覧し、「指導記録」（学生は閲覧不可）をサイトに残しておくことも可能となっており、クラス担任や国家試験指導担当者間で学生の情報を引き継ぐ際の重要資料ともなる。こうした情報をもとに、クラス担任による年間２回ほどの定期的な面談（状況によっては保護者に参加協力をして三者面談も実施）や、学習・進路相談、生活指導の際の資料として用いられることが可能である。

なお、令和６年度からは学生の保護者も個別に成績をネット上で見ることができるようにシステムの改良を図り、保護者及び学生に周知をした。

３）【卒業時】

○「単位取得状況」　卒業年次には当然のことながら学部等の各学位プログラムで設定された総取得単位数が卒業の基本要件となる。これが一つの学習成果を得たうえで卒業をしたということの証明とみなすこともできる。

○「取得（見込み）した国家資格や国家資格以外の民間資格取得状況」　本学ではそれぞれの学生が選んだコースで設定されている国家資格や民間資格などに挑み、卒業時の大きな学習成果として就職に直結した「合格」という成果の獲得が目指されている。そのため、短期大学として各種試験対策委員会などを中心にした取組みによって、全力でその学習を支えているが、資格の取得状況は、毎年全国平均より高い数値を維持できており、公式ホームページの基本情報公開部分やパンフレットなどで公表されている。もちろん、国家資格やその受験資格を取得できる学生ばかりではない。学生はその力も精神的な強さも多様であり、特に近年は精神的に課題を持つ学生の入学も毎年のようにあり、学生支援センターなどで彼らを支える体制をとっている。**[区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]観点**（１）「自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。」で紹介したアセスメント・モデルはこうした学生支援のためのモデルである。

○「就職状況」　短期大学卒業時の判定会議においては、卒業に必要な単位認定の確認は当然であるが、本学の建学の精神等に鑑み、正社員や正職員等、正規雇用の形態で就職（内定）を決定できたということを重視している。彼らが社会で人に貢献できる力をつけ、スタート地点に立てることを確認したうえで、卒業へ導くことが基本となっている。

これらの学習成果の状況は、学部等学位プログラム単位ではクラス担任や各委員会担当者によって総合的に把握・報告が学科会議等で定期的になされ、常に改善に向けた動きをできるような体制を作っている。

なお、最終的な卒業の認定については、判定会議に諮り、個々の学生の卒業認定を決め、教授会で報告をし、次年度の活動に向けた改善として生かされている。

（提出－70）

また、これらの数値はＩＲ室によって公式ホームページなどで公表され、広く改善のための意見を求めるための情報を提供する仕組みが整っている。

（提出－36）（備付－67）

□（４）学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜現状＞

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については、総務・教務関係部局等の事務管理部門において常に把握している。また基準Ⅰ-B-1（３）部分で述べたように、全学的な大学各学部・研究科レベルでの対応が必要な場合は、大学改革推進センター会議や定期的に開催される教授会において伝達と情報共有を図る仕組みができている。

なお、令和４年度に行われた短期大学設置基準の改正に関する研修については、令和５年度 FD 研修「大学の質保証強化に関する研修～大学設置基準改正を中心に～」において全学の専任教員 137 名（80.5%）と非常勤講師９名（参加者は併設大学も含んだ数字としている。）が参加して実施したところである。

（備付 - 103）

今後も時代が求める高等教育のあり方について追求を続け、関係する法令などについても学内で確実に周知と情報共有をしていく。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

ほぼ現在完成形に近い形になっている「アセスメント・プラン」を確定させることが第一の課題である。また、まだ様々な領域別に「アセスメント・モデル」を作り切れていないため、この作成も課題である。それと共に、実際にこうしたプランのもと、多様な組織や部署、人員がそれぞれに行う点検活動の結果、現状では膨大なデータが毎年積み上げられているといってよい。それぞれが確かにまとめられて公表をする PDC までのサイクルが前回の認証評価時よりはるかに充実したことが特記事項ともいえるが、同時に、そこから的確な改善プランを生み出す A の部分において課題があると認識している。学生募集上の課題（一部での定員割れ状況の継続等）もあり、資金面や人員（専門的な知識を持つ教職員など）の不足などが大きな課題ともなっており、改善にはさらに知恵と工夫を巡らせる必要があると考える。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

文部科学省や外部の認証評価団体から打ち出される外部基準はもちろん尊重しつつも、本学として自律した指標づくりに基づくアセスメント・プランを打ち出そうとして努力を重ねてきた点は、特記してよいと考える。また、授業改善の仕組みにおいては、「学生による授業改善のためのアンケート」の回答率目標を全教員に 80%以上と周知し、平均値においてそれを達成できている。（資料－〇〇「経年比較資料」）また、こうした改善のための資料に基づき行われる FD・SD 研修については、専任教員については、年間１回以上の参加はほぼ 100%を達成しており、本学の教職員の努力量の高さを証明している。

内部質保証という面では、体系性において改善策の打ち出しなど、まだ実効性ある改善活動の実施においては課題がある反面、学長の強いリーダーシップのもとで、現在ある教育資源を有効に活用し、少しでも良い授業、よい国家試験結果、よい就職先への就職など、少しでもよい学習成果を学生に保証できる大学に一歩一歩近づけているといえる。

＜基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
・特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

・アセスメント・プランを年度内に確定し公表すること。
・データの収集に関しては相当にできているといえる。今後はそのデータを有効に生かし、内部質保証システムにおいて、改善案を出すＡのサイクルを動かす仕組みを強化する必要性があるといえる。具体的には、特に教学部門で改善案を提案する教学マネジメント部会を強化し、力強い改善案を提示できる実効性を上げる組織に変革することが求めらる。これに限らないが、内部質保証を担う人材を確保し続けるため、計画的・継続的に教員や職員の中から毎年人数を決めて指名し、教学マネジメント担当者として研修の受講をさせるなど、積極的な自己点検・評価の人材育成に力を入れていくことなどが求められる。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］

＜根拠資料＞

提出資料

16　「公式ホームページ：卒業認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec04

17　「全学ディプロマ・ポリシー」（３つのポリシー冒頭）

20　「全学カリキュラム・ポリシー」（３つのポリシーより抜き刷り）

24　「全学アドミッション・ポリシー」（３つのポリシーより抜き刷り）

18　３つのポリシー　見直し　改訂について

19　「公式ホームページ:教員課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec04

67　D-1.4　履修規程

67　D-82　GPA（グレード・ポイント・アベレージ）運用規程

25　令和５年度　シラバス集

21　カリキュラム・マップ
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec09

23　「公式ホームページ：入学者に関する受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec04

36　令和６（2024）年度　学生募集要項

8　ファクトブック 2024：内部質保証に向けて点検・改善資料 - 入学から就職までの可視化データ

70　令和 5 年度　教授会・教員会　会議録

10　令和５年度　アンケート調査報告書「卒業生調査」

備付資料

130　各種委員会等議事録

71　2023 年度　履修の手引き

37　2023 授業評価アンケートまとめ」

38　「2023 基礎演習アンケート結果平均一覧」「2023 総合演習アンケート結果平均一覧」「令和５（2023）年度「基礎演習・総合演習・自由記述一覧」

29　令和５年度　高等学校教諭対象説明会・情報交換会　実施報告書

28　令和５年度　高大連携協定締結高等学校等情報交換会：議事録

39　「公式ホームページ：基本情報公開；令和５年度　資格取得等実績」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/popup/graduate_shikaku_r5.html

40　「公式ホームページ：就職実績」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/career/jisseki.html

41　GPA 面談報告書
131　令和５年度　センター・委員会活動報告書
61　学生満足度調査 2023
91　フィリピン医療研修に参加しよう！
104　「公式ホームページ：FD・SD 活動」
https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/fd/20230913FDSD.pdf
79　令和３年度　進路状況
80　令和４年度　進路状況
81　令和５年度　進路状況
42　学位記授与数、卒業・終了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況、国家試験の状況「公式ホームページ」
https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec07

［区分　基準Ⅱ-A-1　学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

□（１）卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
＜現状＞
「区分 基準Ⅰ-B-2 ＜現状＞（2）」において述べたように、本学では全学的な学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を建学の精神に基づき定めている。そして、それらと一体性を保つ形で、学科の学位プログラム単位でも、それぞれの取得する資格や学ぶ教育課程の特色に即してディプロマ・ポリシーを定めている。なお、併設大学の医療系学部は学科や専攻が最小単位となっているが、短期大学部においては、取得する資格によって細かくコースまで分かれているため、それら末端のコースのＤＰに至るまで、全学・学部ＤＰと合わせて一体的に整備をし、公式ホームページ上で公開している。
（提出 - 16）（提出 - 17）
それぞれの学位プログラムにおいては、出来る限りディプロマ・ポリシーを達成した際の理想的な学生像を描き出し、具体的な学習成果と対応させるようにしている。基本的な枠組みとしては「知識・理解」、「態度・志向性」、「汎用的技能」、「総合的な学習経験と創造的思考力」の４領域を設定し、それらに示される資質や能力を総合的に身に付けることを前提として学位が授与されるということをわかりやすく示している。
これらの方針と授業との関係であるが、本学のシラバスの様式には、授業科目が配置されている学位プログラムにおける学科 DP が冒頭に示され、当該科目の学習成果としてはどの DP の構成項目と合致するかが記号で示されている。こうした授業を受け単位認定を重ねることで、身に付けるべき DP が達成されたと認定できる仕組みになっている。
なお、学習成果の基本は単位の取得であると考えるが、学則第 34 条に定めるとおり、本学の卒業についても、定められた修業年限以上在籍し、所定の授業科目および単位を修得した者について、教授会の議を経て、学長が認定するとしている。この際、当然、各学位プログラムで設定された取得単位数を確認することになる。
本学医療福祉学科の各コースともに、専門職者の養成を目指し、その教育課程が文部科学

省及び厚生労働省令等で定められていることから、学年別の授業科目数の配分も多めに設定される傾向にある。このことから、単位数が不足して卒業の認定に臨む学生は皆無であるというところが現状である。

単位数以外の具体的な卒業時の学習成果の確認については、すでに提示した「アセスメント・ポリシー」にもあるように、累積 GPA 値、各種国家資格、民間資格の取得状況、就職決定状況、ディプロマ・サプリメントの状況（学位授与方針に基づき２年間で身につけた資質のチャート）、修学ポートフォリオ「目標と振り返り」、ボランティア活動記録簿（ボランティアノート）などで確認している。このように、本学においては、卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に十分に対応しているといえる。

なお、本学のアセスメント・プランでは、併設大学の各学部の GPA のアセスメント指標が異なるが、短期大学は 1.5 以上と設定されている。学部間での差異を認めた形で GPA の指標を定めたのは、本学の学生が一律に同じカリキュラムの学習をするわけではないということが一つの理由である。取得を目指す資格によって、設定される学習の難易度や量の差異はどうしても出てくる。また入学する学生の準備状態も学部によって様々であるという理由もある。これらのことから、実際に各学部の学生が平均的に卒業時に獲得できている GPA 値と理念的な平均値である 2.0（全科目 B など）を重ね合わせ、「十分に求める学習成果があったとみなせる」下限の数値を学部ごとに設定をしたという経緯が背景にある。

□（２）卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
□（３）卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。
＜現状＞

本学の卒業認定・学位授与の方針は、「短期大学設置基準」が定める卒業要件、「学位規則」が定める学位授与の要件を満たしたものである。また、「ディプロマ・ポリシー」の達成は、介護福祉士、日本医師会認定医療秘書など、国が定めた国家資格・公益社団法人認定資格の取得につながるものであり、国際的に通用するものであるといえる。また、すでに述べているように、諸外国で使用されている GPA を導入していることなどからも、本学の卒業 認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性が高いといえる。
こうした方針については、他のカリキュラム・ポリシーやアドミッション・ポリシーもあわせて、学内外の関係者にとって、よりわかりやすくより活用しやすい形に改善していくため、大学改革推進センター会議や下部組織である教学マネジメント部会において検討をされ、改訂が検討されている。（提出 - 18）

この改訂の時期についてはまだ明確には言えないが、少子化が急速に進む中での本学の将来構想とも重ねながら、学内各組織が連携を図り、全教職員の参加の下でよりよいポリシーづくりを目指したい。
（提出 - 17）（提出 - 18）（提出 - 20）（提出 - 24）

［区分　基準Ⅱ-A-2　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
＜現状＞
本学では、すでに述べたように建学の精神に基づき教育理念・教育目標を定めている。また、それらを元にしつつ、学校教育法及び短期大学設置基準及び各種資格取得に関わる法令を遵守し、学科・コースの特性を踏まえた学科・コースごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）を明確に示し、それに従って教育課程を編成している。膨大な量になるため、ここで全でのカリキュラム・ポリシーを掲載することは避けるが、「全学カリキュラム・ポリシー」のみ提示する。

【全学カリキュラム・ポリシー】
１.初年次教育
学士課程へのスムースな移行のためには、短期大学の教育特色であるボランティア活動、環境美化活動、短期大学の理念を含めた教育方針を理解し、また図書館の利用、情報の検索方法、ノートテイキング、レポートの作成方法、発表方法など短期大学での学び方や専門教育の在り方などを目的に基礎演習、ボランティア活動Ⅰなどを配置。１年次の早い時期に専門領域の役割・やりがい・面白さへの理解を促し、学業への意欲を高めることを目的した専門の概論科目を配置。挨拶やお礼、お願いごと、困ったことなどの伝え方、相手への共感の方法・意味を学び、大学における対人関係力を高める目的に基礎演習、ボランティア活動を配置。
２.豊かな人間性
短期大学の理念（礼儀・挨拶・仁・知行合一など)、ボランティア活動、環境美化活動など大学の特色の理解と実践を目的とし、哲学、道徳、ボランティア活動、基礎演習、総合演習の科目を配置。基礎分野の科目履修を通して幅広い教養を身につけることを促すことを目的に人文社会学系、自然科学系、教育学系、外国語、スポーツ科学などの一般教養の科目を配置。ボランティア活動、地域支援を通して、地域における保健・医療・福祉職や専門職として期待される役割の理解することを目的にボランティア活動、地域支援、保健医療福祉に関する科目を配置。病院や施設などでの実習、及びそのオリエンテーションや報告会の中で、専門職としての行動規範の理解を促すことを目的とした科目を配置。
３.専門性の探求
興味・関心の領域の開発や幅を広げる、新しいことや分からないことを調べる、また学び続けることやその喜びなどの志向性、態度を育てることを目的に研究法、卒業研究、フィールドワーク、海外の語学・医療福祉研修などを配置。
４.専門的実践力
病院、施設、地域などの現場における諸課題について､理論的・実践的研究を深め、専門職としての役割を自覚し､全体を俯瞰して課題解決にあたるための高度な専門的能力及び実践力の向上を図り、加えて地域・社会生活のマネジメント力、協働遂行力及び地域連携力を備えた人材育成のために、健康、価値、文化、発達、教育、環境などの視点で、対象者の評価や介入の専門的実践力を学ぶ科目を配置。また、座学で学んだ知識と実践技術を結びつけて理解することを促すための実習・演習、及び病院・施設・地域などの臨床実習を配置。
５.多職種協働(態度・志向性)

学内、海外、及び地域・臨床現場でのコミュニケーション能力の向上・修得や専門職間の役割、及び協業について理解し、協力して授業を進めることを目的に海外の語学・医療福祉研修、全学による役割や事例検討、ボランティア活動、基礎演習、総合演習などを配置。

６.地域実践(総合的な学習経験と創造的思考力)

地域や福祉施設でのボランティア活動や専門職としての地域での実践の科目を配置し、地域支援の知識・技術・マネジメント力の修得を目指す。

このように、本学の建学の精神や教育目的・目標および DP につながる特色、とりわけ、専門職としての知識技術を身に付けることと、人の理解と人の支援に向かっていくための学びを中心にした教育課程が編成されていることがよくわかるものとなっている。

□（２）教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

＜現状＞

①　短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

本学では、短期大学設置基準第５条（教育課程の編成方針）および同第６条（教育課程の編成方法）の規定にのっとり、本学の教育課程編成・実施の方針に従って、体系的に教育課程を編成している。

本学は基本的にすべてのコースにおいて、取得を目指すべき資格が設定されている。このため、資格取得のプログラムとして、官公庁の認可等を受けた科目群（仮に資格取得プログラム）を柱とした科目の設定が教育課程の柱となっているといってよい。本学科の授業科目は資格に関係する科目の大半は「専門科目」であることから、専門職となる上で自己を支える人間観や健全な社会観を伸ばすような、人としてのあり方を磨くための「基礎科目」と同時進行で専門科目も配置される構成となっている。ちなみに、人としてのあり方を磨くための代表的な科目が「サービス・ラーニング」「チームケア入門」その他哲学・人文系科目であり、アカデミック・スキルや建学の精神などポリシーに関係するような知識や教養に関する科目の代表が「基礎演習」「総合演習」となる。

②　学習成果に対応した、授業科目を編成している。

授業科目、履修、授業関係においては履修指導資料が配布され、学生が確認しやすい工夫がなされている。また同資料には、コース等を単位とした科目一覧表や、時間割例が示されており、学生が戸惑う事のないよう必要事項が明示されている。公式ホームページで、学科・コースごとに作成された、カリキュラム・マップを掲載し、視覚的に一つ一つの授業と DP とのつながりがわかるように工夫している。これにより、授業と学習成果とのつながりを理解しやすくなり、授業科目の学年配置などを理解することにも役立つため、履修指導において参照するように指導している。

（提出 - 19）

③　単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

すでに基準Ⅱ - A - １（１）でも言及したが、本学では専門職に就く人材養成を柱とした教育課程を編成している。学生が資格を取るために設定される教育課程は、文部科学省及び厚生労働省令等で定められており、時代の要請もあって、その割合が多くなる傾向にある。

当然本学の建学の精神に関係するような、資格と直接の関連をもたない教養科目なども取得するため、学生が履修すべき単位数は、希望する資格によって多めになる傾向にある。

とりわけ、短期大学部卒業後、社会福祉学部 3 年に編入することを前提とした福祉総合コースについては、履修科目過多になる傾向が強い。

本コースに在籍する学生は、介護福祉士および社会福祉士(社会福祉士については編入したうえで受験資格を取得)の両資格の取得を目指している。こうしたことから、多くの学生が短期大学部在籍時に受講可能なコース科目として設けられている社会福祉士の指定科目、さらには、社会福祉学部の必修科目である英語Ⅰ・英語Ⅱ等を履修している状況にある。これらの科目は、本コースにおいては選択科目として設定されてはいるものの、社会福祉学部編入後の負担や学習の効率性、そして編入後の他科目とのバッティングのリスク回避といったことを考えると短期大学部在籍中での単位取得を目指す事も納得できる。しかしながら、多くの科目の受講や課題をこなすことで精いっぱいとなり、ただ単位が取れればいいという安易な姿勢での受講になっては本末転倒である。

上記事項を踏まえ、現在短期大学部の各コースの履修科目並びに単位数についての確認、議論がなされているところである。また、短期大学部における CAP 制の導入、学生が学習成果を得ることのできる体制を構築することができるよう検討を重ねているところでもある。

（提出 - 67　D−1. 4）（提出 - 70）

④　成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤　シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

短期大学設置基準第 11 条の 2（成績評価基準等の明示等）にのっとり、本学ではすべての科目においてシラバスを作成・公開し、そこで学習の成果に係る評価に関する基準についても明示することとしている。

学生は履修科目の選択時などに、WEB ポータルサイトで検索をかければ登録してある科目のシラバスを閲覧することが可能となっており、また、公式ホームページ上で公開しているものを参照することもできる。シラバスには、学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等の情報に関する項目の他、以下に示すような項目が記載されている。

・授業名等（科目名称、配当年、単位数、科目必選区分、担当教員、授業形式）
・授業の目的・到達目標
・授業の概要
・当科目とディプロマ・ポリシーとの関係
・授業計画（key words、授業概要、教科書ページ・参考文献、課題・予習・復習・授業準備指示、予習・復習に必要な想定時間）
・受講生に関わる情報および受講のルール
・毎回の授業に関する質問や学習の進捗状況の確認方法

・授業外時間にかかわる情報
・オフィスアワー
・評価方法
・教科書
・参考書
・実務者経験／アクティブラーニング／リテラシー教育について

（提出 - 25）

履修している科目のシラバスは、学生が WEB ポータルサイトでいつでも簡単に閲覧でき、授業時間外の学習や試験準備などに活かすことができる。また、自分の出欠状況を確認したり、教員との課題のやり取りや質問をすることもできるなど、授業を管理したり双方向的なものにする上でも利便性の高いシステムとなっている。

なお、シラバスについては、記載漏れがないように教務課で掲載前にチェックをしたうえでサイトに情報をアップしている。

□（3）教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜現状＞

本学の教育課程は専門職に就く人材養成を柱として編成されている。そのため、この部分に関しては短期大学の意図に基づく改定は基本的に不可能であり、内容面での充実を図ることになる。逆に、資格の認可を司る官公庁等から、そのカリキュラム改正が通達されれば、それをまず優先させる必要が絶対的に生じる。ここ数年、併設大学含め各学部・専攻で扱う資格のカリキュラム指定規則などの改正があり、新カリキュラムへの対応が中心となり、定期的な教育課程の見直し作業が停滞気味となっていたことは否めない。

本学の 3 つのコースが関係する介護福祉士養成におけるカリキュラムにおいては、直近では平成 29(2017)年度に改正が行われ、2019 年度より順次新カリキュラムが導入(2018 年度は周知期間) されている。ただし、養成校が何年課程かにより導入時期が異なり、2 年課程の養成校の場合は、令和 3(2021)年度からの導入とされていた。しかしながら、本学においては、1 年早く令和 2(2020)年度より導入・対応している。

一例ではあるが、本カリキュラム改正により、介護福祉士養成における指定科目「人間関係とコミュニケーション」においては、これまでの 30 時間から 60 時間へと変更され、教育に含むべき事項として「チームマネジメント」が明記された。こうしたことからも、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をリーダーとして養成するといった背景があり、また、介護福祉士養成課程において、チームマネジメント能力を養うための教育内容とするための拡充内容であることということが十分にうかがえる。また、改正の意図を踏まえ早期対応を図ることが、学生にとって意義あることであることも考えられる。

そのほか、医療事務・秘書コースにおいても、医師事務作業補助者の資格取得可能なカリキュラムの導入を協議、検討するも現在導入には至っていない。

介護・医療においては、比較的早いサイクルで指定規則等も改正される現状があり、これらに対応するため、担当者は情報収集や現状カリキュラムに対する課題検討に注力せざるを得ない。

総じて、介護・医療現場の高度化や知識・技術の進歩に合わせるために専門的な科目や時間数が増え、大学生としての教養や人格形成を目指す科目の量を減らさざるを得ないという流れがある。社会における有為な人材の供給という意味で、より専門化する分野に対応する必要性は理解できるし、本学も対応をしていく。しかし、反面複雑に流動化する社会と多様な価値観に分散する社会に対応し、人々の多様な要求に対応するためにも、粘り強い人格や幅広く柔軟な知性や教養の醸成こそ大学で行いたいという願いもある。専門職養成のための科目（専門科目）と教養的な科目（「基礎科目」）が互いに両輪のごとく学生の人格と学力を高め合うカリキュラムの構成が理想であるが、現状では専門科目優先の教育課程にせざるをえず、歯がゆさを感じる。また、この構造的な問題が、学科やコースで資格取得を柱とする全学的な課題であり、教養科目の充実に向けた改定作業を阻む大きな要因になっているのは間違いない。

なお本学の組織において、教育課程の方針を打ち出し、見直しの司令塔となるべきは、大学改革推進センターの下に置かれている教学マネジメント部会であることは、「内規」の目的の規程にある通りである。

「（目的）第２条　教学マネジメント部会は本学の社会福祉学部、看護学部、リハビリテーション学部、医療技術学部、短期大学部の全学的な教育体系的プログラムの構築と質保証及びその向上を目指し、大学教育の発展及び学修の充実に資することを目的とする。」（併設大学と協働）

３年に一度見直す、などの具体的な見直しのサイクルの設定が現在ないことから、今回の認証評価を契機とし、定期的な教育課程の PDCA サイクルを構築したい。

ただ、先ほど述べたように、資格が中心に設定されていること、また複雑に入り組んだ構成になっている点などが本学においての教養課程の充実にとっての壁ともなっている。根本的にこうした問題を克服できるように、これまで教学マネジメント部会でも議論を重ねてきているが、その成果を出せるようにしていきたい。

（備付 - 130　教学マネジメント部会（第１回～第７回）

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

□（１）教養教育の内容と実施体制が確立している。

□（２）教養教育と専門教育との関連が明確である。

＜現状＞

短期大学設置基準の第５条第２項に「教育課程の編成に当たっては、短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」とあるように、本学では短期大学設置基準にのっとり、全学のカリキュラム・ポリシー及び学科のカリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成している。

本学の教育課程は、大きく分けると初年次に多く配置される教養教育に関する科目群と、何らかの国家資格や民間資格と結びつく形で構成される専門教育の科目群との２階層の編成になっている。短期大学の「コース科目」群は、併設大学の社会福祉学部編入や診療情報

管理士を取得するための専攻科への入学を前提としたものも含まれ、第２層の「専門基礎科目」としての意義を持つものとみなせる。

医療系学部においては、取得する資格に関する医学的な専門知識の基盤を学習するため、専門科目の基盤となる基礎知識を得るための科目群が設定されており、３層構造の編成になっている。

科目群の名称については申請時に参照する指定規則に関係して、若干の違いはあるが、整理すると以下のようになる。（履修指導資料参照）

学部名	第１階層名称	第２階層名称	第３階層名称
看護学部	基礎分野	専門基礎分野	専門分野
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学部	基礎科目	専門基礎科目	専門科目
医療技術学部	基礎科目	専門基礎科目	専門科目
社会福祉学部	基礎教養科目	専門科目	
短期大学部	基礎科目	専門科目	コース科目（福祉総合コース：社会福祉学部編入を前提とした「専門基礎科目」に該当する）（「医療事務・秘書コース」:診療情報管理士専攻科入学を前提とした「専門基礎科目に該当」

（表は併設大学の各学部を含んでいる）

繰り返しになるが、本学の学科・コースは、目指すべき取得資格が明快に設定されている大学である。そのため、学年が上がるごとに専門科目を中心にした資格取得のプログラムが編成される。卒業時には何らかの専門的な知識や技術を取得して、社会に貢献するという人材像を描いているため、教養科目であっても、まったく資格に無関係に設定されることはないといってよい。また、必然的に資格取得に要する科目が中心的に多く設定されるため、２階層・３階層編成いずれにおいても、「基礎科目（分野）」に位置する科目は、どうしてもその資格に関連する資質や能力、スキルを支えることにつながる科目を編成するということになる。このことから卒業要件に含まない講座を設定する余地は少なくなっている。

現在、本学の教養教育といえる基礎科目に位置付けられる科目群においても、初年次教育やアカデミック・スキルの育成も視野に入れながら、建学の精神や教育理念、教育目標を達成することをねらったもの（「基礎演習」・「総合演習」など）、また、総合的な人間力の育成を図りながら、実社会との接点を作ることをねらったもの（「サービス・ラーニング」）は、特に本学の教養科目の土台となるものであり、いずれの科目も、実社会や生活現場に即した問題解決能力を養うことや、行動力、コミュニケーション能力の育成を目指すものである。

こうした本学の特色と直結するような科目や資格の基礎となるような教養科目とは別に、純粋に幅広く深い教養を養うため、本学の教員の強みを生かした哲学や道徳などの人文社会学系、自然科学系、教育学系、外国語、スポーツ科学などの一般教養的な科目も、初年次を

中心に配置している。（提出－21）

本学は「まちなかキャンパス」や出前授業、公開講座などに教員も積極的に貢献をすることで地域支援の活動を実施しているが、こうした教員の学外活動と連動するような科目として、地域支援や保健医療福祉に関する科目も配置している。

このように、体系的な一貫性や連続性なども考慮しつつ、教養教育と専門教育が連動するような関連を重視した教育課程編成ができている。

（備付－71）（提出－21）

□（３）教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる

＜現状＞

教養科目に限らないが、「基準Ⅰ－Ｃ－２」「教育の質保証」観点（３）の部分ですでに詳しく述べたように、本学では前期・後期末に定期的な「学生による授業評価アンケート」を実施している。これは一つ一つの科目を単位とした評価であり、その改善のサイクルも確立している。

基準Ⅱ－Ｂ－１でも触れるが、ここで具体的にその流れを説明すると以下のようになる。まず前期・後期末が近づく段階で自己点検・評価・コンプライアンス委員会が主導し、学生や教員へのアンケート協力要請を行うとともに、実施された結果を集約する。集計結果を学長・学科長へ報告するとともに、必要に応じて個別対応が必要なケースについて改善方針を検討する。委員長レベル、学科長レベル、学長レベルいずれかからの改善指導を行うかを決め、個別に指導を行い改善に導く。学科長はその結果を必要に応じて学科会議等で報告し、全体の授業改善に役立てることで、学習成果が向上するように働きかけていくという流れである。

アンケートの「自由記載」には学生による教員への見方や要望、時には批判や改善意見が率直に記されている。これを定性的な資料として本学では重視しているが、特に、学生とのコミュニケーションがとれておらず一方的な態度や要求を押し付けたり、学生の理解度や要望を無視しているとみなされるようなコメントがあったりする場合、また、問題発言や問題視されるような態度をとる教員に対するコメントがある場合には、常勤・非常勤に関わらず、学科長を中心に、改善を図るよう授業担当教員に指導を行うこととしている。以上のように、本学では、一つ一つの科目単位で教養教育の効果を測定・評価し、改善に十分取り組めているといえる。

このような定期的な総括的アンケートとは別に、日常の授業においては「コメントカード」や「シャトルカード」などを本学授業担当者は用いることとしている（すべての授業で行うよう教務課より案内）。これは学生の意見を毎回聴取し、授業進行中にも双方向性を持たせ、授業の成果が良い形で向上することをねらい、授業担当者に義務付けているものである。これを原則として全学のすべての授業で行うようにしているのは、本学の特色ある取組の一つであろう。

現在は WEB ポータルサイトでコメントを収集するシステムも運用できるようになったため、紙の節約も兼ねて WEB 上でアンケートのやり取りをする教員も増えている。これについても集計や評価ができればもちろんよいが、毎回の授業で出る膨大な量のカードやコメント、また教員と学生とのやり取りなど、この取り組みの成果について数量化することは困

難といえる。ただし、前期・後期末の「学生による授業評価アンケート」において、コメントの取り方や対応の様子はよく自由記載に出てくる。結果として、これを基に、授業改善の指導ができているという面もある。

本学の教養教育の土台は、先ほど述べたように、「基礎演習」「総合演習」「サービス・ラーニング」である。またボランティア活動やサービス・ラーニングは「ボランティア活動記録簿」や WEB ポータルサイトの活動記録欄などに記録が積み上げられるとともに、ディプロマ・サプリメントで自己評価を行うことにもなっている。また、指導担当者からの評価もなされるなど、よりよい活動や学びが得られるように、教員も深くかかわっている。

「基礎演習」「総合演習」の授業や取組自体の評価と改善については、年度末に一度実施する「基礎演習・総合演習アンケート」に基づき行うようになっている。このアンケートは、全学 DP と結びつくように質問項目が作成されているもので、「学生による授業評価アンケート」の 17 項目とは別に、大きく三つの領域で設定されている。20 の質問に答えることで、学生たちがどのような資質や力が伸びたと実感できるかがわかるようになっており、集計結果をもとに「改善のための報告書」を主担当教員が作成し、次年度の計画の改善に活かすという改善のサイクルができている。

※設問の構成 ：【基礎演習/総合演習 各 20 問】（属性を除く）

・「教育理念の理解と実践について」　　①～⑧（8 項目）

・「一般教養や人間関係の形成等について」 ⑨～⑯（8 項目）

・「進路選択や職業観等の形成について」 ⑰～⑳（4 項目）

① 建学の精神(仁)について理解が深まった。
② 基本的生活習慣の確立に役立った・
③ 受講態度が改善された。
④ 礼儀・挨拶が身についた
⑤ 環境美化が改善された。
⑥ ボランティア活動が改善された。
⑦ 物事を構成に考える力が身についた。
⑧ 身だしなみが整えられている。
⑨ 学習の技術や教養が身についた。
⑩ 人間関係を深めることができた。
⑪ 専門性を深めることに役立った。
⑫ 個別面談や三者面談は自己理解や進路のことで役立った。
⑬ コミュニケーション能力が増した。
⑭ クラス内の連帯感が増した。
⑮ 自己を理解する力が増した。
⑯ 演習の人数は適切と思う。
⑰ 進路について理解を深め、将来のことが明確になった。
⑱ 積極的に進路選択や各種試験対策学習に取り組めた。
⑲ 演習内で取り組んだことが将来役に立つと思う。
⑳ 演習で進路指導に当てる時間は適切と思う。

このように、本学においては様々な形で、教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいるといえる。

なお、現状の課題について整理をしておく。現在本学では純粋に教養の向上のみを前提にした科目群の想定自体がなく、教養教育を専門的に扱う部署の設定もできていない。この要因としては、医療・福祉という異なる分野に広がりながら、それぞれのコースでの資格取得を柱とした本学の教育課程編成上の壁の存在が大きい。しかし、今後ますます複雑化する社会において、本学卒業生たちが社会で生き抜く力や仲間と協働して問題解決に当たる応用的な知力の向上を目指す上では、学部を横断しての共通教養プログラムの創設など、改善の余地がある。現在、専門基礎科目の「チームケア入門Ⅰ」などでは一部全学的にグループ学習やグループワークを行うなどの取り組みを行ってはいるが、より本格的な学部をまたいでの共通教養科目を創設したいと考えている。そのため、教学マネジメント部会では現在もこれに関する議論を積み重ねており、新たに「全学共通教養プログラム（仮）」を編成できないか、検討をしているところである。

（備付‐37）（備付‐38）（備付‐130　教学マネジメント部会　（第１回～第７回））

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際社会に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している］

□（１）学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

＜現状＞

本学の学科に設置される各コースは、介護福祉士もしくは医療秘書・医療事務の資格を取得することを主眼としている。そのため、カリキュラムにおいてもおのずと資格取得に必要な指定科目を中心とした構成となる。

また、介護職、医療関係従事者を含むいわゆる“対人援助職”には、対人援助であるが故の身につけておくべき知識や対応力・実践力などがある。そこで、本学においては、専門科目による学びに加え、教養教育にあたる「基礎科目」を通じて実際社会で求められる知識や力が得られるよう教育体制を整えている。

［区分　基準Ⅱ-A-3］においても触れているが略説すると、基礎科目である「基礎演習」「総合演習」、さらには「サービス・ラーニング」を通じ、学生は教育目標の達成に向けた取り組みを考え、また、介護・医療現場等において求められる問題解決能力を養い、行動力を高め、コミュニケーション能力を向上させることが可能となる。要するに、専門教育は勿論のこと、教養教育にあたる「基礎科目」においても職業はもとより、実際社会に必要な能力を養うことに大いに寄与しているものと考えている。

事実、本学学生の卒業後の進路をみても、大半が取得した資格を活かすことのできる介護施設や医療機関に就職をしている。こうしたことからも、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力、さらには態度を育てる教育、すなわち「職業教育」が実践できており、また実施体制が整っているものと認識している。

□（２）職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜現状＞

職業教育に対する効果の測定・評価については、各種試験結果、さらには就職状況が判定・判断の目安となる。試験に対する取り組み姿勢に関しては、まず学生が自身の就職(進路)を明確にし、資格を取得することの必要性・重要性を十分に感じ取ることが大いに影響する。

各種試験結果については、[区分　基準Ⅱ-A-6] にて記載されている通りであるが、令和 5（2023）年度においては、介護系コース在籍の学生が受験する介護福祉士国家試験については 100%(16 名受験/16 名合格)、また医療事務・秘書コース在籍の学生が受験する医療秘書認定試験においては 91.7%(12 名受験/11 名合格)という結果となってる。学生にとっては、こうした試験合格・資格取得はその後の仕事へのモチベーションに繋がることが十分に考えられる。

また、(1)に記載している通り、本学学生の卒業後の進路をみても、大半が取得した資格を活かすことのできる介護施設や医療機関に就職をしている。こうした結果は、学生の日々の専門教育等に対する学習の成果であり、また職業教育の効果でもあると捉えている。こうしたことからも、本学の職業教育については測定及び評価ができていると判断している。

なお、改善に取り組んでいるか否かについては、各科目の内容については、全教員が授業評価アンケート結果などに基づき毎年、改善に努めている。

また、授業科目については、介護福祉士、医療秘書とも指定科目が相当数あることから、現状の学生の履修科目数・単位取得状況などを考えると「職業教育」ということを考慮し新たな科目を設けることは極めて難しい状況にある。この点においては、今後の検討課題としたい。

[区分　基準Ⅱ-A-５　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

＜現状＞

[区分　基準Ⅱ-A-1、観点（１）「卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。」の部分で述べたように、本学のディプロマ・ポリシーは学習成果に対応している。また、「区分 基準Ⅰ-B-3 観点（１）においては、三つの方針を関連付けて、一体的に定めていることを述べた。このように、本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の建学の精神・教育理念・教育目標を理解し、卒業認定・学位授与の方針に基づく学習成果の獲得に向け、教育課程編成・実施方針に沿った学習に取り組める人を、各学部・学科・専攻において受け入れていくという方針のもとに策定されている。以上のように、本学の入学者受入れの方針は、学習成果に対応している。

□（２）学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。

＜現状＞
入学者受入れの方針については、学生募集要項並びに大学ホームページ「受験生サイト」において明記し、入学者受入れの方針を明確に示している。
（提出‐23）（提出‐36　冒頭部分）

□（３）入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
＜現状＞
本学への入学を希望する者に、本学としては入学前にどのような学習成果をもって入学することを望むのかを、入学者受入れの方針（学部別の「アドミッション・ポリシー」）としていくつかの文章を並べる形で明示している。これらは本学の建学の精神・教育理念・教育目標、卒業認定・学位授与の方針に基づき文章化されているものでもあり、入学後にそれぞれの学部等の学位プログラムごとの教育課程で学ぶ教育内容を学習する上でも求められる力に連動しているものとなるように描かれている。
（提出‐23）（提出‐36　冒頭部分）

□（４）入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
＜現状＞
本学では、学部等の学位プログラムで定められた教育課程をやり遂げ、ディプロマ・ポリシーに描かれるような学習成果を獲得する意欲と資質のある学生を幅広く受け入れることを希望し、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めている。これに対応する形で、多様な角度で入学前の学習成果を把握・評価することができるよう、様々な形式の入学者選抜の方法を用意している。
具体的には、「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」、「一般選抜」、「大学入学共通テスト利用型選抜」、「社会人選抜」、「帰国子女選抜」、「留学生選抜」、「３年次編入学選抜（大学のみ）」、「介護福祉士実践コース選抜（短期大学部のみ）」を実施している。
（提出‐36　冒頭部分）

□（５）高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
＜現状＞
本学では「入学者選抜の基本方針」として、高等学校で主体的に学ぶ態度と能力を身に付けた医療・福祉従事者として活躍したいという意欲的な人や、地域において連携・協働の視点に立ち、医療・福祉の向上に貢献できる多様かつ優れた人材を求め、本学の学びによって自らを成長させようとする学生を選抜することを謳っている。
そのため、本学の実施するすべての選抜において多面的・総合的な評価をする観点から面接試験を実施している。その際、医療・福祉の仕事は対人援助が中心であるため、コミュニケーション能力や多様な人々と協働して学ぶ態度、姿勢等を評価することを表明している。また、一般選抜の学科試験においては、「知識・教養」、「思考力・判断力・表現力」などを評価するため、すべての科目で記述式問題を出題することとしている。
以上のように、本学においてはいわゆる「学力の３要素」を踏まえた入学者選抜における

評価項目を作成・公表（「学生募集要項」（pp. 1-3））することで、高大接続の観点により、多様な選抜について、それぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に入学者選抜を実施しているといえる。
（提出 - 36　pp. 1-3、pp. 10-11）

□（６）授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
＜現状＞
受験に際して進路選択の参考になる情報として、「授業料」や「その他パンフレット、学生募集要項並びに大学ホームページ受験生サイトにおいて明記し、授業料等を明確に示している。
URL　https://www. shoken-gakuen. jp/university/examinee/admission/gakuhi. html
（提出 - 36　pp. 1-3、pp. 42-43）

□（７）アドミッション・オフィス等を整備している。
＜現状＞
本学では、教育活動等を積極的に学内外に広報し、短期大学の教育理念や目標、それに基づく様々な教育活動への理解を広げるための業務を行うとともに、学生募集に関する事項を企画・実施することを目的として、「入試広報センター」を設置している。また、学内の多数の教職員から構成される「入試広報委員会」を設置し、高校から短期大学への学びの接続に詳しい「アドミッションオフィサー」を２名配置している。
このように、入試広報に関する二つの大きな組織が連携しながら、学生募集に関する企画やあり方を改善し、円滑な入試広報業務が行われるような体制をとっている。

□（８）受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
＜現状＞
受験の問い合わせについては入試広報センターで対応している。オープンキャンパスでは入試相談のコーナーを設置し、受験の問い合わせや相談などに応じている。状況によってはオンラインでの入試相談にも対応するなど、受験生の便宜を図りながら、特にこれまでトラブルなく適切に対応できている。

□（９）入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。
＜現状＞
毎年、定期的に「高等学校教諭対象説明会・情報交換会」や「高大連携協定締結校高等学校等情報交換会」などの場で率直な意見を聴取し、終了後も個別に教職員間の交流を通して意見交換を行っており、定期的に本学の入学者受入れの方針を点検する機会としている。
（備付 - 28）（備付 - 29）

［区分　基準Ⅱ-A-６　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］
※当該区分に係る自己点検・評価のための観点
□（１）学習成果に具体性がある。

□（２）学習成果は一定期間内で獲得可能である。
□（３）学習成果は測定可能である。
＜現状＞
授与する学位分野ごとの学習成果については、学位授与方針（短期大学部 DP）などにおいて、（知識・理解）（態度・志向性）（汎用的技能）（総合的な学習経験と創造的思考力）の四つの次元で整理され、具体的な態度や行動上の目標として明示されている。
また、学科・コースなどそれぞれの学位プログラムごとにカリキュラムは学位授与の方針に基づき編成されているが、それぞれが目指す資格・免許の養成課程にも即したものにもなっている。従って、指定の科目を履修し単位を取得することで、何らかの国家資格の受験資格や、資格そのものを得られたりするという形で、社会的に価値の高い具体な学習成果を獲得することができるようになっている。この学習成果はもっともわかりやすく目に見える形での成果でもあり、「合格率」や「資格取得者数」などの形で測定し、経年比較をしたり公表をしたりすることが可能である。
（備付 - 39）

学部・学科・専攻	資格名	新卒受験者数	合格者数	合格率
社会福祉学部	社会福祉士	46	42	91.3%
	精神保健福祉士	8	7	87.5%
看護学部	看護師	85	79	92.9%
	保健師	20	20	100.0%
理学療法専攻	理学療法士	37	37	100.0%
作業療法専攻	作業療法士	36	34	94.4%
短期大学部	介護福祉士	16	16	100.0%

学部・学科・専攻	資格名	資格取得者
子ども専攻	幼稚園教諭一種免許状	20
	小学校教諭免許状	10
社会福祉専攻	中学校教諭免許状	9
	高等学校教諭免許状≪公民≫	9
	高等学校教諭免許状≪福祉≫	6

学部・学科・専攻	資格名	新卒受験者数	合格者数	合格率
	特別支援学校教諭免許状		9	
看護学部	養護教諭１種免許状		9	
子ども専攻	保育士		20	
短期大学部	日本医師会認定医療秘書		11	
	※保育士＋幼稚園教諭取得者＝		20	

ちなみに令和５(2023)年度の介護福祉士の国家試験合格率は 100%となっている。また、日本医師会医療秘書認定試験においても合格率 91.7%という結果を出すことができている。

各科目の学習成果に関しては、授業概要（シラバス）において授業目的・到達目標として示されている。到達目標については知識、技術などに対し「修得している」「～できる」等、学生を主語にした表現で具体的に記載されている。

各科目の成績評価の方法は基準Ⅱ－Ａ－７部分でも詳しく述べるが、シラバスに明示され、定期試験における筆記試験や、毎回の授業における小テスト、提出課題など、多様な観点からの評価を総合して行うようになっている。基本的にはそれらの評価値が数値化され、合計で 100 点となるように粗点として集計され、それに基づき成績評価をつける方法をとることで、厳格な評価がなされるように取り組んでいる。

こうした科目履修による成績評価、さらにはその結果における単位取得状況や GPA が、学習成果を客観的に把握する指標にもなっており、IR 室や大学改革推進センターからの報告としてまとめられ、改善に活かされている。

資格取得に次いで分かりやすく大学における大きな学習成果の一つが、就職である。就職率は例年 100%（就職希望者に対する就職者の割合）を保持しており、大半の学生がそれぞれ取得した資格・免許を活かした仕事に就いている。

これらのことから、本学において得られる学習成果の達成可能性は高く、卒業までの一定期間での獲得可能性も十分高いものといえる。また、それらを数量的・定性的に把握することもできており、学習成果を軸に、教育課程の編成や国家試験の学習指導、また就職や進路指導などの改善に生かすサイクルが確立していると考える。

（備付－39）（備付－40）

［区分　基準Ⅱ－Ａ－７　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

□（１）GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ)、ルーブリック分布などを活用している。

＜現状＞

本学の授業における成績評価は、「成績評価基準（『学生生活 Handbook』（2024）p.32」に示されているように、粗点を基準としたレターグレード（S、A、B、C、P、D その他）によって示される。レターグレードにはそれに応じた点数設定があらかじめ 5 段階でなされており、その全科目の単位当たりの平均値が GPA として数値化される仕組みが確立している。（外部の実習科目やボランティア（サービスラーニング）など相対的な点数化がふさわしくないと考えられる一部の科目は数値化の対象外としている。対象外科目は「P」科目として、到達度基準からみて合格か不合格かのみを判定する）。

具体的には、シラバスに明記された多様な観点からの評価に基づき、科目担当教員が定めた方法と割合によって総合評価を粗点として数値化する。（すべての観点での評価を合計したとき、基本的には 100 点（満点）となるようにする）。そして、以下の基準によってレターグレードを付け、GP 算出の基準とすることとしている。

・90 点～100 点を「S」とし、GP「4.0」（特に優れた成績）を付与。
・80 点～89 点を「A」とし、GP「3.0」（優れた成績）を付与。
・70 点～79 点を「B」とし、GP「2.0」（妥当と認められる成績）を付与。
・60 点～69 点を「C」とし、GP「1.0」（合格と認められる成績）を付与。

令和元年には「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）運用規程」を定め、成績の厳格化の観点から、部分的に相対評価を導入することとし、S は全履修者の 15%以内、A は全履修者の 35%以内に制限することとした。授業担当者は WEB ポータルサイト上で成績を入力することになっているが、自動でこの数値基準内に収まるように設定がなされいてる。

このことにより、評価者が主観的に無制限に高いグレードを出すような評価の仕方をすることの予防を図った。また試験方法などにおいて学習成果の獲得の度合いを測るような方式を採用することを促進し、獲得具合を確認しながら授業改善を進める指標にもなるように考えられている。ただし、科目によっては到達を目指す学習成果を基に学生間で序列をつけたり差異化したりすることが難しい場合もあるため、「正当な理由」がある場合には、システム上に記録を残すことで、成績登録ができるようになっている。

（提出 - 67　D-82）

半期ごとに授業評価が確定すると、WEB ポータルサイト上で自動的に GPA が算出され、学生本人が成績や単位取得状況を確認できるようになっている。

クラス担任は受け持ちクラスの学生の成績を WEB ポータルサイト上で閲覧可能となっており、成績や単位取得状況を基に、具体的な履修や学習上の指導を行うサイクルができている。

GPA は、履修している学習成果を数値化し可視化するだけではなく、特待生の選抜や高等教育支援センターによる GPA を基準とした「学習指導」対象者の選定などに生かされている（GPA 面談と呼称）。（備付 - 41）

また、IR 室により GPA の分布状況などについて可視化されたグラフが教授会や大学改革推進センター会議において報告され、学科単位での成績状況も確認でき、学科やコースのミドルレベルでの改善に向けた検討の材料として活用されている。

GPA は専門職の課程を進む上で、一定の学習成果の水準を担保する確認指標としても用

いられる。例えば、生活支援実習（介護実習）及び医事実習などに出るときに学生の準備状態を判断する際、あらかじめ設定された教養や専門知識の習得の基準として機能している。

なお現時点においては、学生個々の単位取得率や学位取得率については全学的なデータ取得と活用がされていないため、今後活用を図りたい。ただし本学では、学生が所属する学科やコースそれぞれに医療・福祉関連の国家資格等取得を前提にしたカリキュラムが組まれており、学生の大半が何らかの資格取得を目指す構成になっている。そのため、個々の資格試験や国家試験の受験資格取得進捗の状況把握などにおいては、担当教員によって事実上単位取得状況が参照されているともいえる。また、国家試験に向けては各種の業者などによる模擬試験も行うが、その得点などを定期的に把握し経年比較をして指導材料にするなど、国家試験対策委員会においては、数量化された学習成果の一部を学習指導に活用している。

また、年度末にはほぼすべての国家試験の合格率が出揃う。それらは随時教授会で報告され、IR 室においても報告書にまとめられるが、国家試験の合格率などを参考にしながら、高等教育支援センターおよび各種国家試験対策委員会を中心に、毎年の指導方針や方法が検討され、次年度の改善の方策が話し合われるようにもなっている。

（提出 - 8　pp.39-42）

（備付 - 131　国家試験対策委員による報告会）。（備付 - 130　国家試験対策委員会）

すでに述べたが、質的なデータとしては、学生が自分自身の学習状況や取組みについて WEB ポータルサイト上で記録・整理する「学習ポートフォリオ」がある。定められた項目について学生自身が記録を残すことによって、就職活動や自己分析にも生かせるような質的データが蓄積されるようになっている。この中には、経済産業省が提唱する「社会人基礎能力」の項目と連動させた質問項目に回答することで、年度ごとにどのような社会人基礎力が身についたかを学生自身が把握できるシステム（ディプロマ・サプリメント）もある。同じ学部の回答者の平均値と自己のデータを比較することが可能で、どこに自分の強みと弱みがあるかを視覚的に理解することもできる。また、これらは全学レベルの「卒業認定・学位授与の方針」（DP）に関連付けられており、自分が短期大学の目指す学生像にどれくらい近づいているかを把握できるようにもなっている。

□（2）学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

＜現状＞

本学において、学生調査や学生による自己評価を含む調査として全学で実施しているものは幾つかあるが、もっとも総合的な調査は年度末に行う「学生満足度調査」である。多くの質問項目によって多面的に自身の学習への取組や大学生活の状況、大学教育全般に対する評価などを明らかにする内容となっている。この結果は「学生委員会」によってまとめられ、教授会で報告され、各種委員会などにおける改善活動の貴重な資料となっている。

（備付 - 61）（提出 - 8）（提出 - 70）

同窓生への調査は、地域連携・キャリアセンターによって行われている「卒業生調査」が

該当する。[区分　基準Ⅰ-C-1]（１）で提示したアセスメント・プランにある通り、卒後１年を経過した卒業生に対してアンケート調査を実施している。コロナ禍では困難であったが、令和４年度の卒業生を対象にした令和５（2023）年度の卒業生には、６月から７月にかけて調査を実施し、調査票を回収することができた（配布数 226、回収数 76、回収率 33.18%）。

「大学での教育が役立っているか」、「どのような授業で身に付いたか」、「本学卒業直後・現在の職業について」、「大学教育に関する要望」などの領域に関する質問で構成されたアンケート調査結果からは、本学の学習成果とその源を卒業生たちがどのように捉えていたかが窺い知れるものとなっている。これらも教授会や学部会議等で報告をされ、就職や進路指導はもちろん。関係する教育活動など改善の資料として役立てられている。

（提出 - 10）

本学は資格を取って地域社会において就職をすることが柱となっており、留学を求める学生自体が非常に少ない。ちなみに、現時点（令和６年６月）で受け入れている留学生は、併設大学において、留学生選抜を経て、大学院（１名）、社会福祉学部（１名）、リハビリテーション学部（１名）に、合計３名（すべて中国籍）となっており短期大学部は現在留学生は在籍していない。このため、こうしたデータを特に活用する機会はないが、それでも、国際化する社会に対応することや学生の視野を広げたり語学力・コミュニケーション力を高めたりする機会を作るため、コロナ禍前には海外との交流校を増やしており、コロナ禍においても zoom での交流会を行うなど、学生同士の交流の機会を絶やさない努力を継続してきた。その結果、コロナ禍が明けた令和６年３月には、短期での海外派遣の形ではあるが、フィリピン医療福祉研修を実施し、短期大学部学生４名を含む計 36 名の学生が参加することができた。（令和６年３月 17 日～25 日、留学先：フィリピン　アレリアノ大学）

（備付 - 91）

こうした正課外活動などへの参加率の向上は今後の課題と考え、さらに充実した学びの機会を創出したいと考える。

在籍率や卒業率、退学率などは定期的に調査をされ、IR 室によって教授会などで報告をされ、公式ホームページでも公表されている。ここで教学上の課題などが確認される場合、大学改革推進センターや教授会で議題として取り上げられ、改善に向けた具体的な活動を進めていく体制ができている。

ちなみに、現在本学でもっとも懸念している課題の一つが退学者数の増加である。併設大学含め学部・学科によってかなり幅はあるが「ファクトブック 2024（p. 28）」にあるように、令和４年度は開学以来もっとも多い 23 名の退学者（併設大学含めた退学率 2.0%）が出た。本学はクラス担任制を基盤とするきめ細かな指導体制によって、これまで退学率を低く抑える体制をとっており、効果的に退学予防ができていたと考えていた。そのため。令和３年度から退学率が上昇傾向にあるという認識から、改めて FD・SD 研修などにおいて重点的にテーマとして取り上げ、改善を図る取り組みを続けているところである。

（備付 - 104）

就職率に関しては、基本的に就職希望者を対象とした場合にはほぼ 100%となるため、この数値の維持を標準として、全学的に就職の支援を継続する体制を維持している。繰り返し述べている通り、本学は医療・福祉に関わる国家資格など、就職に強い分野の資格取得とそ

れを前提にした安定した就職状況を強みとしており、実際に令和３年度から５年度の進路状況にある通り、希望者に関しては必ず就職できている。また、そこに至る道筋を、クラス担任と地域連携・キャリアセンター職員、また関係する教職員全員で支援する体制となっており、堅実な成果を出し続けているといってよい。今後も、就職率 100％という目標達成にはこだわりと誇りをもって実現を目指していく。

（備付‐79）（備付‐80）（備付‐81）

□（３）学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜現状＞

本学においては、その学習成果は様々な形で量的にも質的にもデータ化されることで、評価可能なものになっている。どのような調査で量的・質的データを収集しているかについては、すでに［区分　基準Ⅰ-C-1］部分で提示した「アセスメント・プラン」などに一覧になっている通りである。こうした情報は可能な限り公式ホームページなどで公表をし、学内教職員・学生のみではなく、ステークホルダーも確認をすることができるようになっている。

なお公式ホームページの「基本情報公開」部分で公表されている学習成果関連の情報の項目名を列挙すると、以下のようになる。

・「学位記授与数」、「卒業・修了者数」、「進学者数」、「就職者数」、「進学・就職の状況」、「国家試験の状況」、「GPA 分布状況（学部別）」など。

また、学内での教職員向けに公表されているデータはもっと多く、「学生満足度調査」においては、「入学時の気持ち」、「学生生活」、「学習状況」、「満足度」などの細やかな情報、また、「授業表アンケート結果」も学部単位で公表するとともに、授業における「アクティブ・ラーニング実施率」や「リテラシー教育・ICT 実施率」など、時代に合わせた情報も収集し、改善の資料としている。

（備付‐42）（備付‐61）（提出‐8）

［区分　基準Ⅱ-A-８　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

＜現状＞

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）卒業生の進路先からの評価を聴取している。

＜現状＞

基準Ⅱ‐A‐７　観点の（２）で「卒業生調査」について述べたように、本学では、卒業後評価に関して取り組みを行っている。地域連携・キャリアセンター職員により例年継続して「就職先訪問」を実施しており、近県（群馬県・埼玉県・栃木県・長野県・新潟県）を中心に、医療施設・介護施設などに専門職として就職をした卒業生だけでなく、一般企業や公務員(福祉職等)として働いている卒業生の就職先へも直接足を運んでいる。

卒後１年を経過した卒業生に対してアンケート調査を実施する方式であるが、コロナ禍が収束したことで、令和４年度の卒業生を対象にした令和５（2023）年度の卒業生には、６月

から７月にかけて調査を行うことができ、調査票を回収することができた（配布数 226、回収数 76、回収率 33. 18%）。

「大学での教育が役立っているか」、「どのような授業で身に付いたか」、「本学卒業直後・現在の職業について」、「大学教育に関する要望」などの領域に関する質問で構成されたアンケートで、卒業生からの貴重な意見を得られた。得られたデータによって、卒業生の学習成果に関して内容の評価が可能となり、在学生の授業や活動など日常的な教育への取り組みに還元される内容も得られた。

（提出 - 10）

□（２）聴取した結果を学習成果の点検に活用している

＜現状＞

令和５年度に行った「卒業生調査」の結果（併設大学含む）、得られたデータとその分析を一部記載する。

○「Q２. 貴施設・機関が採用した大学卒業生の働く上での能力や資質について本学と他大学を比較して感じていることを教えてください。」という質問に関する回答。

A.「他の人と仕事をする力」（59%）、「大学で学んだ専門領域に関する知識」（52%）、「多職種と連携する力」（45%）、「分析的に考察する力」（36%）、「その他の学問分野に関する知識」（38%）、「専門知識・技術を活用する実践力」（37%）となった。

本学では医療・福祉に関する資格取得を目指す学生たちが大半であり、それぞれの卒業生が取得した資格をベースにした知識や実習で得た経験などに自信がある姿が伺える。また、入学前指導やフレッシャーズキャンプ、親睦スポーツ大会などでは併設大学との学部を越えた交流を体験し、さらに「チームケア入門Ⅰ」などの科目でも、全学部合同でグループワークを行って体験していること、また日々仲間との環境美化活動やボランティア活動で他の人と協働する経験が多いことなどから、連携に自信がある様子も伺えた。分析力や学術的な知的分野でも自信をもてるような回答が増えていくことも目指したい。

Ⅲ 学校の教育に対する要望（専門的学習成果、汎用的学習成果、その他基礎学力や教養も含め）

○「Q5. 群馬医療福祉大学の教育活動全般について、ご要望・ご意見がありましたら自由にお書きください。」　ごく一部ではあるが、質問への自由記述例を以下挙げておく。

・今後とも素晴らしい人材の輩出をお願い致します。よろしくお願い致します。
・優秀な人材を育てていただき感謝しています。
・学校での知識以外施設でのボランティアやアルバイトなども積極的に学生時代にしているとコミュニケーション能力や適応力などの人間性を高められて良いと思います。
・卒業後・就職後も気にかけ、フォローアップできる体制があると、彼らも安心があるかと思います。
・最終的には人間性が一番大切だと思いますので、誠実な人間性が形成されますよう、お願いいたします。

・粘り強く働くことの出来る人材育成にご協力いただきたいと思います。

以上のように、卒業生を対象とした調査のデータについても、本学では学習成果の点検に活用できている。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本文の繰り返しになるが、本学では純粋に教養の向上のみを前提にした科目自体はあるが、それらが一連のつながりの下に大きな学習テーマを学ぶ科目群の形になるような教養プログラムになっておらず、教養教育を専門的に扱う部署の設定もできていない。

この要因としては、医療・福祉という異なる分野に広がりながら、それぞれのコースでの資格取得を柱とした本学の教育課程編成上の壁の存在が大きい。しかし、今後ますます複雑化する社会において、本学卒業生たちが社会で生き抜く力や仲間と協働して問題解決に当たる応用的な知力の向上を目指す上では、学部を横断しての共通教養プログラムの創設など、改善の余地がある。

現在、基礎科目の「チームケア入門Ⅰ」などでは一部全学的にグループ学習やグループワークを行うなどの取り組みを行ってはいるが、より本格的な学部をまたいでの共通教養科目を創設したいと考えている。そのため、教学マネジメント部会では現在もこれに関する議論を積み重ねており、新たに「全学共通教養プログラム（仮）」を編成できないか、検討をしているところである。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

・本学においては、学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されており、教育課程編成・実施の方針に従って、学習成果に対応した体系的な教育課程が編成されている。また、短期大学設置基準等にのっとり成績評価を厳格に行い、GPA や就学ポートフォリオ、ディプロマ・サプリメントなどの導入によって、学習成果の獲得を評価・判定するわかりやすい仕組みもできている。また、そうした学習成果は視覚的にフィードバックされるシステムが構築されている。以上のことから、「内質保証ルーブリック　項目２ - Level Ⅳ」を充足していると判断する。

また、GPA 分布や国家試験受験結果などから、授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されているかを確認したり、個々の授業についても「学生による授業評価アンケート」を核とした PDCA サイクルによって学習成果がきちんと得られているかを確認する PDCA サイクルが稼働できていることから、単位の実質化も実現できているものと考える。従って、「教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている」とすることという要件を満たしており、「内部質保証ルーブリック 項目３－Level Ⅳ」を充足しているものと判断する。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

＜根拠資料＞

提出資料

26　シラバス作成要領

3　群馬医療福祉大学短期大学部学則
28　「学習なんでも相談ポスター」
67　B-9. 2　教務課運用規程
2　学生生活 HAND BOOK　2023
30　GUIDEBOOK　2024
67　D-24　特待生選抜規程（在校生）
67　D-24. 1　入学時特待生選抜規程
36　令和 6（2024）年度　学生募集要項
70　令和 5 年度　教授会・教員会　会議録

備付資料
37　2023　授業評価アンケート　まとめ
84　令和 5（2023）年度　前期・後期　授業改善のための報告書
86　「コメントカード」見本
87　「シャトルカード」見本
88　「ピアレビュー報告書」見本
130　各種委員会等議事録
103　FD 研修一覧（令和 3 年度～令和 5 年度）
　　FD 研修実施報告書（令和 3 年度～令和 5 年度）
SD 研修一覧（令和 3 年度～令和 5 年度）
　　SD 研修実施報告書（令和 3 年度～令和 5 年度）
65　2024 年度　入学の手引き
66　令和 6（2024）年度入学予定者対象　入学前指導実施要項
73　FRESHER’S CAMP 2024 in KARUIZAWA
50　基礎演習　成果資料
74　「リメディアル教育プログラム（数学）についてのお知らせ」
92　キングス・ユニバーシティー・カレッジとの zoom 交流会　要項
93　2024 年度（令和 6 年度）　海外研修 A　オーストラリア医療福祉研修（視察研修型）プログラム
75　「公式ホームページ：令和 5 年度公認サークル」 https://www. shoken-gakuen. jp/university/about/disclosure/basic. html#sec12）
70　「公式ホームページ:［キャンパスライフ］アパート・寮生活 」https://www. shoken-gakuen. jp/university/campus/apart/）
61　学生満足度調査　2023
62　学生の意見を聴取する会　記録
76　2023 年度　「障害学生学修支援　対応状況一覧」「合理的配慮願い（見本文書)」
125　中長期計画
89　「公式ホームページ：科目等履修生・履修証明プログラム募集要項」 https://www. shoken-gakuen. jp/pdf/extension/rishuseido/r06/rishusei_youkou. pdf
54　「公式ホームページ：ボランティア」

https://www.shoken-gakuen.jp/university/volunteer/
63　令和６年『医療・福祉業界研究セミナー』報告書
81　令和５年度　進路状況
82　「公式ホームページ：令和５年度　就職状況」https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/popup/graduate_shushoku_r5.html

［区分　基準Ⅱ-B-１　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

＜現状＞

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

成績評価の方法については「授業概要」（シラバス）において、「評価方法」の項目部分に科目ごとに記載されている。授業担当教員は、年度の開始前に学部ごとの「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるよう、学習評価の方法を設定したシラバスを作成し、評価の方法についても細かく記すこととしている。

本学では成績評価はシラバスに表記した評価方法を遵守するよう努めることとし、評価を客観的かつ厳格に実施するため、成績評価方法に欠席回数、授業態度は含めないこととしている。また、授業中の課題（レポート、発表、実技、小テストなど）を成績評価に加える場合は、すべて点数化し、定期試験を含めた総合点として提示できるようにすることとしている。

このように、学習成果の獲得状況は総合的に評価されるようになっているが、受講する学生側にわかりやすく成績評価基準を提示するため、いくつかの方法を組み合わせる場合はそれぞれの評価方法につきどのような割合で評価対象とするかをパーセンテージ表記することとしている。これらがシラバスの「評価方法」欄に明示されることで確認ができること、さらに初回授業で授業担当教員から学生に周知することなどによって、授業に関する学習成果を厳格に評価する仕組みが、教員・学生双方の共通理解のもとで機能するようになっている。　（提出 - 26）

具体的な評価に関しては、学則（提出 - 3「学則」）第 31 条にある通り、S･A･B･C･D の５段階でつけることとなっている。90～100 点を S、80～89 点を A、70～79 点を B、60～69 点を C、59 点以下が D となり、C 以上が単位認定となる。

なお［区分　基準Ⅱ－A－７］観点の（１）部分でも述べたが、成績優秀者となる S 以上のグレードは 15%未満、A（S を含む）以上は 35%未満となるように制限している。これは学習成果の評価が極端に甘すぎたり厳しすぎたりすることなく、また学習目標と授業内容が適切に設定される場合、おおよそこの枠内に収まるような割合で分散するという考え方に立っており、客観的かつ厳正な成績評価がなされるようにする工夫として実施している。

しかし、科目によっては学生の成績を差異化することが困難な場合もある。そのため、仮に A 評価の学生が 35%以上になってしまっても、妥当な理由を入力すれば登録が可能となるようにしている。現状では、受講人数が少ない科目は評価が高くなりやすい傾向がある点

が確認されているが、より客観的な評価方法のあり方について、今後も検討を重ねていきたい。

なお、シラバスはWEBポータルサイトで閲覧でき、教員はもちろん学生自身が自分の受ける授業の内容等について、いつでもどこでも把握できるようになっている。

以上のように、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況は評価をされるようになっている。

（提出 - 3）

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

成績評価の結果は、学習成果の獲得状況を示すものとして「成績表」の形で前期・後期の試験結果が出揃い次第、WEBポータルサイトに反映され、学生は自分の成績をいつでもどこでも確認することができる。また、クラス担任も受け持ちのクラスの学生の成績を確認でき、二者面談などの際や進路指導上の資料として活用できるようになっている。

単位数の集計という形でも明快に表になっているほか、学年の前期・後期、年間、類型別にGPAが表示され、直近の学期の履修結果とともに学生には自分の成績がフィードバックされるシステムが運用されている。

また学内的には、ファクトブックなどの形で学部別の「GPA分布状況」がIR室から教授会で報告をされることで、他学部と比較して学生たちがどのような成績獲得状況かを確認する機会を設けている。

（提出 - 70　第2回）

以上のように、学習成果の達成状況は定期的に適切に把握できるようになっており、クラス担任や授業担当者が一人一人の学生に対して、よりよい学習成果を出せるよう、授業の改善や指導を行う際の重要な資料として活用されている。

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。



本学では、自己点検・評価・コンプライアンス委員会を中心に、ポスター掲示（左）などもしながら、前期・後期終了時に「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施している。教員への依頼分にある通り、最終講義時の授業時間内の一部を使って実施するようにしている。これは、回答率をあげて、改善に役立つ自由記載などを多く引き出すための措置でもある。なお、このアンケートは、WEBポータルサイト上において学生自身が入力する形式になっており、教員の意図的な介入は出来ない仕組みになっている。

授業担当者には全員に「80%以上の回答率」となるよう学生に指導をすることとしており、令和5年度は「除外科目（受講者数や回答者数が極端に少ないなど）」以外の平均値では、短期大学部（前期72.5%、後期83.1%）と、大変

高い状態を達成できており、改善に学生も含めて、全学的に取り組む最大の機会となっている。

このアンケート結果についてはその科目の受講者である学生自身が見られるようになっており、当然のことながら、科目担当の教員が自身の科目について確認することができるため、学生からの率直な意見などを直接目にする良い機会ともなっている。このアンケート結果を受けて自らの授業実践を振り返り、以後の授業運営や改善に活用してもらうため、自己点検・評価・コンプライアンス委員会への「授業改善のための報告書」の作成と提出が全教員に課せられている。なお、本報告書は非常勤講師からの提出も多くなされている。

（備付‐37）（備付－84）

「学生による授業評価アンケート」のデータは教務課から自己点検・評価・コンプライアンス委員会委員長のもとに集められ、集計され、ランキング表と自由記載一覧としてまとめられる。この際、アセスメント・プランにおいては 4.0 を満点としたとき、平均値が 3.6 以上を優良な授業の指標としているが、これはあえて高く設定をして、授業をする側のやる気を引き出す狙いがこめられているものである。

ランキングにおいては、3.0 未満の項目が赤く表示されるが、学長をはじめ、学科長や IR 室などに報告されるとき、授業において教育目的や目標がうまく達成されているかを大学執行部などが把握する重要な資料となっている。この報告書は学長と学科長も目を通すことで、必要に応じて、学科の責任者から個別に指導ができるような体制をとっている。また、必要があれば、学部会議等でも審議事項に取り上げ、授業改善に向けて情報や意識の共有を図っている。

また学生による直接の授業評価ではないが、授業の状態を学生の意見として吸い上げ、形成的評価として用いることで、授業改善に役立つものとして、授業時修了時に提出を求めている、「コメントカード」「シャトルカード」などがある。これは、毎回の授業において提出をしてもらうことで、学生の理解度や疑問点などを把握する上で役立つものである。また疑問点などについては次の授業等でフィードバックし、学生の理解度を深めることにも大変有効なものでもある。現在は WEB ポータルサイト上でコメントのやり取りを行うこともできるため、比較的多くの教員が WEB 上で学生からの授業評価を受け、授業改善に役立てている。

（備付‐86）（備付‐87）

④　授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図るため、大きな課題に対しては毎月１回行われる学科会議において、授業内容の協力・調整を行っている。また本学では１つの授業科目に対して複数の教員で担当するものもあり、こうした科目に関しては同一のシラバスを用いて進度や教授する内容を合わせていくとともに、担当する教員同士で適宜話し合いを行うようにしている。

また、非常勤講師との意思の疎通、協力・調整に関しては教務課を窓口に必要に応じて専任教員と話し合いの場を設けるとともに、年に１回（毎年２月下旬）に「非常勤講師説明会（FD・SD 研修会)」を実施している。この、非常勤講師説明会は全学の FD・SD 研修の１

つであり、専任教員は全員が参加となっている。専任教員と非常勤講師がグループで話し合いや意見交換をしたりするよい機会ともなっており、授業内容に関する意見交換も行われている。

また、専任教員については教員相互の授業参観（ピアレビュー）を年間で１回以上行うことという実践を３年以上継続している。授業参観した教員は FD・SD 委員会に報告をしているが、授業改善の取組であるとともに、授業担当者間の意思疎通の良い機会ともなっている。

（備付－88）

⑤　教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

①の観点において述べたように、本学のシラバスにはそれぞれの科目の教育目的・目標を記載することとなっており、授業担当教員は、その到達目標に照らして成績評価の方法・基準を設定し、達成状況に応じて厳格な成績評価を行うこととしている。また、③で述べたように、「学生による授業評価アンケート」を定期的に実施し、その授業における満足度や学生から見た教育目的や目標の達成状況を把握・評価している。

「学生による授業評価アンケート」は、４件法（４＝「そう思う（わかりやすかった・適切だった)」、３＝「ややそう思う（まあまあわかりやすかった・まあまあ適切だった)」、２＝「あまりそう思わない（ややわかりにくかった・あまり適切でなかった)」)、１＝「そう思わない（わかりにくかった・適切でなかった)」）で 17 項目の質問設定になっている。

＜群馬医療福祉大学・同短期大学部・大学院　授業評価アンケート　質問項目＞

１．シラバス（授業計画）に即した内容の授業が行われていたと思いますか。
２．教員は私語を注意するなど、受講生が授業に集中できる環境を作っていたと思いますか。
３．教員は授業のために十分な準備をしていたと思いますか。
４．授業の構成は適切だったと思いますか。
５．教員の説明は、あなたにとってわかりやすいものでしたか。
６．使用した教科書、参考書、配布資料などの教材は、理解を補う内容であり、 適切に使われていましたか。
７．板書やスライドの内容は、わかりやすいものでしたか。
８．授業での教員の話し方（声の大きさ、話す速さ）は、適切でしたか。
９．授業によって、この分野(領域)をもっと勉強してみたいと思いましたか。
10. 授業によって、新しい知識を得ることができたと思いますか。
11. 授業によって、新しいものの見方や考え方を得ることができたと思いますか。
12. この授業で得られたものは、自分にとって価値があったと思いますか。
13. 授業の難易度は、あなたにとってどのようでしたか。

14. 授業の進み方のペースは、あなたにとってどのようでしたか。
15. 成績評価の基準と評価方法の説明は適切になされていたと思いますか。
16. 評価方法は授業の内容にふさわしいものだと思いますか。
17. この授業においては公正かつ正確な評価が行われると思いますか。

特にこの中の９～11 の質問項目は授業での学習成果があったと感じたかを問う内容となっており、こうしたアンケート結果を通して、十分に教育目的や目標が達成されたかを確認できるようになっている。

なお、個々の授業においては４点満点で 3.6 以上を「優良」とみなすと高めの設定をしているが、自己点検・評価・コンプライアンス委員会では 3.0 以下の科目をチェックし、可能な限りこうした結果を減らせるように改善の働きかけをしていく体制をとっている。ちなみに、2023 年度の学部別の平均値では、短期大学部（前期 3.72、後期 3.75）と、おおよそ達成できており、今後もさらに高い値を出せるよう、質の良い授業の実践に向けた改善サイクルを回していきたい。

（備付 - 37）

また本学では、教員が自己の教育を振り返り、教育の質の改善に役立てる目的で、令和３（2021）年度からティーチング・ポートフォリオを導入した。ティーチング・ポートフォリオは、１．教育の責任　２．教育理念と教育の方法　３．　教育の成果　４．教育内容・方法の改善の４項目から成り、全専任教員が作成をし、ホームページの教員紹介欄で誰でも閲覧できる状態になっている。今後はより内容が有意義なものとなるよう、更新頻度などの改善や点検のサイクルも含めて検討をしていきたい。

⑥　学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学では全学年においてクラス担任制をとっている。履修や卒業に至る指導についても、クラス担任が中心となり、教務課や教務カリキュラム委員会と連携しながら、履修及び卒業に至る指導を行っている。

クラス担任は学科において取得を目指す資格に関する知識や実務の経験者を中心に、学長が任命をしている。クラス担任は、基本的には資格取得の要件や流れを把握し、履修や学習面での指導に適した配置となっており、生活面や進路の相談など大学における生活全般にわたる相談の窓口としての役割を果たしている。学生にとっては、様々な課題を解決するうえで最も身近な存在であることから、FD・SD 研修を通じ、担任としての力量を高められるよう努めている。

履修に関しては卒業や資格取得に直結するため、年度初めに行われる春期オリエンテーション前後においては教務課職員も指導に参加をしながら、特に重点的に指導している。

また、クラス担任は自分の受け持つ学生の履修情報や成績情報、出席状況について、WEB ポータルサイトで詳細に確認することが可能となっている。そのため、少しでも心配な学生においては教員側から積極的に面談を呼びかけ、実施している。なお、学習面でのサポート

や進路全体の考え方の相談などは、特に高等教育支援センターによる『学習なんでも相談』（提出―28）として対応している。

□（２）事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
＜現状＞
① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
学習成果に直接関わる教務課、学生課においては、学生の視点に立った情報提供や学生生活の支援を日々行っている。また特に履修や実習に関する事務手続きなど、学習成果の獲得に関する面で、総合的な修学支援を行い、円滑な教育活動が年間を通じて進行するよう、試験や就職活動など、その時期ごとに重要な業務に取り組んでいる。
また、本学ではWEBポータルサイト上で学科の「卒業認定・学位授与の方針」が達成できるように計画されたシラバスが閲覧でき、学生の履修などの参考にされるが、シラバスは教務課がデータ管理をし、空欄がないかなどのチェックも行っている。また、学生一人ひとりの履修状況や出席状況、成績、就職状況も確認することができ、卒業単位や資格取得に向けて、事務職各部局の担当者とクラス担任が協働しながら指導をすることで、確実な就職までのサポートを行っている。
本学では学生が欠席する際には短期大学に連絡をするよう指導をしており、欠席の把握だけでなく、各教科担当への連絡も教務課で行っている。また、非常勤講師から出席状況や学習面、生活面等に関して連絡や相談を受けた場合は、担任に連絡し対応を行っている。教務課を中心にコメントカードの準備や非常勤講師の印刷物の準備、WEBポータルサイトの授業掲示板への書き込みの支援等も行っているが、こうした事務職員によるそれぞれの職務を通じて、授業や学生たちの安全安心な生活が支えられており、学習成果の獲得に貢献しているといってよい。

② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
本学においては教務課長や学生課長、入試広報センター長、地域連携・キャリアセンター長など、教授会や必要に応じ学科会議にも事務局の部課長も参加をしている。こうした公の会議の場で情報共有をするとともに、事務局側からの意見や状況報告を教員に対して伝えることも可能な体制をとっている。
（提出－70）（備付－130　学部会議）
本学においては、委員会の中に多くの職員が参加する体制をとっている。こうした活動も含めて、事務職員は教員と一体となりながら、所属部署の職務遂行を通じて、短期大学の教育目的・目標の達成状況を把握しながら、よりよい業務の遂行を目指している。
また、学生に対する支援の力を向上させるため、FD・SD研修に専任教員や非常勤教員と共に事務職員も積極的に参加している。本学の建学の精神や三つのポリシー等の理解を深め、教育力向上や基礎知識を共有することで、教育目的・目標の達成状況等を把握する力も向上できるよう、努力している。
（備付－103）

③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

履修に関しては、年度末や年度初めの春期オリエンテーション時に、学科内の学年ごとに履修に関する資料（履修指導資料）をもとに、卒業に至るまでの履修説明や資格取得に向けての単位修得に関して指導を行っている。カリキュラムに詳しい教務課職員が教務カリキュラム委員の教員と協働しながら重要事項を説明し、ていねいに履修指導を行っている。

履修登録については、WEB ポータルサイトより学生自身が行う。WEB ポータルサイトからの履修登録の仕方が分からない学生や、履修すべき学年において単位未修得の学生については教務課にて個別に、きめ細やかな指導を行っている。また、卒業学年においては前期成績確定後、卒業単位が修得されているか一人ひとり成績通知書を出力し、カリキュラム表をもとに、教務課員が確認作業を行っている。この際、単位不足の学生には後期開講科目が履修できるよう個別に指導をしている。

学生の出席状況においては、学生が欠席をする場合は大学に連絡するよう伝えており、教務課に連絡があった場合や休みが多い学生について連絡があった場合には担任に連絡をしている。現在は、WEB ポータルサイト上で欠席連絡もできるシステムの改善が図られたことから、学生自身が入力するようにもなっているが、急な連絡などについては、これまで同様、教務課が介入し、授業担当者との齟齬がないよう丁寧な対応を心掛け、学生に不利益が出ないよう配慮している。

このように、学生が無事卒業ができるよう、学生支援を行っている。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生の成績記録は、規定に基づき適切に保管されている。前期・後期終了時には、試験結果をもとに WEB ポータルサイトで、各科目担当者が成績報告書の入力を行うことになっている。入力された成績は、教務課において WEB ポータルサイト上で閲覧し確認をすることができるようになっている。

こうした情報を確認しながら、学生の貴重な成績記録を適切に管理するとともに、データの破損などがあった時のために、紙ベースでも成績報告書を出力し保存もしており、成績記録は適切に保管されている。

（提出 - 67　B-9. 2）

□（3）短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

＜現状＞

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

図書館では学習向上のための支援として、基礎演習、総合演習の時間を用い図書館利用説明を行うほか、クラス担任と連携を図りながら、情報リテラシー教育の一環として論文・レポート執筆のための情報検索指導を企画し、実施している。また契約電子資料の利用促進のため、個別に利用説明会を随時実施するなど、きめ細かな学生支援を行っている。

令和３年度には医療系オンライン教材を新たに導入し、立体的に人体構造の把握が可能になったことで、介護・医療系の実習や国家試験対策の一助を担う役割も大きくなった。

文献取寄せ（現物貸借・文献複写）の迅速な対応にも力を入れており、県内巡回車を利用し

た公共図書館との連携が盛んであり、幅広い分野に対しても資料提供可能な環境を整えている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

本館（前橋キャンパス）においては、図書館の専任職員（司書有資格者）常駐のもと、8：30～21：30（長期休業中は除く）まで開館しており、学生の利便性の向上を図っている。藤岡分館（藤岡キャンパス）および前橋プラザ分館（本町キャンパス）においては、図書館の専任職員（司書有資格者）が１名であるため、通常の開館時間は 9：00～17：00 となっているが、利便性を向上させるため図書館司書常駐時間を調整することで開館時間を延長し、試験や実習等の学生生活に合わせて柔軟に対応している。

図書の貸出期間は通常２週間であるが、実習中は事前の延長手続きに応じるなどの配慮をしており、実習終了後の返却を認めている。また、通常は禁帯出扱いとなっている大型絵本等についても、冊数を限定して臨時貸出を行うなど、各種実習時に於ける図書館利用の利便性の向上に努めている。

また、電子資料の利用促進にも力を入れており、学外から利用可能な電子資料を充実させることで、開館時間外の資料提供の強化を図っている。図書館ホームページ内においては、各種契約電子資料のリンクとマニュアルを整備し、また「学外アクセス専用ページ」にて学外アクセス用の ID/PW を公開している。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

本学では、各教職員にデスクトップ型もしくはノート型パソコンを１台ずつ配付しており、事務作業や授業などで利用している。各パソコンは学内 LAN に接続されており、ファイル／プリンタ／スキャナなどを共有して有効活用されている。

また、学生全員がパソコンを利用する授業等のために、前橋キャンパスには PC 室と LL 室の２室、本町キャンパスと藤岡キャンパスには１室ずつの専用の部屋を確保している。

学習や学生の情報管理に関しては、(株)電翔の Active Academy Advance というシステム（学内的には「WEB ポータルサイト」と呼称）を導入しており、教務や就職に関する情報をウェブ上で一括して管理する体制が整っており、有効に機能している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

各キャンパスにはパソコンが設置してある PC 室があり、学生の利用が可能である。各学生にログイン用のアカウントを発行しており、授業を行っていない時間帯であれば、文書作成や印刷等に利用可能である。

また、全学生に Gmail のアカウント発行しており、教職員との連絡などに活用している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

FD 研修や SD 研修でコンピュータ関係の研修や AI の研修を行っている。2020 年度からは新型コロナウィルスの蔓延に伴い、遠隔授業や動画配信などを急遽行うことが必要となっ

たため、本学では zoom の利用を積極的に推進したが、そのための説明会も開催した。現在はこれを授業や面談、またキャンパス間の会議などのために積極的に応用して用いている。

zoom を幅広く活用することで、これまでにはできなかったような、外部のゲスト講師とつないでの授業やリアルタイムでアンケートをとりながら、学生のリアクションを取り入れる授業などもできている。コンピュータが苦手な教員に対しても個別にサポートしながら、教職員全体における利用技術の向上に、今後も努めていきたい。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

□（１）入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。

＜現状＞

入学手続者に対しは、学生課から『入学の手引』が郵送され、入学までに必要な手続きや学生生活に必要な情報（寮、駐車場利用、奨学金、各種証明書発行方法、通学定期購入、教科書等の教材、学生保険など）が整理され詳細な情報提供がなされている（備付-65)。

また、高等教育視線センターからは、入学前に行う「入学前指導」（集合研修など）の案内が「入学前準備教育」（㈱ナガセ・東進ハイスクールと提携してのｅラーニング）の情報と一緒に郵送され、入学前に行う大学生活や学習面での準備が円滑に進むように配慮されている。

当然、電話やメールでの個別の相談に対しても、入試広報センターをはじめ、高等教育支援センターでも対応しており、入学までの不安が限りなく軽減するような体系的な取り組みを行っている。

（備付 - 65）（備付 - 66）

□（２）入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

＜現状＞

本学では本格的な大学生活が始まるまでの期間に、大学での学習や生活になじんで行けるようにあらかじめ入学前指導を行っている（１月１回（早期合格者用)、３月末２回)。ここでは、仲間同士の人間関係を作る機会を作ったり教員との交流を図り、入学後の学習の流れを理解したりするなど、大学生活に希望を感じられるように配慮をした指導が行われる。

［基準Ⅰ-A-1］（２）（３）でも解説したように、本学では年間の節目にオリエンテーションを学年単位で行っており、新入生には入学後すぐに入学時の前期オリエンテーションが行われ、建学の精神や教育理念・教育目標などの解説はもちろん、大学生活上の注意事項や履修や学習上の指導などが丁寧に行われる。

また、コロナ禍の影響でしばらく中止していたが、入学後早期（４月末）に行う「フレッシャーズ・キャンプ」も、令和６年度から再開することができた。これは、新入生が全員参加し行う、軽井沢プリンスホテルでの宿泊研修である。ここが、入学前指導から続く適応活動の一つの区切りになるが、同時に短期大学生としての本格的な学びと初年次教育のスタートともなる。（備付 - 73）

なお、コロナ禍で宿泊研修ができなかった３年ほどは、学内で SDG‘s に関するカードゲ

ームを用いた「フレッシャーズ・セミナー」という形で学内研修を行い、代替的な措置を講じていた。

以上のように、本学では入学者に対し、十分な学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

（備付‐66）（備付‐73）

□（３）学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

＜現状＞

本学では、入学時や年度の履修登録の時期に合わせて履修のガイダンスを行っている。本学は医療･福祉に関する多数の資格を取得できるコースが用意されているため、基本的には、学生それぞれが希望する資格取得とその向こうにある就職を考慮し、学習方法や進路の指導を行っている。

「履修ガイダンス」やクラス担任による「二者面談」の他に、「基礎演習」「総合演習」において「進路・資格取得プログラム」に分類されるような指導の機会を設けている。（備付‐50）

また、学習面に不安を抱える学生に対しては、高等教育支援センターにおいて学習相談を受けられることとなっている。

□（４）学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

＜現状＞

「学生生活 HAND BOOK」を毎年発行し、新１年生に冊子を配布している。また、２年生以上の学生には WEB ポータルサイトにて学生生活や学習に関する情報を適宜周知している。従って本学の学生は大学の掲示板ではなく、WEB ポータルサイトの情報を見逃さないように指導を受けている。

（提出‐2 p.5）

□（５）基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

＜現状＞

（１）部分でも触れたが、本学では、入学する学生が学習で躓かないためにも「大学教育を確実に吸収するための基礎学力」をしっかり身につける努力をしながら入学の日を迎えるという目的で、㈱ナガセ・東進ハイスクールと提携して、e ラーニングによる「入学前準備教育」を実施している。これにより、基礎学力の不足する学生はもちろん、そもそも大学の学習に関する高校までの科目を履修していない学生のレディネスを高めることも狙っている。

入学後に成績の振るわない学生は、どうしても出てくる。こうした学生に対しては、まずはクラス担任や教科担当者が直接指導を行うが、新しい知識の習得や短期大学の授業内容の問題以前に、学習方法や学習習慣などの問題を感じる場合には、高等教育支援センターの教職員と連携をし、個別指導を行っている。

資格取得に向けた取り組みにおいても、その進捗の度合いに応じて、クラス担任や国家試験

担当教員が連携をして個別指導を実施しているが、資格取得に関する核となる科目の学力が不足しているような場合には、補習授業等の対策が必要となってくる。短期大学においては、全教員が学生からの質問等に対し、オフィスアワーの時間、さらには放課後に適宜、個別対応している。

また、介護系コースを例に示すと、模擬試験結果において基準点以下の学生に対しては、後期の 6 限帯(17：50～19：20)を用い、国家試験対策としての補習授業(週 3 日程)を行っている。なお、補習授業においては、短期大学部全教員が携わり対応している。

そのほかの国家試験対策(補習授業)としては、土曜日(指定日に実施：1・2 年生対象)の月例講座、さらには国家試験受験前の年末数日間を使い、２年生を対象に追い込みとしての補習授業も実施している。

勿論、学生の努力が一番ではあるが、こうした取り組みが介護福祉士国家試験の合格率100%に寄与しているものと考えている。

□（６）学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

＜現状＞

本学では専門のスタッフが個別に学習上の悩みなどの相談に乗り、指導を行う体制には、「学習なんでも相談」がある。

ポスターを全学部に掲示し周知するとともに Web ポータルにも案内を掲示している。高等教育支援センターは前橋キャンパス２号館にあるため、他キャンパスの学生には、ZOOM での相談も受け付けている。相談の内容としては、短期大学での学習方法、小論文の書き方、授業の受け方、成績アップの方法、基礎学力向上の方法、国家試験等の学習方法等についてなどが多くなっている。

このように、クラス担任や教科担当の教員以外にも、学習上の悩みなどの相談を気軽にできる全学的な体制を整備している。

（提出―28）

□（７）通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

＜現状＞

該当なし。

□（８）進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

＜現状＞

本学においては、資格に関する教育課程がいずれの学部においても柱となっており、進度の速い学生を別メニューで扱うことが難しく、飛び級やさらに上位の資格取得を目指すようなアドバンズトプログラムなど、学習上の特別な配慮や支援は行っていない。今後、教学マネジメント部会等で研究し、導入の可能性について検討したい。

□（９）留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

＜現状＞

入学者選抜における「留学生選抜」を経て、併設大学ではＲ５年度は３名の留学生が在籍

している。内訳は大学院（１名)、社会福祉学部（１名)、リハビリテーション学部（１名）であり、すべて中国籍となっている。なお、現在、短期大学部においては留学生は在学していない。

また、短期の留学生の派遣としては、提携している海外の大学等での研修を行っている。R５年度は、zoom での学生の交流会をカナダのキングス・ユニバーシティー・カレッジの学生たちとの間で行った他、実際に海外に渡航してフィリピン医療福祉研修を実施した。

（実施期間：令和６年３月 17 日～24 日）

○留学先：フィリピン共和国　アレリアノ大学（国際看護プログラム）

○参加者：36 名（看護学部 28 名、社会福祉学部２名、医療技術学部２名、短期大学部４名）

令和６年度は、海外医療福祉研修 A を実施予定である。予定は以下のとおりとなっており、６月時点では、充実した研修となるための事前研修などを行っている。

○日時：令和６年８月 26～９月２日

○留学先：オーストラリア　ブリスベーン

○参加者：27 名

（備付‐92）（備付‐93）

□(10)学習成果の獲得状況を示す量的･質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜現状＞

本学では、全学生がクラスに所属し、クラス担任は成績を見ながら随時学習面での指導も行うようになっている。また資格試験の関係では、国家試験対策委員会などがそれぞれの資格試験に対応した模擬試験などを行いながら、学習指導を行っている。

これ以外の全学的な取り組みとしては「GPA 面談（略称)」がある。これは、前期・後期それぞれの試験結果がまとまった段階で GPA を基準として「1.2」以下の学生をピックアップし、高等教育支援センターの教職員が学習面談を行うものである。

①名称：GPA 評価に基づく個別学修支援の必要な学生への支援　（略称　GPA 面談）

②対象：GPA が 1.2 以下の１、２年生全員を対象

※３年次以降は各種資格の取得プログラムに関する試験指導担当教員を中心に指導

③方法：前期、後期の GPA 結果一覧から、GPA1.2 以下の学生を選び、各学生の学年主任や担任と相談し、面談対象学生を決める。面談後は、報告書を作成し、該当学生の担任、学年主任、学科長に送り、その後の学習指導に生かしてもらうことで、フォローアップ体制をとれるようにしている。

このように、本学では学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検する体制が整っている。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

＜現状＞

□（１）学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

＜現状＞

本学において、日常の学生の生活支援業務を担うのは職員の組織である各キャンパスの学生課であるが、教職一体となって運営される「学生支援センター」が全体の学生の生活支援のための活動の指揮を執っている。また、学生の生活に関する問題や改善策を話し合う「学生委員会」、相談室の運営に関する「学生相談室委員会」、障害特性をもった学生を専門的に支援する「障害学生学修委員会」などを別途設置し、入学してくる多様な学生に対応できる体制を整えている。

□（2）クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

＜現状＞

本学は併設大学を含めると分散型キャンパスであること、また全学部において資格を取得する教育課程が編成されており、実習や国家試験準備など学生に時間的な余裕がなくなる時期も多くあるため、全学生が同時に正課外で学習以外の活動に取り組むサークル活動などはそれほど大きな規模のものはない。しかし、全学で集合して行う「親睦スポーツ大会」や「昌賢祭」などの学園祭、群馬県内の私大が参加する「私大スポーツ大会」、前橋祭り「だんべえ踊り」への参加などを中心に、学生が主体的に活躍する場が用意されている。

本学では、こうした大学行事やサークル活動など、学生が主体的に参画する活動については、学生課と学生委員会が連携しながら、活動会場の整備や資金面の補助（年間 10 万円までの活動資金の提供とそれを超える資金が必要な場合（大学名入りユニフォームの作成など）については後援会への検討依頼を行うなど）などによって支援している。

令和６年６月時点で、パンフレットにある通り、各キャンパスで登録しているサークル・同好会は 37 団体となっている。各種運動系サークル・文系サークル・音楽系サークル等が各学部キャンパスにおいて、授業終了後に体育館やアリーナ、教室などで活動を行っている。今後も積極的にこうした場での学生同士の交流や学びを支援する体制強化に努めたい。

（提出 - 30　p.66）（備付 - 75）

□（3）学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

＜現状＞

前橋キャンパス１号館２階学生ホールにおいて、外部提携業者による学食の提供を行っている。

キャンパス内には無料で利用できる電子レンジを設置するなど、便宜を図っている。また隔週ではあるが、福祉施設や民間業者などによるフルーツサンド等の販売も行い、学生のキャンパス・アメニティの充実に努めている。

□（4）宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

＜現状＞

前橋キャンパスでは、徒歩圏内に「昌賢寮」（部屋数 60 室・１ルーム）があり、寮監の体制も整っている。寮生は県外出身の学生が中心であるが、寮監の職員は介護福祉士とケアマネジャーの資格を持ち実務経験も豊富な職員で、彼らの生活面のフォローも行っている。寮には、併設大学の本町・藤岡キャンパスの学生も入居しており、ここから通学をしている。

キャンパス周辺のアパートについては、希望する学生には提携先の不動産仲介業者（アルファプラン、エリアトラスト等）に紹介を行うことで便宜（仲介手数料 20%OFF など）を図っている。
（備付 - 70）

□（５）通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
＜現状＞
前橋キャンパスについて、学生の便宜を図るため、「高崎駅発→大学行」のスクールバスを朝１便、「大学発→高崎駅行」を夕方２便運航している（有料・希望者制）。
（提出－2　p. 92）
駐輪場を完備しており無料で利用できる。駐車場に関しては、前橋キャンパスでは、学生駐車場として 260 台分確保しており、令和６年度後期からは 120 台分のスペースが増設される。

□（６）奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
＜現状＞
本学では、日本学生支援機構による奨学金制度の他、独自に「(在学生）特待生制度（授業料全学・半額免除)」、「離島・沖縄出身者奨学金制度（入学金免除)」、「同窓子女・子弟奨学金制度（入学金免除)」、「同時入学対象奨学金制度（入学金免除)」、入学時の「スカラシップ（特待生）制度（授業料全学・半額免除)」などの制度を設けている。
短期大学部では「資格特待制度」(取得している資格に基づく授業料免除の制度）があり、各種検定条件ごとに制度を設けている。
その他、県社会福祉協議会などが行う資格に基づく修学貸付金事業の案内などを、社会福祉学部子ども専攻及び短期大学部などで行っている。
（提出 - 2　p. 43）（提出 - 67　D-24）（提出 - 67　D-24. 1）（提出 - 36　pp. 12-13）

□（７）学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を設けている。
＜現状＞



キャンパスに保健室を設置し、看護師資格を有する職員を配置している。保健室の現状であるが、昨今精神的に不安定となり過換気症候群や不安によるパニック症状のため動けなくなる学生もおり、速やかに保健室に移動するための車いすを用意している。前橋キャンパスでは保健室と２号館正面玄関に１台ずつ（２か所)。１号館介護実習室には授業用に数台あり、必要な時には使用可としている。担架を保健室と２号館正面玄関、またエレベーターのない１号館４階大講義室前など３か所に設定している。３号館は設置がないが、今後設置をする方向で検討する。
なお、保健室ではケガや体調不良の対応はもちろん、精神面での相談も受け付けている。内容によっては担任、相談室と連携しながら対応をしている。
各キャンパスには定期的に学生相談室が開催される。学生の希望により、臨床心理士や公認心理士資格を持つ専門のスタッフにより、定期的に悩み相談やカウンセリングを受けるこ

とができる。学生相談室の開催の連絡は、学生に情報が行き渡り気軽に利用してもらえるよう、看板を設置するなど、細やかな配慮も行っている。

□（８）学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
＜現状＞
毎年１回年度末に「学生満足度調査」を全学で実施している。その結果は大学改革推進センターでの会議や教授会、学科会議などで報告されている。また、IR 室にて報告が整理されて、貴重な改善のための資料となっている。
大学改革推進センターでは、年に一度学生から大学の様々な側面に関する「学生の意見を聴取する会」を主宰している。併設大学含め学科（併設大学は各学部）の代表学生にインタビュー形式で意見聴取を行い、理事長・学長、学部長、学科長など本学執行部と対面形式で意見交換を行う。そこで出てきた率直な意見は、学生満足度調査のデータなども含めて、学科会議や学生委員会などで報告され、改善案について議論がなされ、可能な限り学生の意見に応じた改善をしていくというサイクルができている。
（備付‐61）（備付‐62）

□（９）留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
＜現状＞
留学生の学習支援及び生活支援（居留書の更新、居留資格変更支援含む）については、国際交流センターが担当している。学習支援については、高等教育支援センターの学習なんでも相談でも対応することになっている。

□（10）社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
＜現状＞
現在、本学においては、8 名（1 年生 3 名、2 年生 5 名、8 名とも委託訓練生）の社会人学
生が在籍している。委託訓練生については、群馬県前橋産業技術専門校が窓口となり同校の長期高度人材育成コース（公共職業訓練）に在籍するとともに、本学介護福祉コース在籍の学生として委託先である本学にて介護福祉士国家資格取得に向け勉学に励んでいる。委託訓練生に対しては、委託訓練担当教員が１カ月に１回ヒアリングを行い、授業の習熟度、理解度を確認するとともに、学習状況・学習態度等が思わしくない学生に対する個別対応を行うなどの学習支援を行っている。
また、委託訓練担当教員と担任が連携し、上述の学習支援のみならず、大学生活全般にわたる相談に応じ、さらには雇用保険関係についての事柄についても対応している。

□（11）障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
＜現状＞

近年は診断名のつく精神的な課題を抱えていたり、身体的・機能的な障害のある学生の受入れも行っており、学生支援センターを中心に、多様化する学生に対応できるように体制を整えている。特に障害学生支援に関しては「障害学生支援係」を設け、専門知識と実務経験のある教員が面談をし、学習や学生生活上必要な支援策を講じており、令和５年度に障害学生等の支援を行った件数は 26 件（併設大学含む。）となっている。

入学前や在学中に面談を通して確認できた学習や大学生活上の課題に対しては、学生支援センターとして「合理的配慮」に関する詳細な依頼の文書を作成したうえで学生に手渡し、授業の担当者など必要な場面で提示し合理的配慮を求めることができるようにしている。

施設設備は、障害者用トイレを設置しているものの、一部開学当初からある前橋キャンパス１号館（１～４階）については、建物にエレベータの設置ができておらず、この問題の解消が課題となっている。

（備付 - 76）（備付 - 125）

□（12）長期履修生を受け入れる体制を整えている。

＜現状＞

本学では長期に履修生を受け入れる制度（「科目等履修生・履修証明プログラム」）自体は設けており、公式ホームページの基本情報公開部分で募集要項を公表している。しかし、現在のところ希望者は出ていない。より情報が伝わりやすいように、今後ホームページの改善を図る予定であるが、本学は基本的にどの学科・コースにおいても、医療・福祉などに関する専門職として国家資格取得を目指すことを前提としたカリキュラム・デザインになっているため、資格取得を前提としない形で長期に履修を希望する社会人を引き付ける形になりにくい面もあると考えられ、そのあり方の検討も今後行っていきたいと考える。

（備付 - 89）

□（13）学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜現状＞

基準Ⅰ - A－２観点の（３）で詳細に述べたように、医療・福祉の人材育成を柱とする本学においては、全学的にボランティア活動に対する参加率は非常に高い。建学の精神に「仁」（真心）を掲げ、教育理念に実践を貴ぶ「知行合一」を挙げる本学は、その根幹にボランティアなどの地域貢献活動や社会的活動があるといえる。

伝統的に本学ではボランティア（「サービス・ラーニング」）が正規の科目となっており、人間形成の重要な学びの機会となってきた。学生は理論と実践の統合を図る学びを得、自己成長につなげている。

こうした活動をかつては時間数などで測り、数量的な基準で表彰をしていたこともあった。しかし、表彰などの報酬を受けること自体が目的化したり、全学の学生がそれぞれ工夫を凝らして取り組む活動自体に優劣をつけることへの疑義も近年出るようになっていた。

以上のことから、現在本学では学生の社会的活動を表彰制度などの対象とする制度を特に整備していない。これは、表彰制度自体を否定するものでもないし、こうした活動を積極的に評価しないということでないのはもちろんである。むしろ、こうした活動を今後も本学の

教育活動の根本に据え、外発的・報酬的なものによってではなく、真心という内発的な力によってこうした活動に踏み出せる人材育成を目指すという、本学のあり方に関連することでもある。

土台の精神性を失うことなく、将来的には学生たちの社会的活動をより活発に、よりよいものとする上で、様々な制度の創設も検討をしていきたい。

（提出 - 30　pp. 4-5）（備付 - 54）

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

□（１）就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

＜現状＞

本学では、就職支援のために就職指導担当を担う教職員合同の組織として「進路指導委員会」を整備し、様々な支援活動している。事務組織としては、地域連携・キャリアセンターが中心となり、求人情報などの情報収集や整理と提供、履歴書の書き方指導や面接指導など、具体的な就職支援を行っている。さらに、クラス担任が二者面談等を通して、個別に進路の相談や指導にあたる体制をとっている。この三者が、センターを中心に連携をしながら情報や就職活動の状況を共有し、一人一人学生が完全に就職に到達するまで、支援を継続的に行っている。

□（２）就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

＜現状＞

地域連携・キャリアセンターには、受付・相談窓口、就職資料コーナー、求人票コーナー、個別相談コーナーおよびコピー機等（就職に関する活動については無料で使用可）があり、求人票や卒業生たちが書き残していった受験報告書等の閲覧が可能となっている。

希望者は個別相談を気軽に職員に受けることができ、就職活動および進路選択において、学生が必要とする支援を受ける環境が整備されている。

令和６年現在、専任職員は４名・非常勤職員１名体制となっている。通常は窓口での相談や、履歴書・エントリーシートの添削、模擬面接等を行っている。学生が受ける試験の種類や形式に合わせて、集団面接や集団討論等の指導にもあたっている。専任職員のうち１名はキャリアカウンセラー及び国家資格キャリアコンサルタントの資格を有している。

本学では、多くの学生が医療・福祉業界や、教育分野への就職をしていくことから、独自に県内外の就職対象となる病院や施設に呼びかけを行い、「医療・福祉業界研究セミナー」（学生が病院や施設職員のいる個別ブースを回って相談をする就職に関する説明会）を開催している。令和５年度については３月５日に外部施設の G メッセで対面で開催したが、県内外 160 の事業所等から約 500 名の職員が来場しブースを開設。本学の学生など約 1200 名が参加をし、進路の話を直接聞く貴重な機会となった。

こうしたセミナーは、実際の就職先となる方の話を聞ける貴重な機会となるため、本学では全学年の学生に対して参加を促し、就職に関する知識や社会的な場面での態度の向上の機会としている。

また、本学がキャリア教育において用いている独自教材の『進路の手引き』があるが、そ

こには各学部での就職に関する年間計画から大まかな流れ、具体的な就職関係の書類の書き方の注意点、身だしなみや面接時のマナーなどが詳細に書かれており、学生にとって参考になる情報が掲載されている。現在はWEBポータルサイト上で、これらをいつでも閲覧することができるようになっており、学生の利便性が上がっている。

なおWEBポータルサイトでは、求人情報も確認することができるようになっている。求人先の病院・施設・企業名称のほか、求人受付日、業種などからの絞り込み検索も可能である。また、過去の求人情報や大学に届いている実際の求人票を画像でスキャンデータとして閲覧することも可能となっており、学生が希望する情報を多く獲得できる仕組みも整えている。

（備付－63）

□（３）就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

＜現状＞

就職に結びつく国家試験等の合格のために、それぞれの資格に関する国家試験対策委員会が組織され、１年次から指導プログラムを継続的に実施している。資格試験対策や指導が中心になるが、資格を取得するための模擬試験の実施・分析・面談指導、弱点に関する補講、特別講座、学習面談等、多くの教員が関与しながら、組織的な指導・支援を行っている。

また、全学において年間を通して進められる国家試験等の対策活動などについて、高等教育支援センターが年３回、関係教職員を対象とした各種試験対策研修会を実施している。こうした機会に指導担当教員などによる各学部での指導法について情報交換や意見交換を行い、指導力向上を目指している。

（備付－130　高等教育支援センター会議）

地域連携・キャリアセンターにおいてもそれぞれ筆記試験の学習指導や面接指導を受けることができ、学生は多くの教員を模擬面接官として日々練習を行っている。また、同センターでは学生による就職相談を随時受けつけており、面接や履歴書及び小論文の指導などを受けることができる。このように、様々なレベルで、就職のための資格の取得や就職試験対策等の支援が行われている。

□（４）学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

＜現状＞

例年、卒業時の就職状況について教授会の全体会議において報告するとともに、求人件数についても経年的な比較・分析を行って進路指導委員会で情報を共有している。また、卒業時の就職状況について「業種別就職者数」、「出身県別就職状況」、「地域別就職者数」、「進路情報推移」、「就職実績一覧」を本学公式ホームページで公表するとともに、これらの分析・検討結果を学生の就職支援に活用している。

（備付－81）（備付－82）

□（５）進学、留学に対する支援を行っている。

＜現状＞

本学の学科は、何らかの国家資格等を取得し専門職としての就職を目指すことを柱としたカリキュラム構成となっている。そのため、短期大学部卒業後は 2 年間で学んだ専門性を活かすことのできる職場へ就職を希望する者が多い。ただし、なかには自身の将来を考え、更なる研鑽を積み社会福祉士や診療情報管理士の資格取得を目指す者もいる。前者については、併設大学の社会福祉学部への編入制度があり、後者に対しては、本学に専攻科（診療情報管理士教育）が設けられている。

編入学、専攻科進学を希望する学生に対しては、授業科目として「編入学指導」「専攻科入学指導」が用意されており、そのなかで、志望理由書や小論文等の指導を行っている。

学生によっては、志望理由書の作成に戸惑う者もいるが、学生、授業担当教員、双方の空き時間を利用して個別に対応している。

なお、短期大学部においては、これまで卒業後の進路として留学を希望する学生は出ていないが、留学を希望する学生が出た場合には、国際交流センターが窓口となり、様々な支援を行うこととなっている。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学生食堂や売店等、学生のキャンパス・アメニティの部分では、大学としてできる努力をしてきているが、より充実を図ることが重要と考える。全体的な問題といえるが、資格取得と就職に集中的に資源が投資され、学生が授業以外の時間を過ごす場の快適さへの意識が背後にひいていたと考える。今後は、学生のキャンパス・アメニティに配慮をした施設や設備の整備や拡充が課題の一つだと考える。

また、全学生が安心して比較的自由に使える十分な広さの学習スペースや運動施設などの整備にも課題がある。「中長期計画」にあるように、自学自主施設・設備（ラーニングコモンズ）の設置と運用などを近い将来目指していくべき課題として挙げることができる。

さらに、これも中長期計画にあるが、障害や疾病のある学生が支障なく学習や研究に取り組めるように学内環境を点検し整備を進めることも今後の課題の一つとして挙げられる。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

授業の双方向性を向上させ、進行中の授業改善のツールとしても役立つ「コメントカード」「シャトルカード」「WEB ポータルサイト上でのコメント投稿」などによる「学生による授業評価アンケート」の取組を、全学全授業で推進していることは特記してよいと考える。

また、「学生による授業評価アンケート」を総括的な授業の評価として前期・後期末に実施し、併設大学含め、回答率がほぼ全学部で「80%」を越える状態を実現できていること。また、それに基づき、3.0 未満の授業科目を要指導対象として改善対策を学長・学科長などから促す仕組みが運用されており、全学的な取り組みとして定着していることも特記すべきと考える。

分かりやすい授業、満足度の高い授業に力を入れる短期大学として、今後もこうした仕組みを洗練させながら、学生による学習成果の獲得向上にもつなげていきたい。

もう一点、WEB ポータルサイトを情報管理の中心に用いることができたことによって、学習面や大学生活の記録がポートフォリオとして確認できるようになっている他、履修の確

認や日々の授業の欠席確認、教員とのやり取りなど、また就職活動における求人票の確認に至るまで、学生や教職員にとっての利便性を図れている点も特記事項として加えておく。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況
特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画
特になし

【基準Ⅲ 教育課程と学習支援】
［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

3　群馬医療福祉大学短期大学部学則
67　D-8　教育職員資格基準に関する規程
67　D-7　教育職員任用規程
67　C-11　FD・SD 委員会規程
67　D-55　FD・SD・他　研修規程
70　令和 5 年度　教授会・教員会会議録
67　A-5　事務組織及びその運営に関する規程
67　規程集

備付資料

96　群馬医療福祉大学教員昇任人事の手続きマニュアル
131　令和５年度　センター・委員会活動報告書
103　FD 研修一覧（令和３年度～令和５年度）
　　FD 研修実施報告書（令和３年度～令和５年度）
　　SD 研修一覧（令和３年度～令和５年度）
　　SD 研修実施報告書（令和３年度～令和５年度）
104「公式ホームページ：FD SD 活動」
　https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/fd/20230913FDSD.pdf
97　令和５年度（学部別）担任・委員会組織（一覧）

［区分　基準Ⅲ-A-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

□（１）短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。

＜現状＞

本学は、学校教育法第 85 条の規定に基づき、学科・専攻課程を置き、教員は学科に所属している。同第 92 条の規定に基づき、短期大学は学則第７条にて学長、学科長、教授、准教授、講師、助教、助手を置くことを定め、教員組織を編成している。

また、本学はカリキュラム・ポリシーに基づき、学科において取得可能な資格に必要な指定科目を編成している。それらの教科目の分野に応じ、指定基準（ガイドライン）に基づき、必要な専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

（提出 - 3 ）

□（２）短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

＜現状＞

2024 年現在の教員数は、専任の教授３名、准教授１名、講師６名、助教０名の計 10 名で編制されている。

本学の専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数（専任教員９名以上、３分の１以上が教授）の必要人数を充足している。

□（３）専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準等の規定を充足している。

＜現状＞

職位については、短期大学設置基準に基づき、「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」を定め、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」に基づき、教員候補者選考委員会を実施している。

昇任人事については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」の「群馬医療福祉大学教員昇任人事の手続きマニュアル」に沿って実施され、教育研究上の実情を踏まえて適切に決定している。

本学は、学校教育法施行規則第 172 条２に基づき本学ホームページの基本情報公開の項目において、教育研究活動等の状況についての情報を公表している。その中で専任教員が有する学位、最終学歴、専門・研究分野、研究テーマ、研究キーワード、研究業績（著書・論文・その他）、主な学会活動、社会等との関わり、担当科目、そしてティーチング・ポートフォリオ等を詳しく示しており、全ての専任教員の職位が短期大学設置基準第七章に規定する教員の資格に合致していることを示している。

従って本学の専任教員の職位は真正な学位であり、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等は大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。

（提出 67　D-7）（提出 67　D-8）（備付 - 96）

□（４）教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

＜現状＞

専任教員と兼任教員の配置については、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、必修科目などの主要な授業科目は、できるだけ専任教員を配置することを基本方針としている。

その担当状況は専任教員の担当割合が 26%と低い割合に見えるが、これは特に専門的な科目において現場を経験している専門職者（医師等）を非常勤講師として配置しているためである。

□（５）非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

＜現状＞

非常勤教員の採用にあたっては、採用候補者全員に対して学長及び学科長による面接を行うことで、教育研究上有為な人材の確保に努めている。採用に当たっては、専任教員と同様に「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」、「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」に基づき選考されている。

（提出 67　D-7）（提出 67　D-8）

□（６）教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
＜現状＞
補助教員の配置については、主に実習及び演習科目にて複数の教員を配置し授業を担当するなどしている。これについては、学科における教育課程を遂行するために、授業運営の実情を考慮して適切に行っている。

□（７）教員の採用、昇任は就業規則、選考規程等に基づいて行っている。
＜現状＞
教員の採用、昇任については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」、「群馬医療福祉大学教育職員資格基準に関する規程」に基づき、教員候補者選考委員会を実施し決定している。昇任人事については、「群馬医療福祉大学教育職員任用規程」の「群馬医療福祉大学教員昇任人事の手続きマニュアル」に沿って実施され、教育研究上の実情を踏まえて適切に決定している。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

□（１）専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
＜現状＞
専任教員は担当する科目の授業を専門的な知識に基づき展開することを可能とする能力があり、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて編成された教育課程において、学生が学習成果を獲得することに資するよう研究活動を行っている。その成果は、本学紀要に限らず、国内の学会誌、学会活動あるいは論文や著作において発表され、評価を得ている。なお、実務や実技を主とする分野の教員は、その分野での実績を有している。
教員の研究活動については、本学公式ホームページ（基本情報公開「専任教員一覧」）として広く公開している。

□（２）専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
＜現状＞
科学研究費補助金など外部資金の獲得については、全学対象（併設大学含む）の FD 研修会において「研究倫理研修会」を開催する際、全教員及び人を対象とした研究を行う予定のある学生等を対象に研修を行い、研究計画書の書き方について勉強会を行うなど、獲得に向けて取り組んでいる。科学研究費補助事業等の外部資金獲得のための体制を引き続き整備するとともに、学内の制度も見直し、外部資金獲得のための学内特別研究費の一層の充実を図る。
科学研究費補助金や外部研究費等の採択状況は、併設大学の医療技術学部新設に伴い増加している。教員の研究意識への向上を強化し、科学研究費助成事業等の競争的資金の応募な

どを積極的に推奨した結果、2023 年度は申請件数が 34 件（前年 30 件）と増えた。
採択数は３件、獲得金額は 10,530 千円であった。また、共同研究を２件、獲得金額は 4,100 千円、受託研究は３件、獲得金額は 59,520 千円であった。
ただし、短期大学については、科学研究費補助金の応募（申請）をしているが、採択には至っていないため、獲得できるよう改善を図りながら継続していく。
※獲得件数は併設大学の件数となる。

□（３）専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
＜現状＞
研究活動の倫理面などに関する規程としては、令和３年度に「研究倫理審査委員会規程」等を廃止し、「人を対象とする医療・福祉系研究倫理審査会規程」、「動物実験安全管理規定」、「遺伝子組み換え実験安全管理規程」、「行動規範（教職員）」、「行動規範（研究者）」、「研究資料の保存方法等に関する内規」、「競争的資金等の取扱いに関する規程」、「競争的資金の間接経費使用に関する基本方針」等を制定し、理系の研究を含めた研究基盤を確立した。
また一般の研究活動を支援する規程として、「個人研究費制度実施基準」を整備している。

□（４）専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
＜現状＞
研究倫理・公的資金運営委員会においては研究倫理および公的資金不正使用防止の徹底、関連規程の整備、研究不正、公的資金不正使用の有無の検証、研究倫理研修会の実施および公式研究倫理教育の導入②研究倫理教育の強化を行っている。
研究倫理教育にあたっては、令和６年度より一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）「e ラーニングプログラム（eAPRIN）」の受講を決定し、研究者（大学院生含む）に研修を受けさせることとした。また、「人を対象とする医療・福祉系研究倫理審査会」、「遺伝子組換え実験等安全審査会」、「動物実験審査会」等の審査会は順調に機能している。
（備付‐131　研究倫理・公的資金運営委員会）

□（５）専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
＜現状＞
教員が行った研究の成果については、大学（短期大学含む）の紀要・論集委員会によって発行される「群馬医療福祉大学紀要」において積極的に発表するよう働きかけている。令和６年３月時点で第 12 号まで発行しており、専任教員の研究成果を発表する場として機能している。

□（６）専任教員が研究を行う研究室を整備している。
＜現状＞
専任教員の研究室については、全員に研究室が与えられている。この研究室には電話回線、インターネット接続ができる教職員用無線 LAN が接続可能であり、空調設備も用意されている。このように専任教員が研究を行うための研究室を整備している。

□（７）専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
＜現状＞
専任教員の研究、研修等を行う時間については週のうち１日を研究日として認め、研究研修等を行う時間を確保している。研究日の設定は、所定の期日までに事務長を経由して学長へ届出ることとなっており、年度開始前及び開始時に事務長へ研究日の希望届を提出し、ほぼその希望が達成されることになっている。もし、学会などが研究日以外（通常授業日）に開催されても、研究日を補講に充当することで、授業に支障をきたさないようにしている。

□（８）専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
＜現状＞
学生に関しては「群馬医療福祉大学・短期大学部　学生外国留学等に関する規程」等により規程が整備されているが、特に専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は整備されていない。関連規程として「FD・SD・他　研修規程」や「就業規則」、「旅費規程」などを定めており、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等について対応している。

□（９）FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
＜現状＞
組織としては併設大学と共に「群馬医療福祉大学　FD・SD・他　研修規程」を、また、委員会としては「FD・SD 委員会規程」を整備しており、年間を通して計画的な FD 研修を実施している。FD 研修では、主に教員の教育研究活動の向上・能力開発を目的として、様々なテーマについての研修に取り組むが、全員参加を基本とし、事務職員も参加をすることを原則としている。また、本学ではすべての非常勤講師にもメールや文書などで研修の案内を出し、研修への積極的な参加を呼び掛けている。非常勤講師の参加数は多くはないものの、毎回参加者がいる。
本学においてはこうした研修をレベル分けし、全学的なマクロレベルの研修と、学位プログラムでもある学部（学科）や専攻・コースなどのミドルレベル、そして、個人的なレベルであるミクロレベルで整理をすることで、年間を通して、すべての水準での改善活動ができるように計画を立てている。（備付 - 103）
なお、個人レベルの研修は、外部で行う様々な教育力向上のための研修への参加などの推奨の他、前述の「ピア・レビュー」および「授業改善のための報告書」、「ティーチング・ポートフォリオ」の作成と更新など、毎年継続的に行う形のものを研修の活動の一つとしてみなしている。
令和５年度に全学的なマクロレベルにおいて集合研修の形で行った FD 活動としては次のものがある。なお、本学ではマクロレベルなどの研修では教職員の区別なく全員参加をすることから、伝統的に「FD・SD 研修」と特に区別せずに呼称している。ただし企画段階ではいずれかに分類しており、FD 活動と SD 活動のいずれにも全専任教職員が参加し研修を受けるようにしている。本報告書では、（６）で SD 活動の記録を掲載するため、ここでは FD に分類した活動を記載した。

＜マクロレベル FD 活動＞

○１．マクロレベル FD・SD 研修
「ChatGPT 等生成 AI への理解と学内での対応」
〈研修実施日時〉 令和 5（2023）年９月６日（水） 10：30～12：00
〈会　場〉 群馬医療福祉大学前橋キャンパス 大講義室
〈参加者〉所属常勤教職員 128 名（全 158 名中）（出席率 81%） ・非常勤講師 13 名
○２．マクロレベル FD・SD 研修
「大学の質保証強化に関する研修」
〈研修日時〉令和６（2024）年１月５日(金) 9：50～11：20
〈会 場〉 前橋キャンパス１号館４階大講義室
〈参加者〉常勤教職員 137 人参加（158 人中）（出席率 86.7%）、非常勤 9 名参加
○３．全学（マクロレベル）FD 研修
「研究倫理研修」
〈研修日時〉令和６（2024）年２月 15 日(木)10：30～12：00
〈会 場〉zoom 開催
〈参加者〉専任教員 96 名（参加率 75.6%）、非常勤講師 10 名、学生 63 名、その他 3 名

＜ミドルレベル FD 活動＞
○１．社会福祉専攻（ミドルレベル） FD 研修
「社会福祉専攻の魅力と強みの再発見と地域貢献方法の検討」
〈研修実施日時〉 令和５（2023）年９月７日(木) 8:50～10:20
〈会　場〉 群馬医療福祉大学前橋キャンパス１号館 4IJ 教室
〈参加者〉 所属常勤教員 16 名（出席率 88.9%）
○２．子ども専攻（ミドルレベル）FD 研修
「附属幼稚園との連携を基礎に、各科目間の連携を図る」
〈研修実施日時〉令和５（2023）年９月７日（木）9：30～13：30
〈会　場〉ぐんま昆虫の森
〈参加者〉所属常勤教員８名（全８名中）（出席率 100%）
○３．医療技術学部（ミドルレベル）FD 研修
「大学生が陥りやすい犯罪行為の対処法や予防策について」
〈研修実施日時〉令和５（2023）年９月８日（金）14:00～15:00
〈会　場〉群馬医療福祉大学前橋キャンパス３号館 311/312 教室
〈参加者〉所属常勤教員 14 名（全 23 名中）（出席率 61%）（欠席者は動画視聴、１名産休中）
○４．短期大学部
〈研修タイトル〉「学生への実態調査を踏まえた改善」
〈研修実施日時〉令和５（2023）年９月７日(木) 8:50～10:20
〈会　場〉群馬医療福祉大学前橋キャンパス　１号館２AB 教室
〈参加者〉所属常勤教員８名（全 10 名中）（出席率 80%）

以上のように本学においては FD 活動に関する規程を整備し、専任教員は年間を通して適

切にかつ積極的に FD 活動を実施しているといえる。
（提出 67　C-11）（提出 67　D-55）（備付 - 104）

□(10)専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。
＜現状＞
本学の専任教員は、教育研究活動や学生への教育的な指導、進路や就職、国家試験対策などに関して、学内的にはクラス担任の役割を担ったり、教職員が合同で組織している何らかの委員会の中心者としての役割を担ったりすることで、関係する部署の事務職員と協働し連携しながら活動を行うことが通常の状態となっている。
また、高等教育支援センターや国際交流センター、学生支援センターなど一部事務領域の専任スタッフとしての役割を持ちながら、学習や進路指導、生活支援を行っており、距離感の違いはあれども、学生の何らかの学習成果の獲得とその向上に関して関係していない教員はいないといってよい。
教授会のあり方に象徴的に見られるように、教員も職員も全員が本学の運営に貢献し、全員参加で行事を作り上げ、全員でよい授業と教育環境を改善し、全員が協力と連携をし合いながら、学生全員の資格取得と就職を実現する。今後も、学内において教職員が一致団結をして学生の学習成果の獲得に進める体制づくりを進めていく。
（備付 - 97）（提出 - 70）

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

□（１）短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
＜現状＞
事務組織は規程（提出－67　A-5）に基づき整備され、その責任体制は明確になっている。
短期大学運営上の最高責任者である理事長の下には、大学・同短期大学部学長（現在は理事長が学長を兼ねている）が置かれ、同一法人の併設大学の長も置かれることで、同一法人内の教育面での指示系統が一体的に管理される体制になっている。
運営面においては、法人事務局が理事長のもとに組織され、事務局長および事務局次長が補佐しながら経営全般に関する重要事項を審議諮問する体制をとっている。なお法人経営本部事務局は規程上大学及び短期大学部と別の組織体として整理・記載されているが、運営上一体的に同一の職員が事務職として職責を担い、学園全般の業務を担うこととなっている。
事務組織の体制を詳細に述べると、まず法人経営本部事務局長及び事務局次長による指示を受け総務部長が管轄する総務課が総務部長の下、組織されている。総務課は、総務・人事係、経理係、科研費等外部資金係、情報セキュリティ係、法務係、施設管理係から成り、学園全体の総務を司る。
また、法人経営本部には理事長・学長の業務を円滑に実行するために秘書室が置かれ、さらに短期大学の運営や教学の状況を外部監査担当者と連携しながら監査を行う内部監査室が別に置かれている。こうした本部機能のもと、一体的に大学･短期大学事務部が設置され、各事務組織が必要に応じて設置されている。具体的には、大学・短期大学部の教学面や運営面の情報全般の収集と分析に当たる IR 室の他、日常の短期大学運営上必要な業務を行う、

教務課、学生課、教職支援課などの重要事務組織が設置されている。

また、大学改善を指揮する大学改革推進センター、入学前教育や学習・教授支援などを担う高等教育支援センター、また、本学の特色であるボランティア活動や地域とのつながりを通した教育活動、また令和５年度より就職センターの役割も引き継いだ、地域連携・キャリアセンター、さらに、大学生活全般の支援に当たる学生支援センター、そして入試広報センター、国際交流センターなど、各センターにセンター長を置き、それぞれの業務を統括している。また、図書館長のもと３キャンパスそれぞれに図書館を設置し、図書館業務が行われている。なお、直接的な事務を担うものではないこれら各センター及び図書館の組織の運営の定めについては、事務組織及びその運営に関する規程に含まれており、関連する事務部門と連携をしながら、学生への教育や学生生活への支援が円滑に行われる体制を作っている。

□（２）事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

＜現状＞

大学事務部の統括は、理事長・学長の指揮監督の下、事務局長・事務局次長（現状では総務部長が兼務）が行っている。本学は３つに分かれたキャンパスに分散をしている分散型キャンパスの形態をとっている。そのため、それぞれのキャンパスの事務取扱については各キャンパス事務長が現場の責任者として統括し、その全体の業務を法人事務局長及び事務局次長が指揮・監督する体制をとっている。こうした明確な指揮系統の下、大学事務は円滑に執り行われている。

こうした大学事務業務は年々複雑に高度化する傾向にあり、事務職員もそれに対応するため、専門的な職能を有しているのが理想と認識している。しかし、教員とは異なり、本学においては事務職を専門的能力の観点のみで採用することは少ないため、他の職場での経験や取得資格がそのまま配属部署での業務に直結する職員は多くないのが現状である。そのため、入職後に高度な大学行政や事務に関係する知識を得られるように、SD 研修などを通して今後も職能の開発に努めていきたい。

このほか事務組織の規程に取り扱いは明記されていないが、事務部の管轄部門として、学生食堂の運営を含んだ学生ホール、学生寮、保健室等が設置され、寮監には介護福祉士・ケアマネジャーとしての実務経験も持つ職員を、保健室には、それぞれのキャンパスに看護師等の資格を持つ職員が配置され、学生生活が円滑に行われるように配慮がなされている。

□（３）事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

＜現状＞

事務職員は３キャンパスそれぞれに配置され、キャンパスごとの業務に支障がないよう、適切に配置されている。なお、本学は学園規模や人件費の観点から、また伝統的に組織運営上の利点もあるため、能力に応じて課やセンターを横断して長や事務業務を担う、兼務業態の教職員がいる。特に長などの役職者は委員会等の長なども含め、複数の部署を統括することは珍しくないが、過剰な負担にならないよう、近年は業務配分などの改善を図るよう内部監査室等で検討している。一方、利点と書いたように、マルチに大学内部の事務や業務に精通している教職員が各所にいることにより、短期大学内の情報伝達や共有、また、業務連携がなされやすく、教職員が能力や適性を幅広く発揮する環境になっている面もある。こうし

た点も含め、３キャンパス体制のもとで事務業務がバラバラにならずに円滑に執行される環境づくりに今後も務めていく。

なお図書館も各キャンパスに設置されて３つに分散している現状があるが、それぞれのキャンパスの図書館に専門職の資格を持つ司書を配置することで、学生や教員の学習や研究をサポートする体制を維持している。

また各センターの職員については、特に学生の学習成果の向上のための分析や学習サポート、学生の生活サポートなど、直接学生の生活や学習面を支える力を要する人材を必要とすることから、教員を兼務する者を配置している。これにより、専門性を活かした各種のサポートが行えることで、学生への的確な助言やサポートの活動はもとより、同時に業務についている職員への能力向上に対する影響力を期待できる体制をとっている。また、実際の業務にあたっては、日常的に学生の相談などを担うクラス担任などとも連携を図り、教職一体的に事務業務が遂行できる事務組織となっている。

こうした事務職員の能力開発や業務の高度化などの面については、FD・SD 委員会が中心となり研修を通して向上が図られるよう計画を立てている。研修内容はその時々にあった実際的な課題から、全学的及び短期大学の重点的な取り組み、短期大学を取り巻く環境の変化への対応など、幅広いテーマから検討・選択をし、多忙な中でも比較的多くの研修を教職協同で計画的に行っている。当然、そのテーマの中には学生の学習成果や三つの方針が含まれ、常に本学の建学の精神や教育理念・教育目標を教職員が共有することで、各自の職能を最大限発揮できるよう努めている。

□（４）事務関係諸規程を整備している。

＜現状＞

事務に関する諸規程は、事務を司るものだけではなく、業務に関係するものも含めて規程として整備してある。これらは規程集に収められ、カテゴリー分けをして整理されている。本学の全教職員は、それぞれに配布された短期大学のアカウントを用いて WEB 上で共有ドライブに接続することで、いつでもどこでも規程を閲覧することができる状態になっている。

現在様々な領域で大学改革を推し進めている中にあり、事務に関する諸規程も様々に改定を要するものもあるため、現在、点検・見直しの作業を進めている。

□（５）事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

＜現状＞

本学は３キャンパスそれぞれの事務部署に事務室がある。事務室には電話、FAX のほか、コピー機、プリンタ等の OA 機器、書庫等の備品等を整備している。事務職員には全員にパソコンが貸与され、すべてのパソコンがインターネットに接続できる状態となっている。

学生全員が利用する WEB ポータルサイトについては、ベースとなる教務システムを教務課が管理しているが、シラバスや学生の情報、就職支援等について適切な権限を付与したうえで、職員間で情報を共有し、円滑な業務遂行に役立てている。

□（６）SD 活動に関する諸規程を整備し、適切に実施している。

＜現状＞

本学では SD 活動に関して、組織として「群馬医療福祉大学　FD・SD・他　研修規程」を整備し、また委員会としては「FD・SD 委員会規程」を整備しており、年間を通して計画的な SD 活動を企画・実施している。

平成 28（2016）年の大学設置基準の一部改正による SD の義務化に対応して、FD の研修とは別に SD に関する研修を行うようになっており、SD 研修は教員及び職員による短期大学運営に関する知識や関心を活性化し、短期大学運営を推進する力、総合的な短期大学運営力の育成に寄与することを主な目的として実施している。

なお、本学においては FD と SD のいずれも同じ委員会組織が企画と運営、アンケートの実施や分析を行っているため、名称を FD・SD 委員会としている。ただし、研修の内容によって、FD に資する研修と、SD に主に資する研修とをなるべく分けて扱い、それぞれの研修が年間を通して計画的・組織的に実施されるように配慮している。

本学の場合は、一部の教職員のみが担当するような専門的な内容の研修を除き、基本として全専任教職員が参加をすることが学長の指示として出されている。そのため、出席率はかなり高い数値となっている。また、当然、全「職員」すなわち、学長や学部長などを含めて全専任教員や事務職員、技術職員、また非常勤教員も、FD はもちろん SD 研修を受けることとしている。

FD 研修と同じく、SD 研修についても、マクロ、ミドルなどのレベルに分け、マクロレベル研修は全学の教職員を対象とし、ミドルレベルはキャンパスや学部単位の教職員を対象として研修に取り組んでいる。

令和５年度の FD・SD 委員会による SD 研修の実施状況は次の通りである。

＜マクロレベル研修＞

○１．全学（マクロレベル）　FD・SD 研修

「本学における教育理念の再認識と展開」

〈研修実施日時〉令和５（2023）年９月 13 日(水)　10：50～12：30（全大会）
13：40～15：30（グループワーク）

〈会　場〉　前橋キャンパス１号館４階大講義室

〈参加者〉常勤教職員 122 人参加（158 人中）　（出席率 77.2%）、非常勤 11 名参加

○２．全学（マクロレベル）　FD・SD 研修

「障害を持つ学生への学修支援」

〈研修実施日時〉令和６（2024）年２月 24 日(金)　9：00～12：00

〈会　場〉　前橋キャンパス１号館４階大講義室

〈参加者〉常勤教職員 122 人参加（158 人中）　（出席率 77.2%）、非常勤 11 名参加

＜ミドルレベル研修＞

○１．前橋キャンパス（ミドルレベル）　SD 研修

「実効的な障害学生支援のための視点・基本」および「事例検討会（グループワーク）～障害のあると思われる学生への支援・対応について～」

〈研修実施日時〉　令和５（2023）年９月７日（木）9：30～12：00

〈会　場〉　前橋キャンパス 234・235 教室及びオンライン併用

〈参加者〉48 人中 27 人出席（出席率 56.3%）
以上のように、本学においては SD 活動に関する諸規程を整備し、年間を通して適切に実施している。
（備付 - 104）

□（７）日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
＜現状＞
事務職員においては、SD 研修はもちろん FD 研修にも年間を通して参加することにより、個人の能力開発、資質向上を図っている。また、クラス担任と常に連携をすることや、教員との合同の委員会組織やセンターの会議などに所属し出席することで、学生の状況について情報を共有しながら、日常的に自身の担当する業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善をしている。

（８）事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。
＜現状＞
事務職員も各委員会に所属し、教員と共に学生の学習及び教育の向上の支援にあたっている。特に入学選抜、大学生活、教学、就職に関わる委員会は学生支援にとって中枢となるため、教職協働の体制で学生の学習成果が向上するよう関係部署と連携を図っている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

□（１）教職員の就業に関する諸規程を整備している。
＜現状＞
前回の認証評価（平成 29 年）頃に規程集は作成されていたものの、教職員への周知の課題があった。そこで、令和４年度より、教職員が誰でも見やすく確認しやすい形になるよう、教職員が閲覧可能なグーグルドライブ上の「共有ドライブ」において規程集を整備した。
多くある規程を整理するため、内容によって大きく分類をし、〈A　学園の規程〉、〈B　組織の規程（センター、部課、室等）〉、〈C　委員会の規程〉、〈D　大学の規程〉、〈E　短期大学の規程（ただし、併設大学と共通のものは「大学の規程に短期大学も含まれている。」〉、〈F　大学院の規程〉、〈G　後援会の規程〉という形で 7 分類によって整理した。
具体的な本学における教職員の就業に関する諸規程については、次の通り整備している。
＜学園に関する規程＞より（冒頭の番号は「学園に関する規程」カテゴリーの整理番号）
７.「就業規則」
８.「人事考課規程」　※現在、実際の運用面での課題があり運用方法の検討中
９.「給与規定」
10.「教師等非常勤者に関する就業規則」
11.「教職員定年規程」
12.「定年退職者再雇用規程」
13.「嘱託就業規則」

14.「教職員退職金規程」
20.「職務権限規程」
21.「育児・介護休業等に関する規則」
30.「旅費規程」
（備付 - 67」）
□（２）教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
＜現状＞
（１）の観点部分で述べたように、教職員の就業に関する規程は、職員が短期大学から配布されているアカウントで接続できる WEB 上の共有ドライブに採録し整理されており、閲覧可能な状態になっている。
新入の教職員に対しては、入職初日にガイダンスで資料を用いて説明を行っている。非常勤講師へは、各キャンパスの講師室へ関係する規程の抜き刷りファイルを備え、いつでも閲覧できるようにしている（「講師等非常勤者に関する就業規則」等）。

□（３）教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。
＜現状＞
諸規程については通常総務課で管理をし、内部監査室長の確認・チェックのもと、更新作業についても内部監査室を通して行われるようになっており、適正に管理されている。なお、規程を変更する場合については、原則として大学改革推進センター会議に諮り、教授会で審議の上学長の許可を得て変更される流れとなっている。
教職員の就業については、諸規程に基づいて適正に管理されており、短期大学指定の労務管理事務所によって、監査を受け、問題がないかを確認する体制が確立している。以上のように、教職員の就業に関する諸規程を適正に運用し、教職員個々人が安心して働ける職場環境の維持に努めている。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞
教員の研究に利用できる資金面の支援の規程の少なさと、教員の研究成果の発表の機会の確保や拡大については課題があると認識している。前者は今後新たな支援制度の検討を図る方向で検討をしたい。後者は、紀要以外にも研究発表の場や雑誌の発行を創設するということも検討課題と考える。現在、「群馬医療福祉大学教育実践学報」という形で、教育実践の記録をまとめたものを別に発行しているが、規程の整備が遅れていたため報告書本編には取り上げなかった。こうしたいくつかのレベルや領域に分けて、業績を広く知らしめる媒体があると、専任教員の研究活動も活気づくと思われるので、検討課題としておく。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞
FD 研修、SD 研修について年間を通して三つのレベルで定期的に行われており、全教職員が教学面での知識や力を磨き、大学運営に関する資質や能力を継続的に向上させる仕組みができているといえる。これまでに述べたように、様々な取り組みを通して全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みも機能していること、また、それが理事長・学長の強いリーダーシップのもとで FD・SD 活動などに全教職員が取り組み、年間ではほぼ 100%の参

加率を達成していることは、「内部質保証ルーブリック　項目４-Level Ⅳ」を充足しているものと判断する。

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

＜根拠資料＞

提出資料

67　規程集

備付資料

105　全体図、配置図、校地間の距離および交通手段

106　前橋キャンパス各階図面

109　図書館平面図

［区分　基準Ⅲ-B-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

□（１）校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

＜現状＞

校地（前橋キャンパス）の面積は、大学の概要〔様式 11〕（施設・設備等）に記載の通り、令和６年５月１日現在基準面積を上回っており、短期大学設置基準等の規定を充足している。（備付－105）（備付－106）（備付－109）

□（２）適切な面積の運動場を有している。

＜現状＞

前橋キャンパス（前橋市川曲町）から南西約 700ｍに位置する場所へ大学・短期大学共用の群馬医療福祉大学グラウンドを備えている。面積は 8,723 ㎡あり、適切である。

□（３）校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

＜現状＞

校舎（前橋キャンパス）面積は、大学の概要〔様式 11〕（施設・設備等）に記載の通り、令和６年５月１日現在基準面積を上回っており、短期大学設置基準等の規定を充足している。

□（４）校地と校舎は障がい者に対応している。

＜現状＞

前橋キャンパスの校地は障がい者専用駐車場を学生玄関のスロープ横に設置している。なお、併設大学の本町キャンパスは前橋市所有のビルの２フロアを賃貸しているため、校地の障がい者対応は市に準じている。藤岡キャンパスも借地のため、校地の工事等は行っておらず、障がい者専用駐車場はないが、玄関等はバリアフリーに対応済みである。

校舎については、本町キャンパスの２フロアともバリアフリー対応済みである。

前橋キャンパス１号館については、多目的トイレやスロープ等の対応は完備しているが、エレベーターの設置が建物の構造上難しく、中長期的な改善が必要なところである。

□（５）教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

□（６）通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

□（７）教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・ 備品を整備している。

＜現状＞

本学では教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意し、学習や資格を取得するうえで必要とされる機器や備品も十分に整理されている。

なお、通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

ただし、図書館に関しては、特に前橋キャンパスにおいては併設大学の医療技術学部の増設により、今後の設備の更なる拡充（資料、学習スペースともに）が必要だといえる。図書館の整備計画についてはラーニングコモンズのような学習に特化したスペースの創設も視野に、計画実現にむけ、改善が必要だと認識している。

□（８）適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

□（９）図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

＜現状＞

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

短期大学部の図書館は、併設大学の図書館（本館：前橋キャンパス）と共有している。

本館の開館時間は 8：30～21：30 である。図書館総面積は 362.97 ㎡であり、この専用スペースに、閲覧席、視聴覚スペース、PC スペース、総合カウンター、書架、雑誌架、新聞架、キャレル、パーテーションなどが設置されている。書架はすべて開架式である。閲覧席数は 88 席であり、AV ブース席（PC 検索用を兼ねる）は 12 席である。

本館の蔵書数は、図書 34,213 冊、雑誌 182 タイトル、視聴覚資料 301 点であり、それぞれ日本十進分類法（NDC：9 版）に基づき、主題別に配架されている。

図書・学術雑誌の整備については、学生および教員からのニーズを集約するため、年１回の購入希望図書調査を実施している。また、各専門図書の充実を図るために、個別のヒアリング調査も随時実施している。

図書館資料は同一の図書館システム（情報館 v7）でデータは管理されており、３キャンパスの資料を共同で利用できる環境を整えている。また OPAC にアクセスすることで、学外からも目的に合わせた複雑な条件検索も可能となっている。

電子資料も充実しており、データベース 6 種、電子ジャーナル 14 種、オンライン百科事典 2 種、オンライン教材 2 種、電子書籍 770 冊が図書館 HP から簡単にアクセスできるよ

うになっている。

また電子資料の利用環境の整備にも力を入れており、図書館 HP 内に設置された「学外アクセス専用ページ」経由で、学外からも充実した学術情報のサービスを受けることが可能となっている。

図書館相互協力（現物貸借・文献複写）についても積極的に取り組んでおり、専門分野以外の幅広い資料を提供するための環境も整えられている。国立情報学研究所が提供する CiNii 以外に群馬県内図書館横断検索にも参加しており、県内の巡回車（毎週木曜日）を利用した相互貸借は特に盛んである。

図書館の職員は、専任職員（司書有資格者）が２人常駐している。職員は群馬県大学図書館協議会および群馬県図書館協会が開催する年２回の研修会に参加することにより、日々情報収集とスキルアップを図り利用者サービスに反映させている。

新入生を対象とした年度始めのオリエンテーション時に図書館利用説明を行うほか、情報リテラシー教育の一環として、全学年を対象に教員からの依頼に応じてレベル別の論文・レポート執筆のための情報検索指導も随時対応している。

以上のように、図書館については電子資料を中心に学術情報が充実しており、適切な規模と内容での図書館運営ができると判断している。また電子資料の利用環境にも力を入れており、学外から利用可能な電子資料を充実させることで、開館時間外の資料提供の強化を図っている。

学生、教員の学習・研究支援にも力を注いでおり、年度始めのオリエンテーション時に図書館利用説明を行うほか、教員からの依頼に応じて、情報リテラシー教育の一環としての論文・レポート執筆のための情報検索指導も随時対応している。また、大学図書館以外にも県内巡回車を利用した公共図書館との連携が盛んであり、幅広い分野に対しても資料提供可能な環境を整えている。繰り返しになるが、職員は年２回の研修会に参加することにより日々の情報収集とスキルアップを図っており、レファレンスサービスの向上に繋げている。さらに、文献取寄せ（現物貸借・文献複写）の迅速な対応にも力を入れており、本学の学術研究と情報リテラシー活動の中核施設として十分役目を果たしていると考えられる。

（10）適切な面積の体育館を有している。

前橋キャンパスはアリーナ（2113 ㎡）と体育館（595 ㎡）があり、併設大学と共用している。主に授業やサークル活動等で使用されている。市が所有するビルの中にある本町キャンパスには体育館等の運動施設がないため、レクリエーション活動や体育的な授業は前橋キャンパスで実施し、無料で送迎バスを運行している。

藤岡キャンパス（藤岡市）には 2215 ㎡の体育館があり、総合的には３キャンパスとも適切な面積で活用できている。

（11）多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜現状＞

現状では３キャンパスとも取得を目指す資格に関する設備を中心に整備がされているが、このような高度にメディアを利用して教室以外の場所で授業を行える施設・設備を整備できておらず、今後の課題であると認識する。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

□（１）固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

＜現状＞

施設設備の維持管理に関する規程としては以下のものが挙げられる。

「学園：固定資産及び物品管理規程」、「学園：消耗品及び貯蔵品管理に関する規程」、「大学：施設管理規程・節電実行計画」、「大学：施設使用要項」、「大学：情報システム運用・利用・管理規程」、「大学：情報システムインシデント及びアクシデント時の行動計画に関する規程」、「大学：情報セキュリティ監査規程」、「大学：情報セキュリティ対策年度講習計画」

以上の規程を財務諸規定に含め整備し、適正に資産や備品等について管理している。

（提出 - 67）

□（２）諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

＜現状＞

上記（１）の規程に加え、「学園：文書取扱規程」、を整備し、「学園：職務権限規程（職務権限一覧表）」により責任体制を明確化し維持管理に努めている。

□（３）火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

＜現状＞

火災・地震対策、防犯対策に関する規程としては、「学園：危機管理規程」「学園：緊急対応マニュアル」を整備している。

□（４）火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

＜現状＞

天変地異を含むリスク、防災、防犯への対応は、３キャンパスそれぞれに、年に２回の消防設備点検、防災訓練等を実施している。

□（５）コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

＜現状＞

サイバーリスクやコンピュータシステムのセキュリティ対策等は、情報セキュリティ対策に当たる教員を配置し、専門的な知識をもとに、適宜訓練も行っている。なお、サイバーリスクに関する保険へは加入済みである。

より具体的にセキュリティ関係の現状を整理すると、以下のようになる。

インターネットと学内 LAN の間には UTM（FortiGate 製）を設置し、LAN への攻撃などの対策を行っている。UTM のファームウェアは係が定期的にアップデートしている。

ウイルス対策として、トレンドマイクロ社の ApexOne を利用し、教職員の PC や学生が利用するコンピューター室の PC にインストールしている。

昨今では、フィッシング詐欺による情報漏洩も多いが、フィッシング詐欺への対策として、前橋警察署と連携し、不定期にフィッシング詐欺風の訓練メールを教職員に送付し、注意を促すようにしている。

また、学内のパソコンには Windows を利用しているが、定期的なアップデートの実施やサポート期限切れのパソコンの入れ替えなどを順次進めている。（windows10 を使用しているパソコンについては、すべて 11 へのアップグレードか入れ替えを令和６年度の５月中に完了している。）LAN のサーバーは Windows　Server を利用しているが、こちらもサポート期限切れのものは入れ替えを行っている。

□（６）省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜現状＞

SDGs を考えた省エネ、省資源、地球環境保全に向けた教職員、学生を巻き込んだ取組が必要となってきている。

「大学：施設使用要項、節電実行計画」の規定による実施は、日常の環境美化活動への取組における分別活動や、電気の節約などの呼びかけ等、学生と教職員の取組として行っている。今後、設備面での改修や、環境保全を意識した施設・設備への投資などが必要と考えているところであり、課題として認識している。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

併設大学の医療技術学部の増設、コロナ禍対応等により、大学で扱う備品などはより高度で組織だった緻密な管理・運営が必要とされてきている。その点を踏まえ、規程、マニュアル等の再点検と周知徹底を行い、運用や施設設備の維持管理面で、より高度なセキュリティ対策をとっていきたいと考えている。

図書館に関しては、社会科学および医療系に関しては、時流に従い充実させてきた電子資料が順調に活用されている。今後は電子資料の利用促進のための更なる学外アクセス用のネットワーク環境の整備が望まれる。また、いずれ予測される今後の書架の狭隘化についても配慮が必要であると思われる。分散型３キャンパス体制の課題の一つともいえるが、現状では図書館に設置される学習や読書スペースの拡充に課題がある。施設の更新の展望を描き、学生の滞在時間が長くなるような、学習に快適なスペースを設置できるよう計画を進める必要がある。また、学習資源センターのような独立した学生のための学習スペースを中心にした施設を欠いている状況でもある。学生が個々に学習をしたり、自由にグループワークをしたりできるような、いわゆるラーニングコモンズの設置が望まれる。

国家資格などの各種資格取得とそれに基づく就職を柱とする教育課程を編成していることからも、財務状況の改善を急ぎながら、こうした施設に予算を回せるような改善計画の立案と実行、そして着実な学習環境の改善と整備を進めていきたい。

情報セキュリティについては、上記のように専門知識をもった教員を配置しているが、今後は高度化する物的資源が増加するのを見越して、人材育成および確保が大切かと思われる。併せて、教職員のリスク対策に関する知識や技術レベルのアップと危機意識の醸成を図ってゆく必要がある。今後の SD 研修などでの課題として検討を加えていきたい。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

特になし

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

□（１）教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な施設設備の向上・充実を図っている。

＜現状＞

教育課程編成・実施の方針に基づき、学生の学習成果の獲得に向けた教育研究活動を展開するため、教務システム(Active Academy Advance)（WEB ポータルサイトと呼称で統一）を導入し、学務教務情報の管理・運用を行っている。また、学生向けの情報発信として、Active Academy Adavance の機能である Web ポータルを導入し、教職員および学生間で「WEB ポータルサイト」と呼称し活用している。

WEB ポータルサイトでは、学生はシラバス確認、履修登録、レポート提出、掲示板への記入、欠席報告などの機能を利用することができる。また、教員はシラバスの登録、履修状況の確認、出欠席の入力、レポートの提示と受け取り、成績登録などの機能などを利用することができる。

授業を行うための機器・備品については、学科からの起案申請を元に、教育課程編成・実施の方針に基づいて導入している。こうした機器や備品については、事務局に学生が申請をすることで自由に使用することができるようになっている（教員が授業で使用する際には不可)。

前橋キャンパスには併設大学と共有し、パソコンが設置してある部屋が二部屋用意されており、計 90 台のパソコンが設置されている。

自習スペースとしては前橋キャンパスには２室設置し、基本的には自由に使用するオープンスペースの形で設置されている。

また、進路指導に関する資料が集められたコーナーや進路相談ができるセンターや部署が備えられ、相談用のスペースで個別の学生支援に対応している。

□（２）情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

＜現状＞

学生用の情報系の設備として PC 室がある。授業を行っていない時間帯では、学生はこの部屋を利用することができる。また、学生が情報にアクセスしやすくするために、キャンパス内に無線 LAN を配備している。

学生に対するトレーニングとしては、「情報処理演習」や「医療情報処理演習」の授業で、パソコンの基本的な利用法（Word や Excel、MOS など）や、情報セキュリティ・情報モラルといった事柄を教育している。また、年度初めなどのオリエンテーションの際に、WEB

ポータルサイトの利用方法や、履修登録の手順などを説明している。
一方、教員向けのトレーニングとして、ウィルスを装ったメールの内容を送る訓練などを、定期的に行っている。また、外部のサービスを利用した動画での FD 研修なども行っている。

□（3）技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
＜現状＞
総務課情報セキュリティ係を中心に、学内の PC の状態を管理し、定期的にアップデートを行ったり、古くなった機器の更新などを行っている。機器の更新については、OS のサポート期限が切れるタイミングで行うことが多い。直近では、2022 年度に Windows 8 のサポート期限切れに伴って、Windows 8 の PC をすべて更新した。また、2023 年度に Windows Server 2012 のサポート期限切れに伴うサーバー更新を行った。また、同年度には補助金を活用して、各教室の古くなったプロジェクターを大型液晶ディスプレイに更新することも行った。

□（4）技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
＜現状＞
各自が利用する PC や、ネットワークのファイアウォールなどの機器は、定期的にアップデートを行っている。また、重要な情報が保存されているサーバーでは、ディスクを RAID 化し、さらにサーバー自体も二重化することで、想定外の障害に対応できるようにしている。
また、教職員の入退職や異動など、人の入れ替わりがあるときを中心に、PC の配置の変更や、OS・アプリケーションの入れ替え、古い PC の延命措置（HDD から SSD への換装など）などを行い、技術的資源を適切に配分し活用している。

□（5）教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
＜現状＞
授業などで PC を利用できるようにするために PC 室を整備している。前橋キャンパスでは 2 室（PC 室と LL 室）ある。前橋キャンパス PC 室は、2020 年に PC の入れ替えを行った。また、前橋キャンパス LL 室は、2025 年の Windows 10 のサポート期限切れに伴って、PC を入れ替える予定である。

□（6）学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
＜現状＞
学生用のネットワークとして、キャンパス内に無線 LAN を配備しており、キャンパスのほぼ全域で無線 LAN を利用することができる。また、各教室には有線 LAN のコンセントを設置しており、授業等の際に、PC を学内 LAN に接続することができるようになっている。
PC 室の各 PC には、一括管理を行うアプリケーション（瞬快）がインストールされており、学生用の PC を教員が一括で操作することもできる。

□（７）教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
＜現状＞
情報セキュリティ係などによって新しい技術の検証や選択を行い、必要なものを適宜導入して授業に利用している。
例えば、新型コロナによって 2020 年度は遠隔授業を行う必要が生じたが、その際に全教員に Zoom のアカウントを発行し、Zoom による遠隔授業を行えるようにした。最初の頃は教員・学生ともに Zoom に不慣れであり、問い合わせも多く発生したが、教務課による使い方の指導や、情報系の教員による問い合わせ対応などで乗り切ることができた。

□（８）コンピュータ室、マルチメディア室、CALL 教室等の特別教室を整備している。
＜現状＞
（５）や（６）のところでも述べたように、PC 室を整備し、また学内どこでも無線 LAN に接続できる環境を整備している。また、図書館にも学生用の PC を設置し、文献検索などに利用できる状態にしている。
ただ、同時に多数の学生が無線 LAN に接続すると、通信速度が低下する場合もあるため、通信回線の増強を検討することが必要である。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞
現在、併設大学含め３キャンパスそれぞれに学内どこでも無線 LAN に接続できる環境を整備しており学生に、WEB ポータルサイトの使用を前提とする教務のシステムが稼働できるようにもなっているが、利用の頻度が上がっていることもあり通信回線の増強には課題があると判断する。また、PC 室の機器の更新を随時行っているが、これに限らず短期大学の施設設備を導入した時期から備え付けられている設備等の中には長期間アップグレードなどが行われていないものがある。今後、機器や備品などの管理や更新を定期的に点検しながら行っていくシステムづくりが求められる。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞
特になし

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

＜根拠資料＞
提出資料
43　資金収支の状況（平成 30 年度～令和４年度）
44　資金収支の状況（令和元年度～令和５年度）
45　令和３年度　資金収支計算書・資金収支内訳表
46　令和４年度　資金収支計算書・資金収支内訳表
47　令和５年度　資金収支計算書・資金収支内訳表
48　事業活動収支の状況（平成 30 年度～令和４年度）

49　事業活動収支の状況（令和元年度～令和５年度）
50　令和３年度　活動区分資金収支計算書
51　令和４年度　活動区分資金収支計算書
52　令和５年度　活動区分資金収支計算書
53　事業活動収支計算関係比率（平成 30 年度～令和４年度）
54　事業活動収支計算関係比率（令和元年度～令和５年度）
55　令和３年度　事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
56　令和４年度　事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
57　令和５年度　事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
58　貸借対照表関係比率（平成 30 年度～令和４年度）
59　貸借対照表関係比率（令和元年度～令和５年度）
60　令和３年度　賃借対照表
61　令和４年度　賃借対照表
62　令和５年度　賃借対照表
67　A-17　資産運用規程
67　A-15　経理規程
2　学生生活 HAND BOOK　2023
25　令和５年度　シラバス集

備付資料
125　学校法人　昌賢学園　群馬医療福祉大学・短期大学部　中長期計画
121　「公式ホームページ財務状況　財務比率グラフ」
　　https://www. shoken-gakuen. jp/university/about/disclosure/finance. html
131　令和５年度　センター・委員会活動報告書
132　令和５年度　センター・委員会活動計画書
95　「公式ホームページ：専任教員一覧」 https://www. shoken-gakuen. jp/university/staff/）

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

□（１）計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
＜現状＞
財務運営状況は毎年の決算後に、過去５年分の各推移表を作成・把握し情報公開している。基本的に財的資源は適切に管理されているが、以下認証評価基準の観点別に簡潔に評価報告をした上で、全体的な課題等についてまとめて報告をする。
また、財的資源については、学園全体で管理しているため、併設大学の自己点検・評価報告書を援用している。
（提出―43）（提出―44）（提出―45）（提出―46）（提出―47）（提出－48）（提出－49）（提出－50）（提出－51）（提出－52）（提出―53）（提出―54）（提出―55）（提出―56）（提出―57）（提出－58）（提出－59）（提出－60）（提出－61）（提出－62）

① 資金収支及び事業活動収支は、過去３年間にわたり均衡している。

資金収支は過去３年間均衡しているが、事業活動収支は令和３年度に併設大学に新学部が開設されたので均衡していない。設置経費財源は全額自己資本による調達のため、開設年度の前年度と開設年度の収支差額が大きく、マイナスとなっている。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

事業計画書および中長期計画に基づき、平成 30 年度から併設大学新学部完成年度（令和６年度）までの決算予算推移表にて把握し、実践している。

（備付－125）

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

前述の新学部が令和３年度開設のため、特定資産、固定資産比率の構成が入れ替わり、繰越収支差額がマイナスになった他は平均して推移しているものと思われる。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

各部門に毎資産負債を管理し、各部門の試算表が作成されている。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

基本金未組入額は当年度決算時未払い額のみで、４号基本金とも全額組み入れており、翌年度繰越支払い資金も十分確保している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

要退職給与引当額は毎年度積み立て済みである。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

資産運用規程通り運用しており、適切に資産は運用されている。

（提出－67 A-17）

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

教育研究経費は毎年度 20%を超えている。

（備付－121）

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

併設大学新学部開設年度も含め、例年図書蔵書並びに図書費支出を十分に執行し、学習資源として配分している。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

中間監査・決算監査時において会計管理指導を受けており、公認会計士による監査意見に対して適切に対応している。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

寄付金・学校債については本学において実施されていないため該当がない。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

各部門においては鋭意入学者の確保に努力を重ねているものの、入学・収容定員充足の差が大きいことに課題があると認識している。また、令和３年度に併設大学に新学部が開設されたことから、学生生徒等納付金比率が低下推移しているので、経常収支はマイナスとなっている。

この状況に対する現状の対応策等については、冒頭の「自己点検・評価の基礎資料」-（５）「課題等に対する向上・充実の状況」に記載をした。

⑬　収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

今年度は併設大学の医療技術学部が完成年度を迎えるが、学生収容定員充足率は部門毎に差がある現状に変わりがない。このような状況ではあるが、設置経費他経常資金も外部借入金に依存することのない財務基盤を継続しているため、収容定員充足率に相応した財務体質を維持しているといえる。

□（２）財的資源を毎年度適切に管理している。

＜現状＞

本学の財的資源については、毎年度適切に管理しているといえる。以下認証評価基準における点検の観点に基づき、簡潔に報告をする。

①　学校法人及び短期大学部は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

中長期計画の第Ⅰ期分としてまとめたものは、平成 25（2013）年４月から平成 30（2018）年３月迄の５年間を対象にしたものである。その後、第Ⅱ期分の中長期計画を令和元（2019）年４月から令和５（2024）年３月迄の５年間を対象に策定している。

中長期計画の決定にあたっては、各事務局の長が集まる部課長会議や学部長なども参加する大学改革推進センター会議にて素案が協議され、評議員会・理事会にて説明された上で意見集約がなされ、実行に移されている。

毎年、計画的に単年度の事業計画を策定し予算を決定しているが、その都度中長期計画とも照らし合わせ、変更点があれば解説をしている。例えば、令和３（2021）年度迄の実施状況をチェックし、令和４（2022）年５月の評議員会・理事会で説明し承認を得る等、適切な時期に決定を行っている。

単年度の予算については概ね以下のような流れで決定されている。毎年２月もしくは３月に開催する評議員会・理事会に合わせ、中長期計画に基づき学内各部局によって単年度事業計画が策定される。その後、内部監査室、IR 室と財務担当の総務部経理係及び財務担当理事に提出される。その計画は、提出された部局ごとに関連項目について確認がなされ、特別な報告事項があれば纏められたうえで、単年度計画全般について内部監査室によるチェックを受ける。こうしてできた予算案が評議員会・理事会で報告され、承認の手続きを経て、毎年６月末迄にホームページ上で情報公開もされる流れになっている。

（備付－125）

②　決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

事業計画と予算については、評議員会、理事会で協議し承認を得た後、総務課を通して６月末までにホームページ上で公開アップしている。

③　年度予算を適正に執行している。

年度内予算について、各時期に補正予算を協議して評議員会、理事会で承認を得て執行している。

④　日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

「学校法人昌賢学園　経理規程」に基づいて適切かつ円滑に遂行されている。なお決済の責任者の大まかな役割分担としては、一般物件費 50 万円以上、交際費 10 万円以上、動産の取得 50 万円以上、動産・不動産の除却 100 万円以上、用度品の調達管理 50 万円以

上については、理事長を決裁権限者し、各項目金額未満については、総務部長を決裁権限者としている。

（提出 - 67　A－15）

⑤　資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

資産は個別減価償却台帳にて管理し、資金は全て安全な銀行預金にて預金出納帳で管理している。決算期末には全て銀行残高証明にて照合監査が行われている。

⑥　月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

毎月「月次試算表」を作成し、理事長あてに起案稟議書形式で報告している。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

［注意］私立大学の場合

基準Ⅲ-D-2 について

(a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は備付資料とする。

(b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

□（１）短期大学の将来像が明確になっている。

＜現状＞

「学生生活 HAND BOOK」（p.2-3）においては、理事長・学長より「至良知の精神で、医療・福祉・教育に広く携わる人材へ」という学生へのメッセージがあり、建学の精神・教育理念・教育目標の簡潔な解説が掲載されている。そして、「宣言」として、次のように書かれている。「本学教職員並びに本学学生は、建学の精神、教育理念、教育目標を深く理解し、日々尽力して学業に励み、世の中の光となる人材を創出する医療・福祉・教育の殿堂を築くことを目指す。」

上記のように、地域の灯台ともいえる「医療・福祉・教育の殿堂」という短期大学像が明確に示されているが、これは創設以来一貫して変わることのないものであり、未来も一層の努力の下で、より地域に貢献できる大学を目指していく。

今後は、こうした短期大学の目指すべき将来像を時代に合わせて具体的に描いていくことも必要だと認識しており、５年程度の区切りで具体的な課題と事業計画の方針を示した中長期計画とは別に、短期大学としての総合的なビジョンをまとめていきたい。

（提出 - 2　pp.2-3）（備付 - 125）

□（２）短期大学部の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

＜現状＞

現在の短期大学組織の基礎となるのは、平成元(1989)年の群馬社会福祉専門学校介護福祉学科の開設に始まるもので、群馬県で最も長い伝統を誇る。専門学校開校以来、時代の要請

に応え、医療福祉従事者の育成に努めてきた。

これまで多数の卒業生が特に医療や福祉の分野で巣立ち、現場の第一線で活躍している。このことにより、卒業生ネットワークを活用した見学実習や現場実習、また現場の方を招いての授業や講習・講演等のプログラムが多く実施されている。

（提出 - 25　基礎演習、総合演習）

また、卒業者の就職実績においても毎年 100%を達成しており、この高い就職率が受験者にとって学校選びの候補にあげられやすい。

本学では、IR 室を中心に各種データをもとに客観的な環境分析を行っている。教育内容においては、併設大学ではあるが、私立大学等改革総合支援事業・タイプ１「Society5.0 の実現に向けた特色ある教育の展開」に令和元年度、令和２年度、令和３年度と３年連続で採択された。本学が教育方法の改善や教育の質向上に向けた特色ある教育を展開していること、IR 情報を活用した教学マネジメントの取組を行っていること、入学者選抜体制の充実強化や高等学校教育と大学教育の連携強化を行っていること、卒業生の状況調査を行いその調査結果を教育活動の改善に反映させていること等が文部科学省に評価された結果である。

また私立大学等改革総合支援事業・タイプ３「地域社会への貢献（地域連携型）」においても令和元年度、令和２年度、令和３年度と３年連続で採択されている。地方自治体や地域社会と包括連携協定を結び、意見聴取・交換の場を設置していること、地域と連携した教育課程の編成や地域課題解決に向けた研究の推進など、地域の経済、社会、雇用、文化の発展に寄与する取組を支援する事業として評価されている。

これらの内容は、併設大学にて申請し採択されているものであるが、取り組みは短期大学も同様である。

多数の資格取得と就職に対する強み、また地域とのつながりが本学の教育課程の柱であり、強みとなっているのは間違いない。近年はこうした大学の強みの中に点在する課題について、上記のように地道な調査や分析などを通して向きあう体制が確立されつつあり。

こうした中、やはり課題とも弱みともいえるのが、定員割れの状態であり、毎年全学を挙げて、改善に向けた努力が地道に行われている。今後もこうした改善への取り組みを怠らず教育の質の向上を目指し、地域に根ざした人材育成と、地域に貢献する大学であり続けることが、本学への信頼と期待をさらに増すことになると考える。

□（３） 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

＜現状＞

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

学生募集や学納金計画は中長期計画の中で大枠を示している。学生募集については同計画「２　教育に関する目標を達成するための措置：（４）学生の確保」部分で触れている。具体的な対策は入試広報センターを中心に、毎年センターとしての「事業計画」を策定し、目標の達成に努力を継続している。計画の達成の度合いは年度末に作成する「報告書」にまとめている。

学納金計画については、中長期計画の「７　財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置」で触れている。「学部資金の獲得」、「経費の効率化」、「資産の運用管理の改善」などについて整理されているが、短期大学施設・設備の老朽化やバリアフリー化に伴

い、課題も多く出ており、安定した学生募集状況の実現にさらに努力をし、前向きな学納金の計画が立てられるよう、全学的に取り組んでいきたい。
（備付－125）（備付－131）（備付－132）
② 人事計画が適切である。
人事計画については中長期計画の中で大枠を示している。同計画「２　教育に関する目標を達成するための措置：（３）教育の実施体制の充実」部分で触れている。
適切な教員配置については、学科長を中心に毎年検討がなされ、実務経験者の登用などが実現できている。「ウ　若手の積極的採用」については、ここ近年で専任教員の年齢バランスが図られている。ただし、専門の資格を有する優秀な教員を採用することは簡単ではなく、専門科目のカリキュラムを担当する教員の退職に伴う採用は、年度内に退職の意向が出た後、急遽対応することが多いのが現実である。今後、教員の人事面については、教育課程編成の方針に基づき、教員の希望や動向を面談などで把握しながら、より介在をしていく形を目指したい。
また、職員の採用についても、専門的な知識の保有者や意欲の高い職員を採用できるよう、計画的な採用を進めていきたい。
（備付－125）
③　施設設備の将来計画が明瞭である。
施設設備等の教育環境は、中長期計画の中で大枠を示している。同計画「２　教育に関する目標を達成するための措置：（３）教育の実施体制の充実：③教育環境」の部分で触れている。
施設設備の更新などの将来計画は、併設大学含む各キャンパスで対応が分かれている。例えば、本町キャンパスは専門学校時代を含めると 14 年が経過し、空調設備等の部品対応があと５年弱となりその後は大幅な入れ替え作業が予想される。藤岡キャンパスも開校後 12 年が経過し、改築でほぼ全体を新しくしたが、旧藤岡女子高校当時から使用している体育館などの施設設備が大幅修繕の時期が近いと判断している。また、自学自習施設・設備としていわゆる「ラーニングコモンズ」の充実なども課題であるが、資金面で大きな予算編成が必要なことも多くあり、本学の課題の一つだととらえている。今後、より具体的な将来計画を描いていきたい。
④　外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
外部資金の獲得については、科研費助成事業の申請に関する研修会を強化し申請件数を増加させていく。私立大学等改革総合支援事業・タイプ１「Society5.0 の実現に向けた特色ある教育の展開」に令和元年度、令和２年度、令和３年度と３年連続で採択され、補助金の獲得に寄与している。これについては、併設大学の実績となるため、短期大学としても獲得することが一つの課題となる。
今後は同様の推進策と同窓会等の関係団体からの寄付金を推進すべく、税法上の優遇策を取り入れて行くための申請を行いたい。

□（４）短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
＜現状＞

短期大学の定員管理状況を見ると、過去の３年間（令和３～５年）の定員充足率低く、充足していない状況が続いている。。

定員管理上で問題となる状況が続いているため、、収支バランス、教育の質の確保等を考慮し、定員を充たす人数の入学者の確保が必須といえる。

内部留保資金の大幅な減少傾向も懸念されることから、学園全体での経営健全化の計画を急ぐ予定である。

□（５）学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

＜現状＞

決算後財務運営状況は過去５年分の各推移表を作成、把握し情報公開をすることで、学内における意識の共有を図っている。また、大学改革推進センター会議や評議員会等において、内部監査室長から現状の収支バランスの問題点の説明を行うことによっても、情報の公開と危機意識の共有を促進できている。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

短期大学開設から時間が経過する中で、施設設備の更新が課題の一つであり、また、ラーニングコモンズなどの学習施設などの増設などにも課題があると認識している。大学改革推進センター会議では、市と連携する形で設置をしてきた現在の分散型キャンパスのあり方についても検討がなされているが、キャンパス整備は高額な予算が必要なため、学生募集の状況改善とセットとして、今後解決すべき課題として捉えている。

また、人事面で教職員の採用も含め、短期大学の将来を担う若手の計画的採用が行える制度作りを進めたい。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況

特になし

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

財務状況として、併設大学にて令和３（2021）年に医療技術学部を新設するため令和（2020）年から設備面の新設取得が進み支出超過となり、その後支出超過が継続している。

短期大学部については、10 年前の平成 26（2014）年から２年続けて赤字状態となり平成 27（2015）年度から新コースとなる医療事務・秘書コースを日本医師会の協力で設置し改善を試みたが介護・福祉系コースの進学希望者の減少に歯止めがかからない状態であった。このことから、人的資源、物的資源、技術的資源をはじめとするその他の教育的資源、財的資源のいずれについても、運用を効率化する。また、学科の教育課程再編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得するために必要な教員組織の構成についても再検討する。

教職員の業務管理については、規程の見直し等による整備を進めるとともに、人材育成へとつながる FD・SD 活動との連携を図る。 技術的資源については、学生のニーズを踏まえ

IT 関連の進歩や障害者への対応を考慮し、施設設備の整備を検討する。

財的資源については、中長期計画における財務計画の実効性を高めるため、学内の体制整備を実施するとともに、本学の厳しい財政状況に対応して、人件費削減を視野に入れた経費削減策や新たな収入増強策等により財的資源の維持・確保を図っていく。

様式 8－基準Ⅳ

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞

提出資料

2　学生生活 HAND BOOK　2023

65　寄附行為

66　令和 3 年度～令和 5 年度　理事会議事録

71　令和 3 年度　評議会議事録

72　令和 4 年度　評議会議事録

73　令和 5 年度　評議会議事録

備付資料

123　学長教員個人調書［様式 24］（令和 6 年 5 月 1 日現在）

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

□（1）理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

＜現状＞

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

本学理事長は二松学舎大学大学院文学研究科中国哲学専攻博士課程を修了しており、昭和 46 年には昌賢学園理事長に就任している。本学園寄附行為第 12 条に定められている理事長の業務を総理し、法令等に規定されている職務を行い、本法人内部の事務を総括し、法人代表として業務にあたっている。

理事長就任後、平成元（1989）年に群馬社会福祉専門学校（校長就任）を設立し、平成 7（1995）年には群馬社会福祉短期大学（学長就任）、平成 14（2002）年に群馬社会福祉大学（学長就任、現、群馬医療福祉大学）を開学し、本学の建学の精神、教育理念を基に医療・

福祉・教育人材の育成に携わり現在に至っている。

理事長は学長を兼務し、入学式の式辞や本学の公式ホームページ、学校案内等において、本学の建学の精神である「仁」などについて表明している。また保護者や高等学校教員、地域関係者等、重要なステークホルダーに対しても、行事などの際に直接建学の精神に基づいた教育理念及び教育目標について披露している。

毎年入学してくる新入生に対しては、１年次に配布される「学生生活 HAND BOOK」において、わかりやすく建学の精神、教育理念、教育目標が図とともに明記されている。（提出 - 2)。入学後も理事長・学長自らが受け持つ授業はもちろん、学長講話やオリエンテーションや行事におけるあいさつ・指導時など、常に全学生・全教職員に対してリーダーシップを発揮し、大学のあるべき姿を絶やすことなく示し続けている。

以上の通り理事長は建学の精神及び教育理念、教育目標を理解し、学園の発展に寄与をし続けている。

また、理事長は理事会を招集する立場であることが寄附行為第 16 条第３項で定められており、本学園の代表としてその業務を総理している。理事長は、大学学長としても教学に関する事項を掌握し、常任の理事として大学の管理運営に当たっており、教職員を総括している。

学園の理事会は、「学校法人昌賢学園　理事会運営規則（平成 10（1998）年 12 月 19 日施行、平成 28（2016）年９月１日一部改定)」に則り、年２回（３月、５月）を定例理事会として、必要に応じて４回以上は臨時的に開催している。(1）予算・決算、(2)長期借入金の状況、(3）基本財産の取得や処分、(4）事業計画、(5）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄、(6）合併や解散、(7）寄附金募集、(8）学部や学科の増設、(9）学費の改定、(10)学則変更他について法人における重要な事項を審議している。

理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。また、毎会計年度終了後の２か月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た後に「財産目録、貸借対照表、収支決算書、等」を評議員会に報告し、同席している監事から指摘意見を受け、そのうえで評議員から意見を聴取している。

以上のように、本学においては、大学設置法人の長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

（備付 - 123）（提出 - 65）（提出 - 66）（提出 - 71）（提出 - 72）（提出 - 73）

□（２）理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

＜現状＞

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会は、学校運営に関する最終意思決定権を有するとともに全ての責任を負う組織機関としての共有認識で運営されている。理事は８名で、その内に外部から学識経験者３名、さらに大学、短期大学、専門学校から選出され、偏りなく寄附行為に基づき選出されている。

理事会は理事長が招集し議長を務めており、その招集は、寄附行為第 16 条３項の規程にあるとおり、理事長が１か月程度前に理事及び監事に文章で招集依頼をし、その時点の準備資料も同封している。その後、理事や監事から議事内容について問い合わせがある場合には、内部監査室や総務部から事前の追加説明も行っている。

理事会での議論に資するため、短期大学の必要な情報については「IR 室」「内部監査室」「総務課」などが必要に応じて大学運営における様々な情報を集約し、理事会に提示している。

また理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、短期大学運営に必要な規程等の整備を指示するとともに、寄附行為や学則等の改正について理事会で審議し、適切な運営が出来るように機能している。

なお、理事会は、「学校法人昌賢学園　寄附行為」、「学校法人昌賢学園　役員の選任等に関する規則」、「学校法人昌賢学園　理事会運営規程」など、学校法人運営及び大学・大学院、短期大学部の運営に必要な規程を整備している。

以上のように、大学設置法人の長は、法令等の規程に基づいて諸会議を開催し、適切に運営している。

□（３）理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

＜現状＞

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の条文に基づいて定めた「学校法人昌賢学園寄附行為」「学校法人昌賢学園　役員の選任等に関する規則」により選任されている。

本学の理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有しているものを専任している。寄附行為第 10 条の「役員の解任及び退任」の規定は、学校教育法第９条（校長及び教員の欠格事由）の規定に抵触しないよう、理事就任時にこれらに該当しないことを誓約書に記載するとともに理事本人も深く認識した上で文科省に届け出ており、法令及び寄附行為に基づき、理事は適切に構成されている。

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

・特になし

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

・[区分 基準Ⅰ-C-1] 部分全般を通して、全専任教職員で教育の質保証を図る査定の仕組みが機能していることを述べたが、大学設置法人の長のリーダーシップの下でこれらが健全に機能していることから、「内部質保証ルーブリック 項目４－Level Ⅳ」を充足しているもの

と判断する。

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

＜根拠資料＞
提出書類
68　令和３年度　教授会・教員会会議録
69　令和４年度　教授会・教員会会議録
70　令和５年度　教授会・教員会会議録
67　D-5　学長規程
67　D-6　教授会規程
67　D-6.1　教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

□（1）学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
＜現状＞
① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

本学学長は理事長を兼務しており、そのリーダーシップについては［基準Ⅳ‐A‐1］観点の（1）部分でも述べた通り、大学・大学院・短期大学部の運営の全般にわたって発揮されている。

具体的には、教学運営の全般的な司令塔ともいえる大学改革推進センター長を学長が兼務し、本学の三つの方針や大学・大学院・短期大学の教学面に関する諸問題全般について意見を述べるとともに、改善の指示を出し、教授会を招集・開催し、FD・SD 研修案の提言なども行うなど、短期大学の運営全般に常に関りながら、リーダーとして指揮を執り続けている。

また、学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定め、短期大学学則第 38 条の規程にある通り、必要がある場合は懲戒を行っている。

学長はまた職務として校務をつかさどり、所属職員を統督している。毎月 1 回の事務長・部課長会議資料に目を通し、各キャンパス事務長へ事務組織及び職員の事務分掌等の職務内容に指示をし、個別に対応が必要な場合は、各部課長へ別途指示をするなど、積極的に関与をしている。

なお、学長の選考は「大学学長に関する規程」により理事会にて選任される。

以上のように、学長は規程に基づき教学運営の職務遂行に努め、大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

（提出‐68）（提出‐69）（提出‐70）（提出－67　D-5）

□（２）学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

＜現状＞

① 教授会を審議機関として適切に運営している。
② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
⑤ 教授会の議事録を整備している。
⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

［基準Ⅰ‐B-１］観点の（３）部分で述べた通り、本学では「学則」第８条にある教授会を開催し、学長は教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

「学則」第９条にある通り、教授会は学長及び教授をもって組織されるが、「学長が必要であると認めた場合には、構成員以外の者にも出席を求めることができる。」とある通り、本学では教授会に、すべての専任教員と部課長なども出席をし、教職員から広く意見を聴く場としている。

学長は教授会を学則等の規定に基づいて開催し、大学・大学院及び短期大学部の教育研究上の審議機関として適切に運営している。また、「学則」第 10 条に定められている通り、短期大学の教授会は併設の群馬医療福祉大学の教授会と合同で行われている。

「学則」第９条の３には、学長が教授会の意見を聴取したうえで決定する事項として、（１）学生の入学、卒業及び課程の修了、（２）学位の授与、が定められている。また、（３）として、「前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。」と定められており、「教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項に関する規程」において、以下の事項については、その決定に当たり、教授会の意見を聴取することとなっている。

「１．学生の入学に関すること、２．卒業認定に関すること、３．学位の授与に関すること、４．教育課程の編成に関すること、５．学生の懲戒に関すること、６．教職員の資格審査に関すること、７．学則その他関係規程の制定・改廃について、８．施設の新設・改廃について、９．学生の退学・休学・復学・転学・編入学・科目等履修生及び聴講生について、10．大学の行事に関すること、11．その他の教育研究に関する重要なる事項」

学長は、上記の項目などについて教授会の審議を経たうえで種々の判断をし、決定を行っている。それらは教授会の議事録に記録され、次の教授会までの間に資料として全教職員にメール配信されるというサイクルができている。

なお、教授会の議事録は総務課から指名された議事録作成者が作成し、議事録署名人２名（原則大学を含めた教授）及び議長に内容を確認したうえで、総務課にて保存・整備している。

教授会では、学習成果に関する情報が IR 室などから随時報告され、学部及び学年会議で出た情報なども定期的に報告される。このように、教授会においては学習や学生生活の状況の報告・確認がなされることで、指導の改善の方針を検討する機会ともなっている。

学長はこれらの課題を把握しながら、FD・SD 活動において改善に向けた取り組みを行うように指示を出している。このように、学長は、教授会での審議や報告をもとに重要な意思決定を行っている。

また学長は、短期大学改革を議論したり改革案を決定したりするための情報を収集する場として「大学改革推進センター」を組織し、センター長として各委員会や組織体での改善・改革案について上申を受けている。「大学改革推進センター」で協議した内容については、教授会にも報告をされている。また、短期大学運営に関する事や法令で決議の必要な事項については、評議員会や理事会決議にて決裁承認後に学長が最終決定し実行指示をしている。以上のように、学長は教授会を学則等の規定に基づいて開催し、その他の審議機関も含め、大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

（提出 - 67　D-6）（提出 - 67　D-6. 1）

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

特になし。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

学長は本学の創設者でもあり、建学の当初より理事長を兼務している。学長は、短期大学の運営はもちろん教学面でも、あらゆる事項にわたって、教授会、各委員会、事務局等の意見を真摯に聞きながら、必要に応じて関係者を招集し議論を重ね、教育の質保証について精力的に取り組んでいる。

定期的な意見聴取の機会に限らず、必要に応じて積極的に学科の教員、委員会、各課等から現状や様々な課題について問いかけながら情報を収集し、秘書室や大学改革推進センター会議などに議題提案をしている。こうした学長主導の案件が、教授会でも審議され、学生や教職員にとって、よりよい短期大学の環境が実現するよう、日々取り組んでいる。

以上のことから、「大学設置法人の長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している」という、「内部質保証ルーブリック 項目４－Level Ⅳ」を充足しているものと判断する。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

＜根拠資料＞

提出書類
66　令和 3 年度～令和 5 年度　理事会議事録
71　令和 3 年度　評議会議事録
72　令和 4 年度　評議会議事録
73　令和 5 年度　評議会議事録
備付資料
142　令和 3 年度～令和 5 年度　内部監査室　業務実績一覧
143　「公式ホームページ：基本情報公開「令和４年度　監査報告書」https://www. shoken-gakuen. jp/pdf/zaimu/r4/kansahoukokusyo. pdf)
144　「公式ホームページ：寄付行為、財務、役員報酬等支給の基準、事業計画、事業報告、ガバナンス・コード」https://www. shoken-gakuen. jp/university/about/disclosure/fprg-c. html

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。］

□（１）監事は、学校法人の業務及び財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
＜現状＞
監事の選任については、「学校法人昌賢学園寄附行為」第７条及び「学校法人昌賢学園役員の選任等に関する規則」第３条（3）において定められている。すなわち、「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員の同意を得て、理事長が選任する。」というものである。
監事は、寄附行為第 15 条（監事の職務）に定められた監査に関する職務を遂行している。すなわち、業務の監査、財産の状況の監査（会計監査）、理事の業務執行の状況の監査（業務監査）等である。監事は規定に基づき、本学の内部監査室や総務課とも連携をしながら情報を共有し、適宜監査を行っている。

□（２）監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、関係会議で意見を述べている。
＜現状＞
監事は、常に評議員会や理事会に出席して意見を述べている。
（提出 - 66）（提出 - 71）（提出 - 72）（提出 - 73）

□（３）監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後２月以内に理事会及び評議員会に提出している。
＜現状＞
監事は、毎会計年度の監査報告書を公認会計士と連携して作成し、評議員会や理事会へ当該会計年度終了後２月以内に提出している。監査報告書は毎年度公式ホームページ上の「基

本情報公開」にて公表し、学内外問わず閲覧することができる状態となっている。
（備付‐142）（備付‐143）

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会等は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

□（１）評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。
□（２）評議員会は、私立学校法の評議員会の規程に従い、運営している。
＜現状＞
本学の理事の定数は８人、評議員会の定数は 19 人となっており、評議員会の定数は理事の定数の２倍を上回っており、法令に基づき運営されている。
その他の法令、私立学校法 41 条・42 条・43 条・44 条の規定に基づき定めた寄附行為第 19 条（評議員会）、第 20 条（議事録）、第 21 条（諮問事項）、第 22 条（評議員会の意見具申等）、第 23 条（評議員の選任）などに基づき、適切に運営されている。
（提出‐71）（提出‐72）（提出‐73）

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

□（１）学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
□（２）私立学校法に定められた情報を公表・公開している。
＜現状＞
本学は、学校教育法施行規則第 172 条の２の規定に基づく「教育情報」及び私立学校法第 63 条の２の規定に基づく「財務情報」について、ホームページにおいて公表・公開している。
（備付‐144）
また、令和２（2020）年に中央教育審議会大学分科会より示された教学マネジメントの指針では、「大学は学修成果・教育成果の把握・可視化の観点からは、一人一人の学生が自らの学びの成果として身に付けた資質・能力を自覚できるようにすることが重要である。このため、「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を可視化されたエビデンスとともに自ら説明できるようにする必要がある。また、大学が、学位プログラムを通じて同方針に定める資質・能力を備えた学生を育成できているかを、エビデンスとともに説明できるようにする必要がある。」と示されている。
この指針を踏まえ、本学では IR 室が情報を積極的に収集し、学生の成長実感、満足度、GPA 経年比較、学生の学習時間、就職先・卒業生からの評価、新入生調査、高等学校からの評価などの情報を、公式ホームページ上で積極的に公開している。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞
令和７年４月１日施行の私立学校法の改定に伴う寄附行為の大幅改定を見越し、評議員会がその機能を十分発揮し、責任を果たすようガバナンス体制の充実を図る。

財務情報について、各事業所単位の状況がよりわかりやすく理解されるようにしたい。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

特になし

＜基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

短期大学が前回の認証評価を一般財団法人大学・短期大学基準協会（当時は「短期大学基準協会」）に受けた際「早急に改善を要すると判断される事項」として指摘を受けたのは以下の二点である。

○「評価の過程で、監事が出席していない評議員会が複数回開催され、学校法人の業務及び財産の状況について適切に把握した監査業務が行われていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、より一層ガバナンス機能が適切に発揮されるよう学校法人運営に取り組まれたい。」

これに関しては、学内に新たに内部監査室を立ち上げ迅速に対応した結果、改善が見られたという評価となった。

○「評価の過程で、学校教育法施行規則の規定に基づく教育研究活動等の状況についての情報の公表について、「教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること」の公表が不十分であるという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動を充実し、適切な学校法人運営に取り組まれたい。」

これに関しても迅速に対応し、その後公式ホームページ上の「基本情報公開」ですべての専任教員の情報などを公表・公開する体制を作り、現在も随時更新ができていることで、改善が見られたという評価を得られている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

特になし

群馬医療福祉大学短期大学部　自己点検・評価報告書

（令和１年度～令和５年度）

発行日　　令和６年６月 27 日

編　集　　群馬医療福祉大学・同短期大学部

認証評価統括準備室

自己点検・評価・コンプライアンス委員会

［様式 9］提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1. 公式ホームページ：「学長あいさつ・理念」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/message.html 2. 学生生活 HAND BOOK 2023（p.2-3）
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	3. 群馬医療福祉大学短期大学部学則 4. 群馬医療福祉大学短期大学部学則 別表 1
教育目的・目標についての印刷物等	5. 公式ホームページ：「大学の教育研究上の目的に関すること」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec01 6. 公式ホームページ：「大学の特色」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/faculty/feature/feature01.html
学習成果を示した印刷物等	7. 大学改革・教育の質保証に関する成果報告 8. ファクトブック 2024 内部質保証に向けて点検・改善資料：入学から就職までの可視化データ 9. 令和５年度 アンケート調査報告書「卒業時調査」 10. 令和５年度 アンケート調査報告書「卒業生調査」 11. 公式ホームページ:「退学者数及び退学者率・除籍者数及び除籍者率」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec06 12. 公式ホームページ：「学位記授与数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況、国家試験の状況」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec07
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	13. 群馬医療福祉大学・同短期大学部 自己点検・評価・コンプライアンス委員会 規程 14. 学校法人 昌賢学園 内部監査室規程 15. 令和５年度前期成績評価について（依頼）
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・	16. 公式ホームページ：「卒業認定に関する方針（ディプロマポリシー）」

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
学位授与の方針に関する印刷物等	https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec04 17. 「全学ディプロマ・ポリシー」（３つのポリシー冒頭） 18. ３つのポリシー　見直し　改訂について
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	19. 公式ホームページ：「教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラムポリシー）」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec04 20. 「全学カリキュラム・ポリシー」（３つのポリシーより抜き刷り） 21. カリキュラム・マップ　https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec09 22. 短期大学部　医療福祉学科　カリキュラム・ポリシー https://www.shoken-gakuen.jp/university/admission/policy_curriculum.html
入学者受入れの方針に関する印刷物等	23. 公式ホームページ：「入学者に関する受入方針（アドミッションポリシー）」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec04 24. 「全学アドミッション・ポリシー」（３つのポリシーより抜き刷り）
シラバス ■ 令和５（2023）年度 ■ 紙媒体又は電子データ（PDF）で提出	25. 令和５年度　シラバス集（電子データ） 26. シラバス作成要領
学年暦 ■ 令和５（2023）年度	27. 令和５年度　学年歴
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	2.学生生活 HAND BOOK　2023 28. 「学習なんでも相談ポスター」

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
短期大学案内 ■ 令和 5（2023）年度入学者用及び令和 6（2024）年度入学者用の 2 年分	29. GUIDEBOOK　2023 30. GUIDEBOOK　2024 31. 令和５年度　群馬県の公共職業訓練 32. 令和６年度　群馬県の公共職業訓練
募集要項・入学願書 ■ 令和 5（2023）年度入学者用及び令和 6（2024）年度入学者用の 2 年分	33. 令和５（2023）年度　学生募集要項 34. 令和５（2023）年度　学生募集要項　留学生選抜 35. 令和５（2023）年度　群馬医療福祉大学短期大学部医療福祉学科募集要項 36. 令和６（2024）年度　学生募集要項 37. 令和６（2024）年度　学生募集要項　留学生選抜 38. 令和６（2024）年度　群馬医療福祉大学短期大学部医療福祉学科募集要項
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要（過去 3 年間）」 「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」［書式 1］、「事業活動	39. 令和３年度～令和５年度　活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」［書式 1］ 40. 令和３年度～令和５年度「事業活動収支計算書の概要」［書式 2］ 41. 令和３年度～令和５年度「貸借対照表の概要（学校法人全体）」［書式 3］ 42. 令和３年度～令和５年度「財務状況調べ」［書式 4］

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
収支計算書の概要」[書式2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」［書式3］、「財務状況調べ」[書式4] ■ 本協会にのみ電子データ（Excel ファイル）も提出	
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）計算書類（決算書）の該当部分	43. 資金収支の状況（平成30年度～令和4年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r4/zaimu_shikinsyushijyoukyou.pdf 44. 資金収支の状況（令和元年度～令和5年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r5/zaimu_shikinsyushijyoukyou.pdf 45. 令和3年度　資金収支計算書・資金収支内訳表 46. 令和4年度　資金収支計算書・資金収支内訳表 47. 令和5年度　資金収支計算書・資金収支内
活動区分資金収支計算	48. 事業活動収支の状況（平成30年度～令和4年度） https://www.shoken-

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
書 ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）計算書類（決算書）の該当部分	gakuen.jp/pdf/zaimu/r4/zaimu_jigyoukatudousyushijyoukyou.pdf 49. 事業活動収支の状況（令和元年度～令和５年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r5/zaimu_jigyoukatudousyushijyoukyou.pdf 50. 令和３年度　活動区分資金収支計算書 51. 令和４年度　活動区分資金収支計算書 52. 令和５年度　活動区分資金収支計算書
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）計算書類（決算書）の該当部分	53. 事業活動収支計算関係比率（平成 30 年度～令和４年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r4/zaimu_jigyoukatudousyushikeisannsyokannkeihiritu.pdf 54. 事業活動収支計算関係比率（令和元年度～令和５年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r5/zaimu_jigyoukatudousyushikeisannsyokannkeihiritu.pdf 55. 令和３年度　事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 56. 令和４年度　事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 57. 令和５年度　事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表
貸借対照表 ■ 過去3年間	58. 貸借対照表関係比率（平成 30 年度～令和４年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r4/zaimu_taisyakutaisyouhyoukannkeihiritu.p

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）計算書類（決算書）の該当部分	df 59. 貸借対照表関係比率（令和元年度～令和５年度） https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r5/zaimu_taisyakutaisyouhyoukannkeihiritu.pdf 60. 令和３年度　貸借対照表 61. 令和４年度　貸借対照表 62. 令和５年度　貸借対照表
事業報告書 ■ 過去1年間（令和5（2023）年度）	63. 令和５（2023）年度　学校法人昌賢学園　群馬医療福祉大学・大学院・短期大学部　事業報告書
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度（令和6（2024）年度）	64. 令和６（2024）年度　事業計画について 令和６（2024）年度　事業予算書
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	65. 寄付行為
理事会議事録（原本証明付き写し） ■ 過去3年間	66. 令和３年度～令和５年度　理事会議事録

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出	
諸規程集 ■ 電子データ（PDF）による提出	67. 規程集　※本学の認証評価準備において併設の大学と同様の作業で資料を作成したため、資料番号を同様に付した ※下記に別途記述
B 学長のリーダーシップ	
教授会議事録（写し） ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出	68. 令和３年度　教授会・教員会会議録 69. 令和４年度　教授会・教員会会議録 70. 令和５年度　教授会・教員会会議録
C ガバナンス	

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
評議員会議事録（原本証明付き写し） ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出	71. 令和３年度　評議員会議事録 72. 令和４年度　評議員会議事録 73. 令和５年度　評議員会議事録

※＜諸規程集＞
○ 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
○ 番号は、規程のみの通し番号としてください。
○ 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
・個々の規程を記述する場合は、「提出資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：提出資料-規程集 １ ○○委員会規程）。
・基準Ⅳ（様式 8）のテーマ A「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として提出資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「提出資料-規程集」と記述してください。

通し番号	学園番号	規　程　名
1	A１	法人寄附行為
2	A２	役員の選任等に関する規則
3	A３	理事会運営規則
4	A４	評議員の選任等に関する規則
5	A５	事務組織及びその運営に関する規程
6	A６	公印取扱規程
7	A７	就業規則

8	A８	人事考課規程
9	A９	給与規程
10	A10	講師等非常勤者に関する就業規則
11	A11	教職員定年規程
12	A12	定年退職者再雇用規程
13	A13	嘱託就業規則
14	A14	教職員退職金規程
15	A15	経理規程
16	A16	幼稚園の保育料等の減免・免除等に関する細則
17	A17	資産運用規程
18	A18	固定資産及び物品管理規程
19	A19	稟議決裁規程、稟議手続細則
20	A20	職務権限規程
21	A21	育児・介護休業等に関する規則
22	A22	研修所利用規程
23	A23	ハラスメント防止等に関する規程
24	A24	グループ内の再入学に伴う規程
25	A25	転勤及び退職時の引継書についてのマニュアル
26	A26	安全衛生管理規程
27	A27	懲戒規程
28	A28	危機管理規程
29	A29	緊急対応マニュアル
30	A30	旅費規程
31	A31	マイカー業務使用に関する規程
32	A32	慶弔見舞規程
33	A33	文書取扱規程
34	A34	内部監査室規程
35	A35	奨学金（貸与）規程
36	A36	役員の報酬等の支給の基準
37	A37	役員退職金等支給規程
38	A38	消耗品及び貯蔵品管理に関する規程
39	A39	同窓会規約
40	A40	短時間・有期雇用の教職員皆様
41	B１	大学改革推進センター規程
42	B２	ＩＲ室規程
43	B３	地域連携・キャリアセンター規程
44	B４	高等教育支援センター運営規程
45	B５	国際交流センター運営規程

46	B６	学生支援センター規程
47	B７	入試広報センター規程
48	B８	就職センター規程
49	B９	事務局
50	B10	認証評価統括準備室規程
51	B11	図書館規程
52	B12	陽明学研究所規程
53	B13	本部
54	C０	委員会統括会議規程
55	C１	学生委員会規程
56	C２	ボランティア委員会規程
57	C３	環境美化委員会規程
58	C４	教務カリキュラム委員会規程
59	C５	進路指導委員会規程
60	C６	個人情報保護委員会規程（委員会の統合により削除）
61	C７	安全衛生・ハラスメント防止・個人情報保護委員会規程
62	C８	研究倫理・公的資金運営委員会規程
63	C９	認証評価準備委員会規程
64	C10	自己点検・評価・コンプライアンス委員会規程
65	C11	ＦＤ・ＳＤ委員会規程
66	C12	入試広報委員会規程
67	C13	紀要・論集委員会規程
68	C14	図書委員会規程
69	C15	国家試験受験対策委員会規程
70	C16	実習指導調整委員会規程
71	C17	教育支援委員会規程
72	C18	国際交流支援委員会規程
73	C19	公開講座委員会規程
74	C20	高大連携委員会規程
75	C21	地域貢献委員会規程
76	C22	学生相談委員会規程
77	C23	障害学生学修支援委員会規程
78	D１	大学学則
79	D２	学位規程
80	D３	３つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）
81	D４	大学組織規程
82	D５	学長規程

83	D６	教授会規程
84	D７	教育職員任用規程
85	D８	教育職員資格基準に関する規程
86	D９	職員任用規程
87	D10	外国人教員の任期に関する規程
88	D11	学生外国留学に関する規程
89	D12	ティーチング・アシスタント規程
90	D13	教職員研修規程
91	D14	ラーニングコモンズ運営規程
92	D15	紀要　投稿規程
93	D16	論集　投稿規程
94	D17	紀要・論集　査読規程
95	D18	図書館規程
96	D19	施設管理規程
97	D20	施設使用要項
98	D21	情報公開規程
99	D22	入学者選抜実施に関する細則
100	D23	大学入学共通テスト実施部会規程
101	D24	特待生選抜規程（在校生）
102	D25	外国人留学生規程
103	D26	学生懲戒規程
104	D27	授業料免除及び徴収猶予に関する規程
105	D28	科目等履修生規程
106	D29	聴講生規程
107	D30	倫理規程
108	D31	研究倫理規程
109	D32	研究活動における不正行為の防止等に関する規程
110	D33	研究倫理審査会規程（下記の No.34～37 の規程関係策定により削除）
111	D34	人を対象とする医療・福祉系研究倫理審査会規程
112	D35	遺伝子組換え実験等安全管理規程
113	D36	動物実験安全管理規程
114	D37	研究資料の保管方法等に関する内規
115	D38	コンプライアンスの推進に関する規程
116	D39	資金適正執行規程
117	D40	外部資金交付前の使用に係る立替えに関する内規
118	D41	競争的資金等の取扱いに関する規程
119	D42	競争的資金の間接経費使用に関する基本方針
120	D43	個人研究費制度実施基準

121	D44	自己点検・評価規程
122	D45	コンプライアンス・ガイドライン
123	D46	公益通報に関する規程
124	D47	個人情報の保護に関する規程
125	D48	特定個人情報取扱規程
126	D49	情報システム運用・利用・管理規程
127	D50	情報システムインシデント及びアクシデント時の行動計画に関する規程
128	D51	情報セキュリティ監査規程
129	D52	情報セキュリティ対策年度講習計画
130	D53	昌賢寮規程
131	D54	名誉教授称号授与規程
132	D55	ＦＤ・ＳＤ・他　研修規程
133	D56	教員採用候補者大学推薦学内選考規程
134	D57	社会福祉学部会議規程
135	D58	看護学部会議規程
136	D59	リハビリテーション学部会議規程
137	D60	医療技術学部会議規程
138	D61	事務長・部課長会議規程
139	D62	学年主任会議取扱い規程
140	D63	学年会議取扱規程
141	D64	ソーシャルワーク実習履修資格及び実習中止等の基準
142	D65	社会福祉学部 教育実習規程
143	D66	社会福祉学部 保育実習規程
144	D67	社会福祉学部 幼稚園実習規程
145	D68	養護教諭１種免許取得のための教育総合実習及び実習中止等の基準
146	D69	精神保健福祉援助実習履修資格及び実習中止等の基準
147	D70	看護学部臨地実習履修資格及び実習停止・中止等の基準
148	D71	リハビリテーション学部　臨床実習における倫理規定
149	D72	リハビリテーション学部　臨床実習履修資格及び実習中止等の基準
150	D73	医療廃棄物管理規程
151	D74	学生支援ガイド（R3.4～）
152	D75	障害学生学修支援の手引き　教職員向け基礎編（令和４年～）
153	D76	学部（学科）長候補者選考規程
154	D77	学生の通称名等使用の取扱いに関する要項
155	D78	発明等取扱規程
156	D79	医療技術学部　臨地・臨床実習実施規程
157	D80	公的研究費　内部監査マニュアル
158	D81	病院・施設　学内大学推薦選考規程

159	D82	GPA（グレード・ポイント・アベレージ）運用規定
160	E１	短期大学部学則
161	E２	医療福祉学科介護福祉士養成課程細則
162	E３	医事実習履修規程
163	E４	生活支援実習履修規程
164	E５	短期大学部会議規程
165	F１	学則
166	F２	履修規程
167	F３	科目等履修生規程
168	F４	聴講生規程
169	F５	３ポリシー大学院
170	F６	定期試験に関する細則
171	F７	授業料免除及び徴収猶予に関する規程
172	F８	駐車場利用規程（利用料徴求無しとなり削除）
173	F９	研究科委員会運営規程
174	F10	自己点検・FD 委員会規程
175	F11	紀要投稿規程
176	F12	公認心理師心理実践実習委員会規程
177	G１	後援会規約
178	G２	後援会慶弔基準

［注］

- □ 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- □ 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- □ ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- □ 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 5（2023）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 6（2024）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 6（2024）年度のものを備付資料として準備してください。
- □ 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 5（2023）年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- □ 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

［様式 10］備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	該当なし
地域・社会の各種団体との協定書等	1. 産学官連携に関する協定書 2. 国際交流に関する協定書 3. 公式ホームページ：社会連携・地域連携」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/cooperation/#gakushu 4. 「公式ホームページ：連携協定締結の状況」 https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/extension/cooperation_list.pdf 5. 「公式ホームページ:出前講座概要」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/admission/guidance/demae.html 6. 令和 5 年度　出前講座一覧 7. 出前授業　職業理解講座　shingaku アクセスオンライン　記録 8. 「学校法人昌賢学園　群馬医療福祉大学と群馬ヤクルト販売株式会社における産学連携に関する連携協定書」：（「産学官連携に関する協定書」） 9. 群馬医療福祉大学と東地区地域づくり協議会との連携協力に関する包括協定書 10. 群馬医療福祉大学　高大連携教育事業に関する協定書 11. CCRC 基本計画書　CCRC 事業連携証明書 12. ふじおか地域大学連携会議要綱　議事録 13. 藤岡市　まちなかキャンパス　報告書 14. 令和５年度　群馬医療福祉大学　公開講座案内 15. 令和５年度　公開講座　申込人数と参加人数 16. 令和５年度　群馬医療福祉大学　公開講座　参加者数一覧 17. 令和５年度　夏季論語の学堂開催のお知らせ 18. 令和５年度　冬季論語の学堂開催のお知らせ 19. 令和５年度　論語の学堂 受講者人数一覧 20. 「公式ホームページ: 読書の愉しみ」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/reading/ 21. 「明窓浄机」第３巻 22. 情報誌ふじおか　第３号 23. 地域連携センター運営規程 24. 令和３年・令和４年度　地域貢献活動報告書 25. 令和５年度　高大連携事業のご案内

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	26. 令和５年度　高大連携協定締結校　一覧 27. 高大連携状況
C 内部質保証	
過去 3 年間（令和 3（2021)年度～令和 5（2023）年度)に行った自己点検･評価に係る報告書等	該当なし
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	28. 令和 5 年度　高大連携協定締結高等学校等情報交換会：議事録 29. 令和 5 年度　高等学校教諭対象説明会・情報交換会　実施報告書
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上･充実のための PDCA サイクルに関する資料	30. アセスメントプラン 31. 群馬医療福祉大学・同短期大学部アセスメントポリシー（2024） 32. 「人生 100 年時代の社会人基礎力」説明資料
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的･質的データに関する印刷物等	33. 大学改革・教育の質保証に関する成果報告 34. 2024 年度　社会人基礎力・成長度調査報告 35. 修学ポートフォリオ　卒業時到達レポート 36. 大学の特色を生かした社会人基礎力評価の開発に向けての調査 37. 2023 授業評価アンケートまとめ 38. 「2023 基礎演習アンケート結果平均一覧」、「2023 総合演習アンケート結果平均一覧」、「令和５（2023）年度「基礎演習・総合演習・

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	自由記述一覧」」 39. 公式ホームページ：令和５年度　資格取得等実績 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/popup/graduate_shikaku_r5.html 40. 公式ホームページ：就職実績 https://www.shoken-gakuen.jp/university/career/jisseki.html ・GPA（グレード・ポイント・アベレージ）運用規程（提出－67） 41. GPA 面談報告書 ・2024 ファクトブック：「国家試験合格者数・合格率、資格取得状況」（pp.39-42）（提出－8） 42. 学位記授与数、卒業・修了者数、進学者数、就職者数、進学・就職の状況、国家試験の状況 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec07 43. 公式ホームページ：「基本情報公開：IR 情報」」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/ir.html 44. 令和 5 年度保護者説明会（前橋キャンパス）
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	45. 鈴木利貞・中田勝（2024）『咸有一徳 - 昌賢学園の全人教育 - 』（中央法規出版） 46. 学生支援ガイド 47. 学生支援ボランティア実施のお願いについて 48. 令和５年度　後期オリエンテーション学部・学年別スケジュール 49. 令和５年度　新春オリエンテーション学部・学年別スケジュール 50. 基礎演習　成果資料 51. 基礎演習　主権者教育について 52. 総合演習　成果資料 53. 総合演習　エントリー試験 54. 「公式ホームページ：ボランティア」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/volunteer/ 55. ボランティア活動記録簿 56. 令和５（2023）年度　ボランティア活動ハンドブック　改訂版 57. 令和５年度　依頼ボランティア　実施報告書 58. 令和５年度　行事ボランティア　実施報告書
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職	59. 令和５年度　事例・実習報告 60. 自己表現テスト

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
業教育の成果に関する資料	
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	61. 学生満足度調査 2023 62. 学生の意見を聴取する会　記録
就職先からの卒業生に対する評価結果	・令和５年度　アンケート調査報告書「卒業生調査」（提出－10） 63. 令和６年『医療・福祉業界研究セミナー』報告書
卒業生アンケートの調査結果	・令和５年度　アンケート調査報告書「卒業生調査」（提出－10）
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	・2024 年度　学生募集要項（提出－36） ・GUIDEBOOK　2024（提出－30） 64. 公式ホームページ：「受験生サイト」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/examinee/
入学手続者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	65. 2024 年度　入学の手引き 66. 令和６（2024）年度入学予定者対象　入学前指導実施要項 67. 入学前準備教育資料 68. 入学前指導課題提出物 69. 入学者選抜情報「学費のご案内」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/examinee/admission/gakuhi.html 70. 公式ホームページ：[キャンパスライフ]（「アパート・寮生活 」） https://www.shoken-gakuen.jp/university/campus/apart/
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	71. 2023 年度　履修の手引き 72. web システム学生説明資料 73. 「FRESHER’S CAMP 2024 in KARUIZAWA」 74. 「リメディアル教育プログラム（数学）についてのお知らせ」 75. 「公式ホームページ：令和 5 年度公認サークル」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/basic.html#sec12 76. 2023 年度　「障害学生学修支援　対応状況一覧」「合理的配慮願い（見本

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	文書）」
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	77. 生活環境表 78. 基礎調査シート
進路一覧表等 ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）	79. 令和３年度　進路状況 80. 令和４年度　進路状況 81. 令和５年度　進路状況 82. 公式ホームページ：「令和５年度　就職状況」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/popup/graduate_shushoku_r5.html
GPA 等の成績分布	83. 令和２年～令和５年度　成績分布・GPA 経年比較
学生による授業評価票及びその評価結果	84. 令和５（2023）年度　前期・後期　授業改善のための報告書 85. 令和５（2023）年度　後期授業評価アンケート　集計データ一覧 86. 「コメントカード」見本 87. 「シャトルカード」見本 88. 「ピアレビュー報告書（見本）」
社会人受入れについての印刷物等	・令和６年度（2024 年度）　学生募集要項　「社会人選抜」pp.6～7（提出－36） 89. 公式ホームページ: 科目等履修生・履修証明プログラム https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/extension/rishuseido/r06/rishusei_youkou.pdf
海外留学希望者に向けた印刷物等	90. 「公式ホームページ：海外研修参加者数」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/popup/overseas_training.html 91. フィリピン医療研修に参加しよう！ 92. キングス・ユニバーシティー・カレッジとの zoom 交流会　要項 93. 2024 年度（令和６年度）　海外研修Ａ　オーストラリア医療福祉研修（視察研修型）プログラム
留学生の受入れについ	・令和６（2024）年度　学生募集要項　留学生選抜　p12～13（提出－37）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
ての印刷物等	
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書又は基幹教員の個人調書 ■ 教員個人調書［様式21］（令和6（2024）年5月1日現在） ■ 教育研究業績書［様式22］（過去5年間（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）	94. 教員個人調書［様式24］（令和6年5月1日現在） 95. 教育研究業績書［様式25］（過去5年間（令和元年度～令和5年度） 96. 群馬医療福祉大学教員昇任人事の手続きマニュアル 97. 「令和5年度（学部別）担任・委員会組織（一覧）」 98. 公式ホームページ：「基本情報公開：専任教員一覧」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/staff/
非常勤教員一覧表又は基幹教員以外の教員一覧表［様式23］	99. 非常勤教員一覧表［様式23］
専任教員又は基幹教員の年齢構成表 ■ 認証評	100. 専任教員の年齢構成表（令和6年5月1日現在）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
価を受ける年度（令和6（2024）年5月1日現在）	
研究紀要・論文集 ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）	101. 群馬医療福祉大学紀要（令和3年度～令和5年度）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和6（2024）年5月1日現在）	102. 教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名）
FD活動の記録 ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）	103. FD研修一覧（令和3年度～令和5年度） FD研修実施報告書（令和3年度～令和5年度） 104.「公式ホームページ：FD・SD活動」 https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/fd/20230913FDSD.pdf

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
年度）	
SD 活動の記録 ■ 過去 3 年間（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）	103.SD 研修一覧（令和３年度～令和５年度） SD 研修実施報告書（令和３年度～令和５年度） 104.「公式ホームページ：FD・SD 活動」 https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/fd/20230913FDSD.pdf
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	105. 全体図、配置図、校地間の距離および交通手段 106. 前橋キャンパス各階図面 107. 施設案内 https://www.shoken-gakuen.jp/university/facilities/maebashi.html 108. 群馬医療福祉大学短期大学部　アクセスガイド
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	109. 図書館平面図 110. 群馬医療福祉大学図書館 http://www.shoken-gakuen.ac.jp/library/ 111. 短期大学部　医療事務・秘書コース https://www.shoken-gakuen.jp/university/faculty/junior_iryou_course/facility.html#course_tab
C 技術的資源	
学内 LAN の	112. 前橋キャンパス学内 LAN 敷設状況

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
敷設状況	113. 本町キャンパス学内 LAN 敷設状況 114. 藤岡キャンパス学内 LAN 敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	115. 前橋キャンパス PC 室配置図 116. 前橋キャンパス LL 室配置図 117. 本町キャンパス PC 室配置図 118. 藤岡キャンパス PC 室配置図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去 3 年間（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）	119. 各部門財産目録・決算資料明細 120. 「公式ホームページ財務状況　財産目録」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/finance.html 121. 「公式ホームページ財務状況　財務比率グラフ」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/finance.htm 122. 「公式ホームページ財務状況　貸借対照表」 https://www.shoken-gakuen.jp/pdf/zaimu/r5/zaimu_taisyakutaisyo.pdf
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）	123. 学長教員個人調書［様式 24］（令和 6 年 5 月 1 日現在）
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去 3	124. 学校法人実態調査表（令和 3 年度～令和 5 年度）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
年間（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）	
事業に関する中期的な計画 ■ 令和 5（2023）年度計画を含むもの	125. 学校法人　昌賢学園　群馬医療福祉大学・短期大学部　中長期計画 126. 学校法人　昌賢学園　経営改善計画書
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書［様式21］（令和6（2024）年5月1日現在） ■ 専任教員として授業を担当している場合、又は、基幹教員として授業を担当している場合、過	127. 学長教員個人調書［様式 24］（令和 6 年 5 月 1 日現在） 128. 学長教育研究業績書［様式 25］（令和元年度～令和 5 年度）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
去 5 年間（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）の教育研究業績書［様式 22］	
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間（令和 5（2023）年度）	129. 各種委員会開催実績（様式 26） 130. 各種委員会等議事録 131. 令和 5 年度　センター・委員会活動報告書 132. 令和 5 年度　センター・委員会活動計画書 133. センター・委員会等職務一覧
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間（令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度）	134. 令和 3 年度～令和 5 年度　内部監査室　業務実績一覧 135. 公式ホームページ：財務状況「監査報告書」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/finance.html 136. 「公式ホームページ：寄付行為、財務、役員報酬等支給の基準、事業計画、事業報告、ガバナンス・コード」 https://www.shoken-gakuen.jp/university/about/disclosure/fprg-c.html

［注］

- □ 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- □ 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- □ ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」に

は URL も記載してください。

□ 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 5（2023）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 6（2024）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 6（2024）年度のものを備付資料として準備してください。

□ 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 5（2023）年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。

□ 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 10 の通しページを付してください。